

# **<前期> 共通プログラム**

## **【講義①】**

# **生活困窮者自立支援の基本的な考え方**

平成28年8月31日

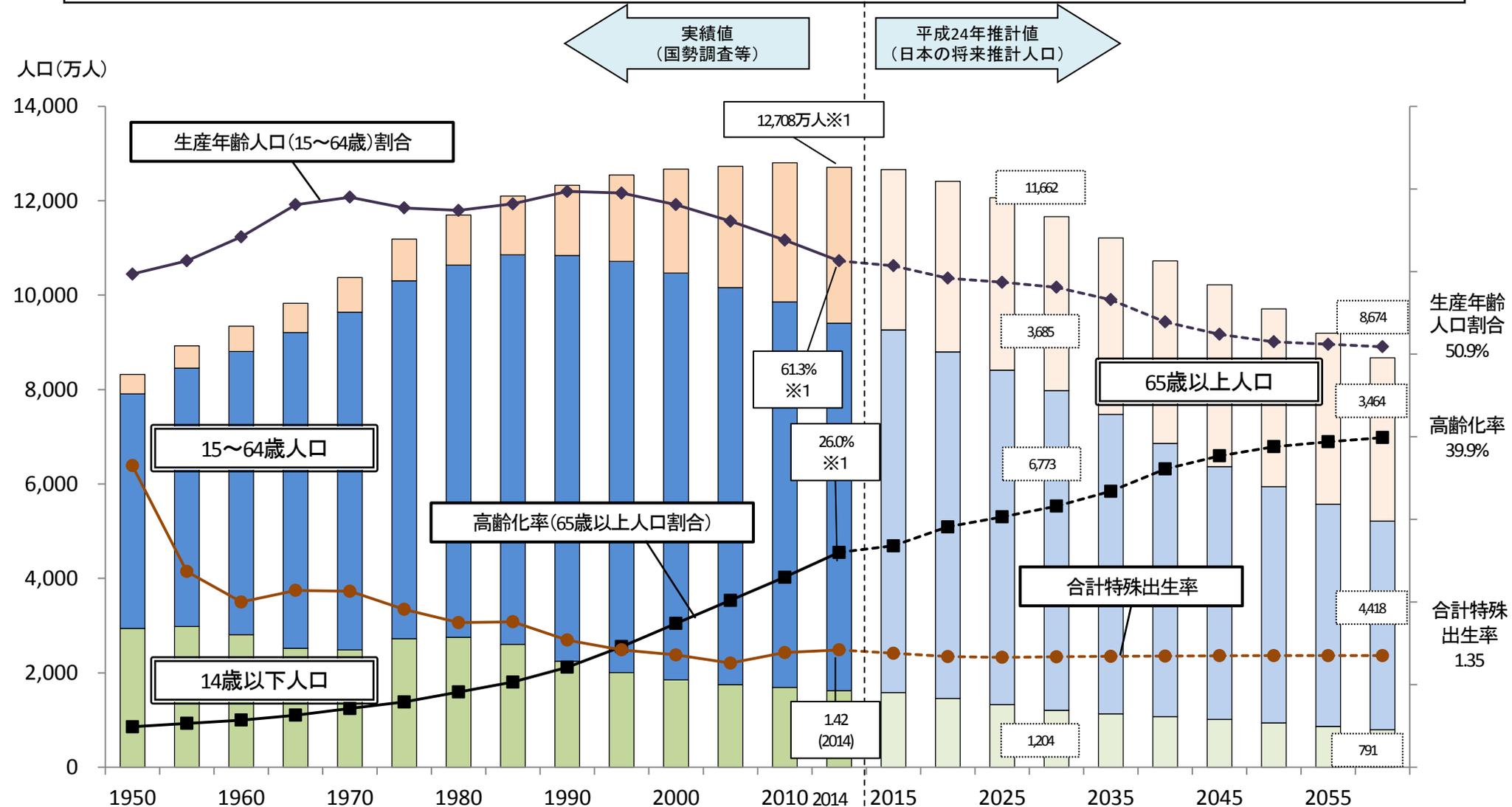
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室長 本後 健

# 1 社会情勢の変化

# 日本の人口の推移

○日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



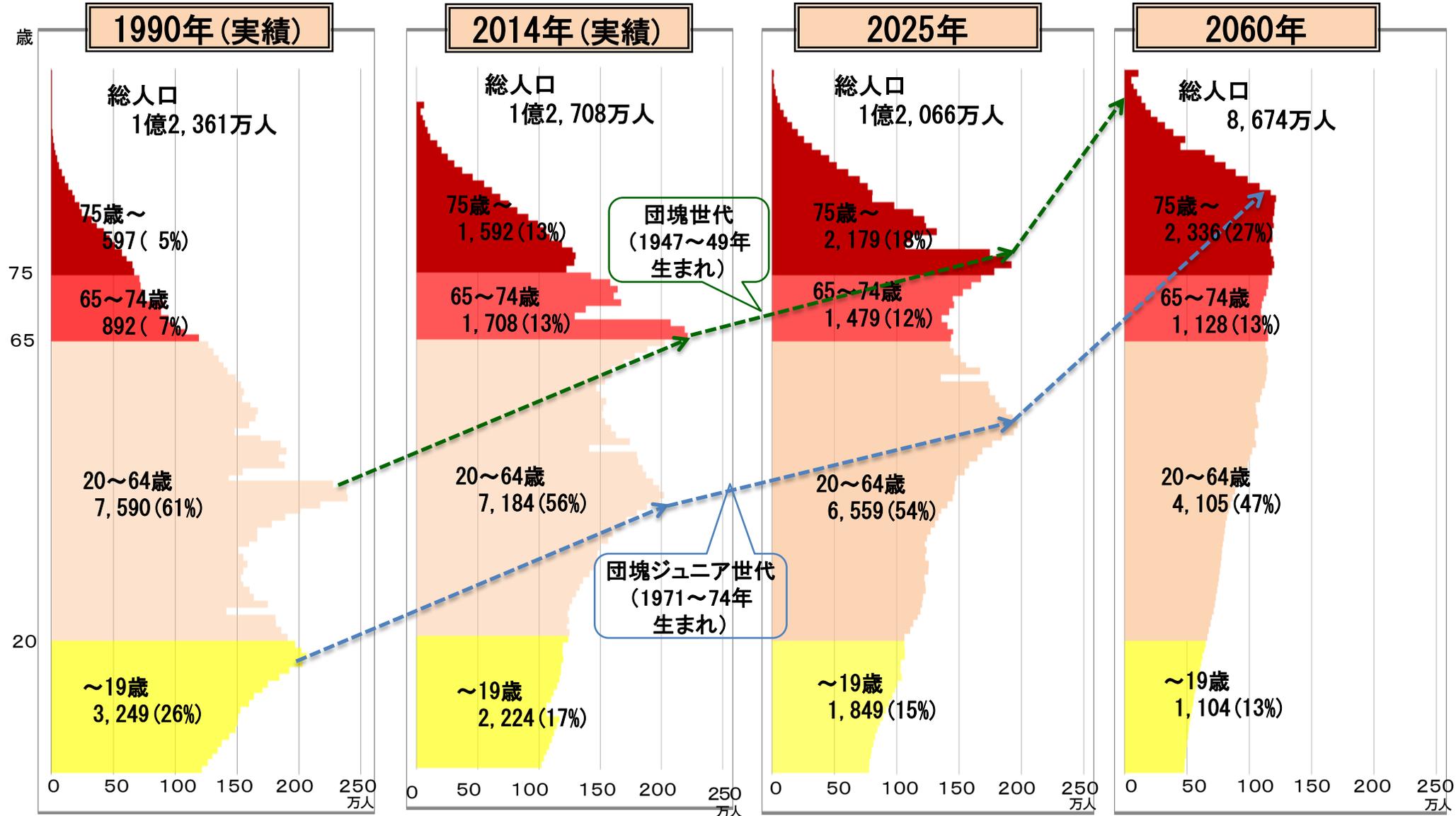
(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典:平成26年度 総務省「人口推計」(平成22年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

# 日本の人口ピラミッドの変化

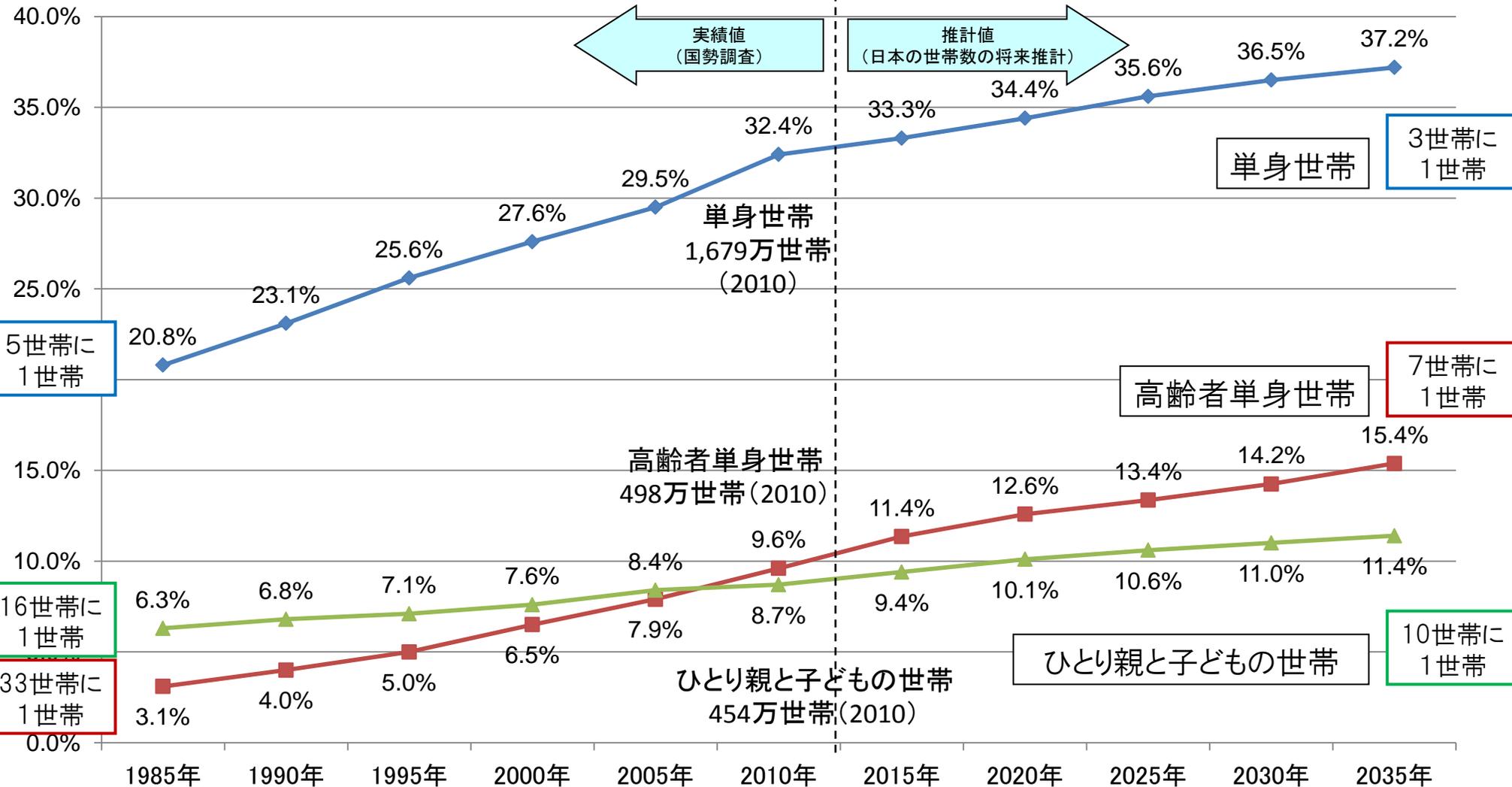
○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。  
 ○2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

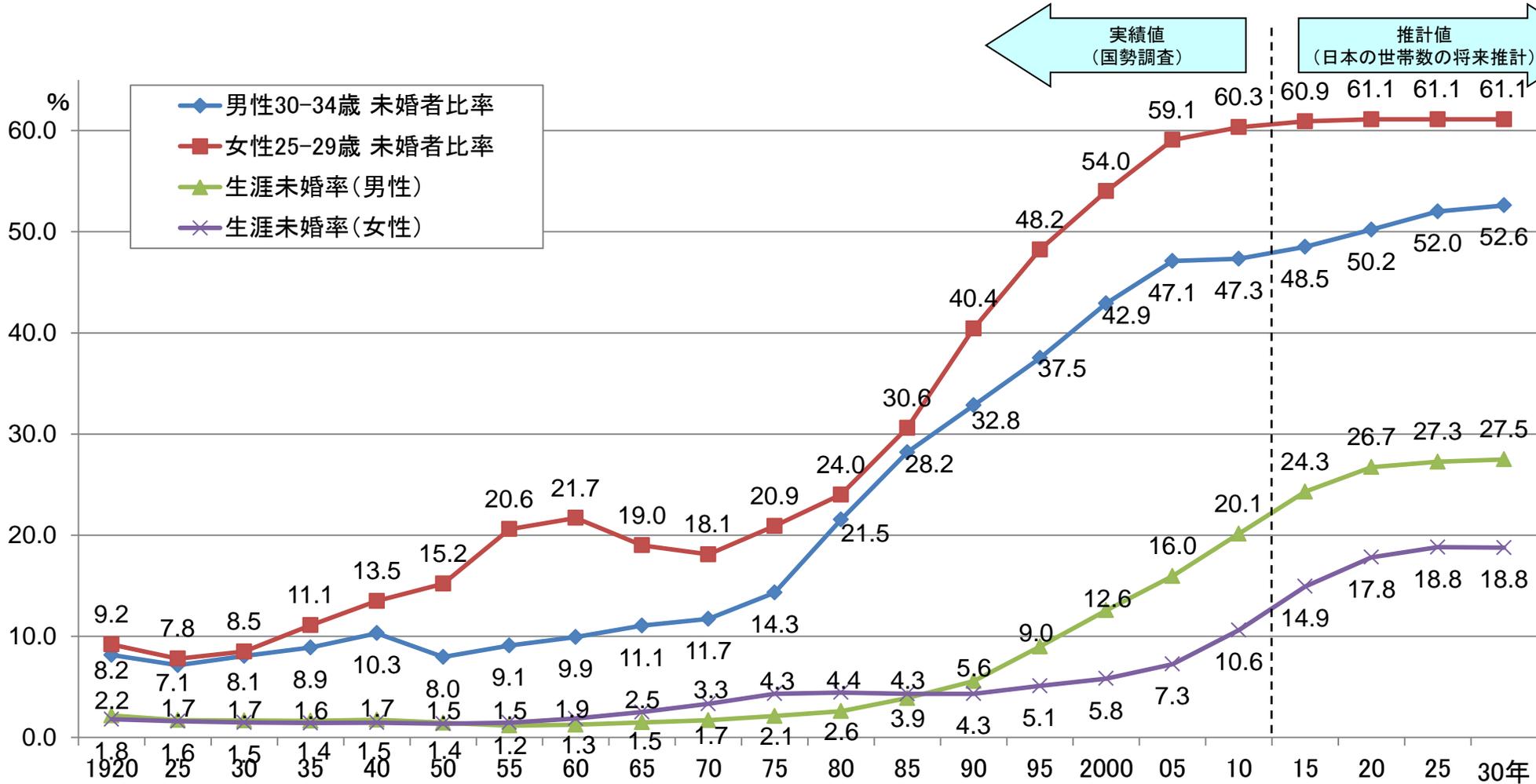
# 世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯(全世帯数約5,184万世帯)、2030年には約4割に達する見込み。



# 生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



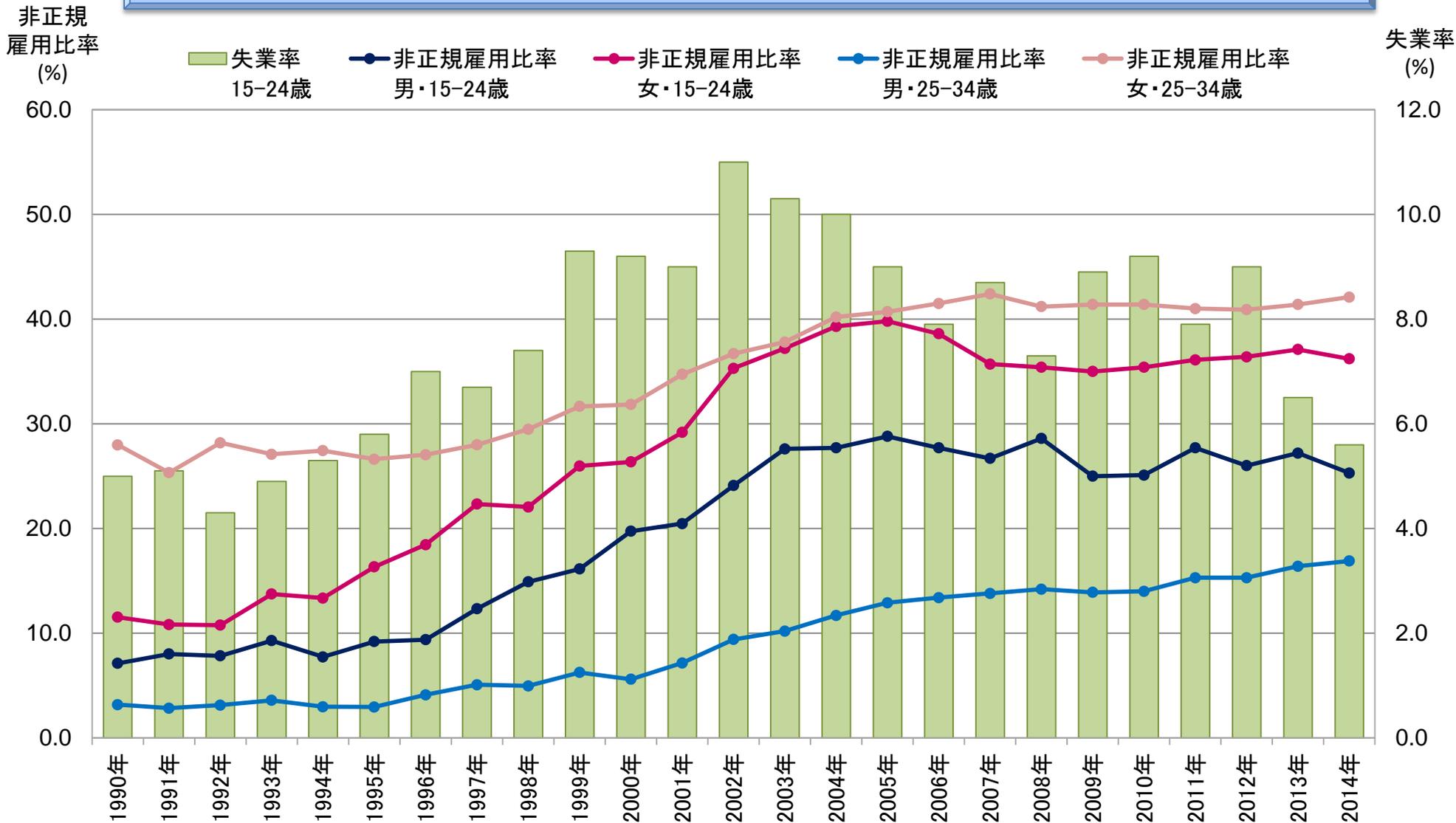
資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

# 日本の若年者の失業率、非正規雇用比率の推移



資料出所:「労働力調査」

失業率は、長期時系列データ(基本集計)の原数値・各年2月、

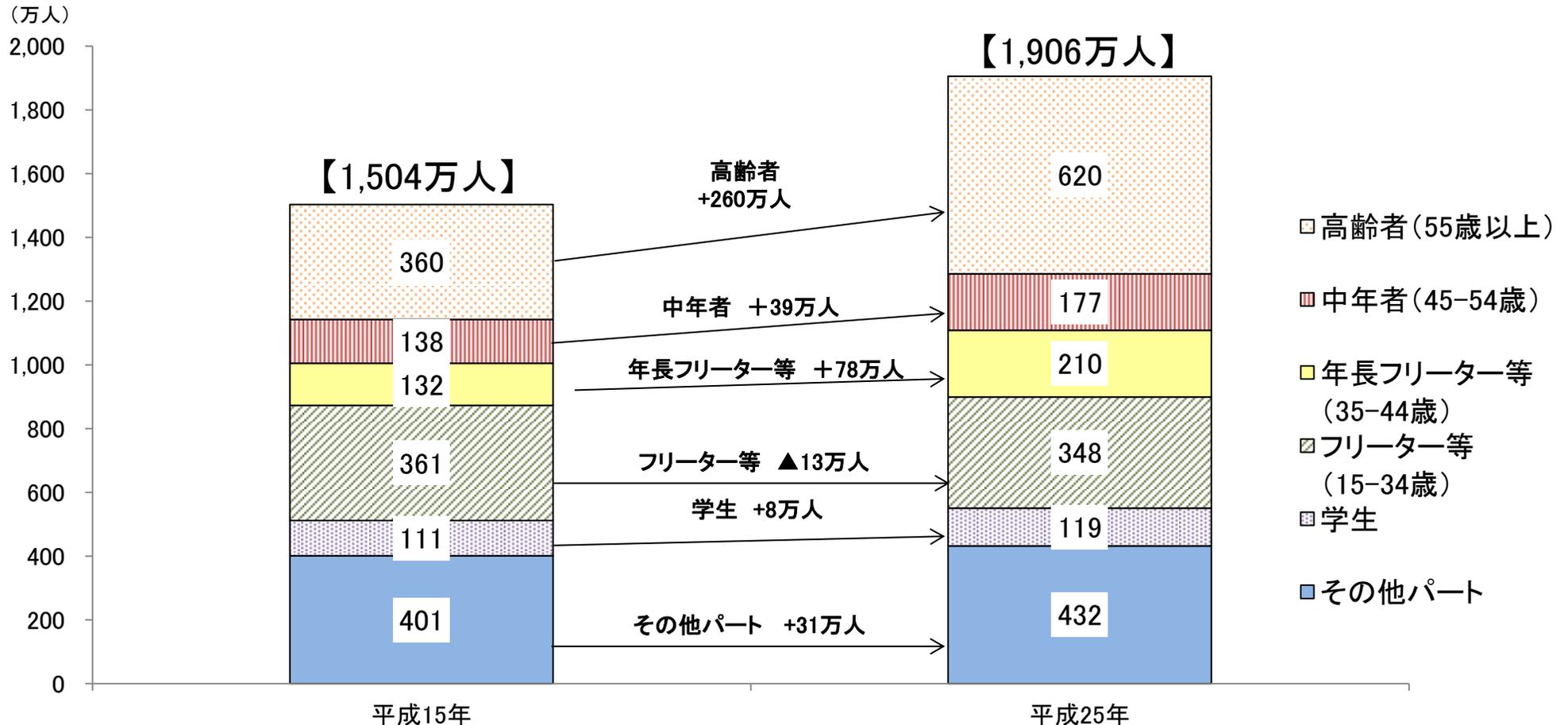
非正規雇用率は、2001年までは、総務省統計局「労働力調査特別報告」各年2月、2002年以降は長期時系列データ(詳細集計)の年平均値。

注:非正規雇用率は、役員を除く雇用者に占める正社員以外の雇用者で、学校在学中を除く。

2011年は東日本大震災の影響で調査不能となった分を補完的に推計した値(2010年国勢調査基準)。

# 非正規雇用労働者の動向

○ 非正規雇用労働者の増は高齢者の寄与が大きいものの、中年者や35歳以上の年長フリーター等も増加。



(資料出所)「労働力調査(詳細集計)」(年平均)平成15年:報告書非掲載表 第2表、第4表 平成25年:第I-3表

(注)1) 非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

2) 高年齢者:55歳以上の非正規雇用労働者。

3) 中年者(45-54歳)、年長フリーター等(35-44歳)、フリーター等(15-34歳):それぞれの年齢階級の非正規雇用労働者から、学生・その他パートを除いた数。

4) 学生:在学中の非正規雇用労働者(15-24歳)

5) その他パート:世帯主の配偶者である女性のパート・アルバイト(15-54歳)

## 国民年金加入者（第1号被保険者）の就業状況

- 国民年金第1号被保険者のうち約4割(36%)が、常用雇用及び臨時・パートの者で占められている。
- 平成11年からの推移をみると、常用雇用及び臨時・パートの割合が上昇し、自営業者の割合が低下している。

(単位: %)

	平成11年調査	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査	平成23年調査
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自営業主	22.6	17.8	17.7	15.9	14.4
家族従業者	11.3	10.1	10.5	10.3	7.8
<b>常用雇用</b>	9.8	10.6	12.1	13.3	<u>7.7</u>
<b>臨時・パート</b>	16.6	21.0	24.9	26.1	<u>28.3</u>
無職	34.9	34.7	31.2	30.6	38.9
不詳	4.8	5.7	3.6	3.8	3.1

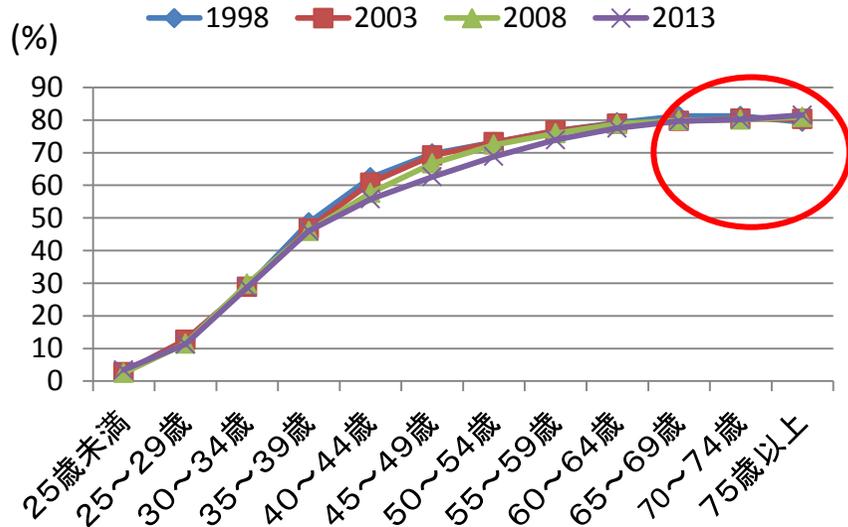
※【常用雇用】正社員の他に、雇用者であって1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者のことをいう。

【臨時・パート】自営業者・雇用者以外の就業者をいう。登録社員や派遣社員などのフルタイムでない雇用者や、家庭教師のアルバイト、内職などが該当

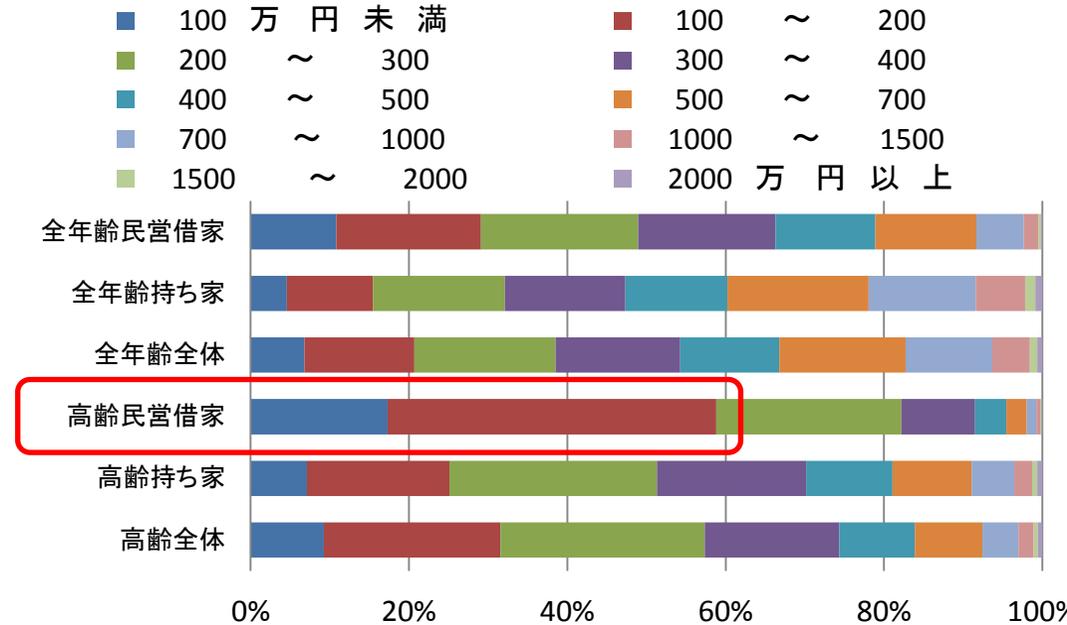
# 住居に関する状況

- 高齢者世帯の持家率は約8割で経年変化は見られないが、地域ごとのばらつきが大きい。残り約2割(約320万世帯)が借家居住。
- 公営住宅管理戸数は平成17年度をピークに減少傾向にあり約216万戸であり、その入居者(世帯主)のうち48%が65歳以上(2013年)。民営借家居住層には低所得の者が多い。

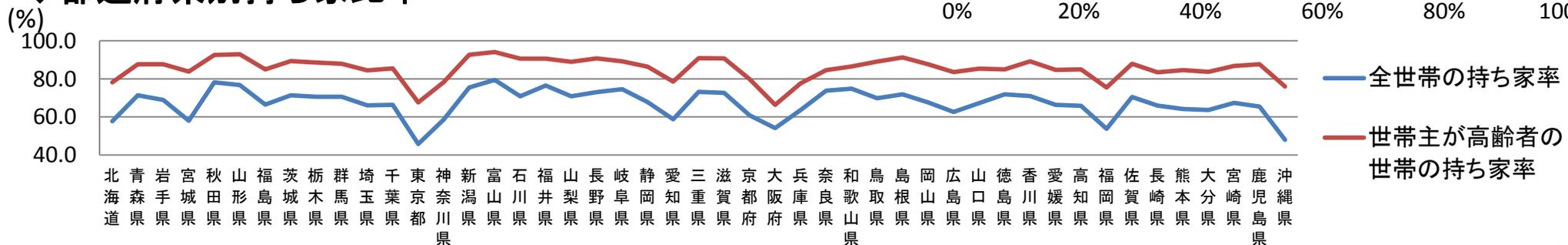
## ◆持家比率の推移(家計を主に支える者の年齢階級別)



## ◆持家・借家の別所得階級の分布



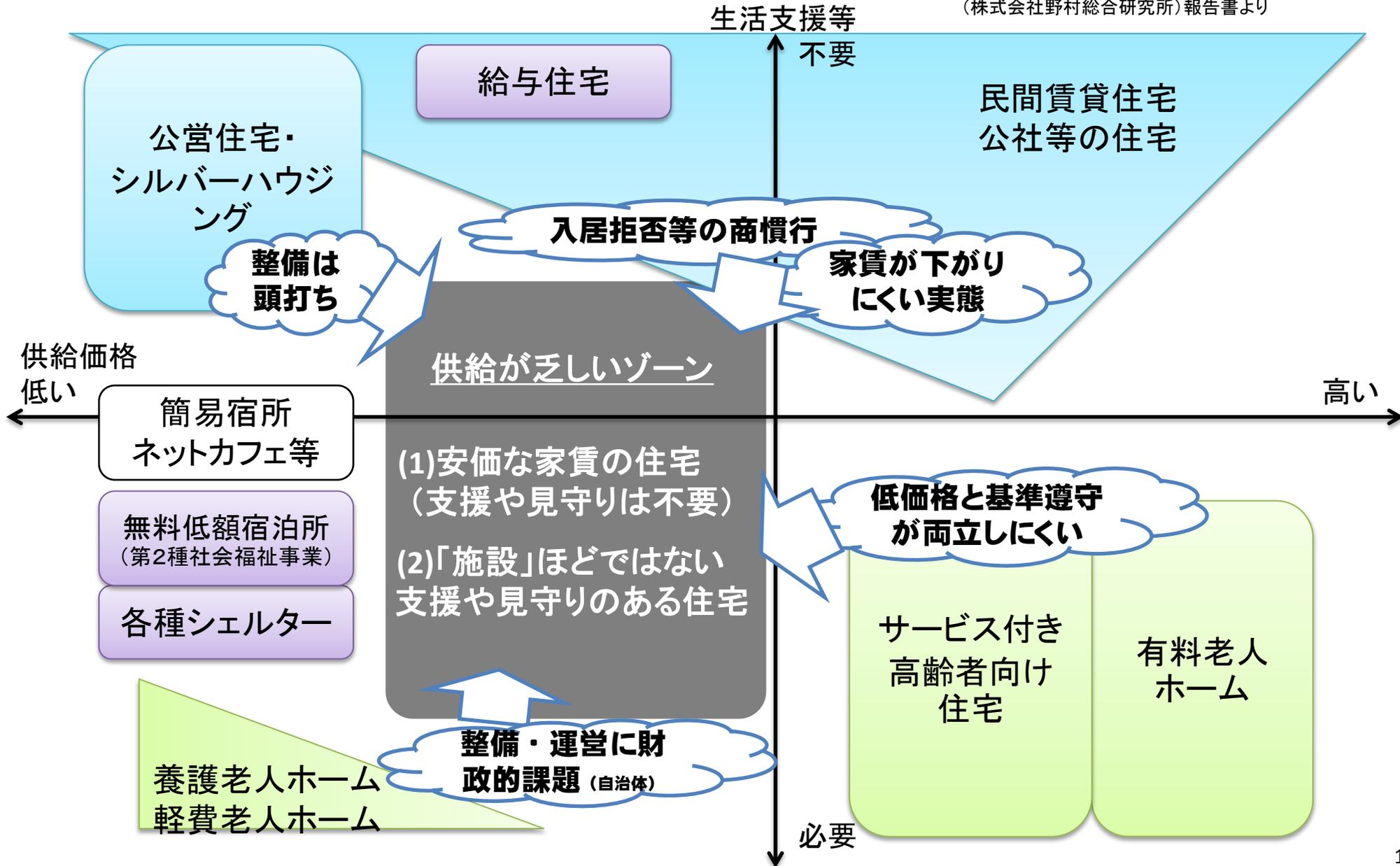
## ◆都道府県別持ち家比率



資料出所: すべて平成25年住宅・土地統計調査(総務省)

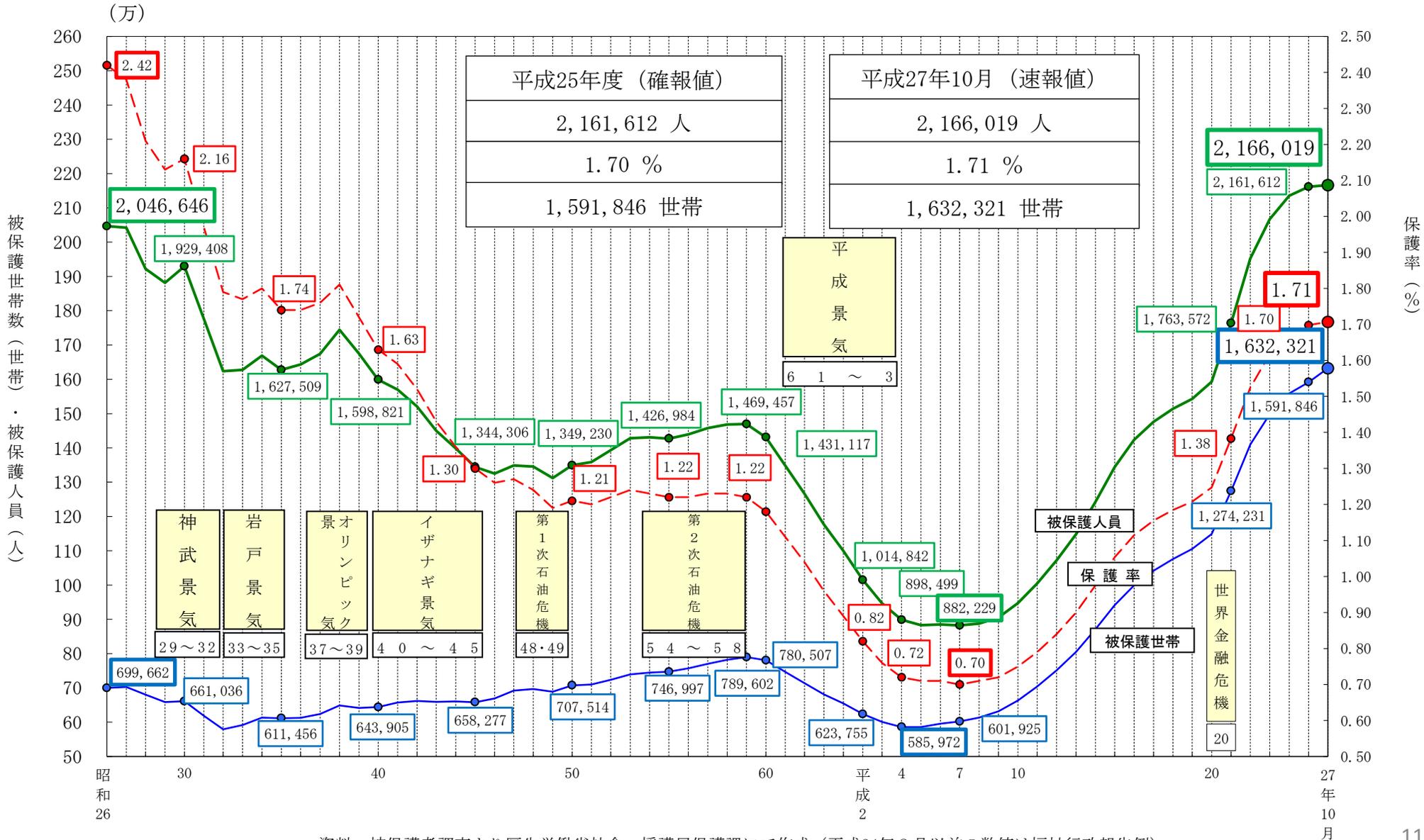
# 各種居住資源の供給に当たっての課題

(資料)平成27年社会福祉推進事業  
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」  
(株式会社野村総合研究所)報告書より



# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約217万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

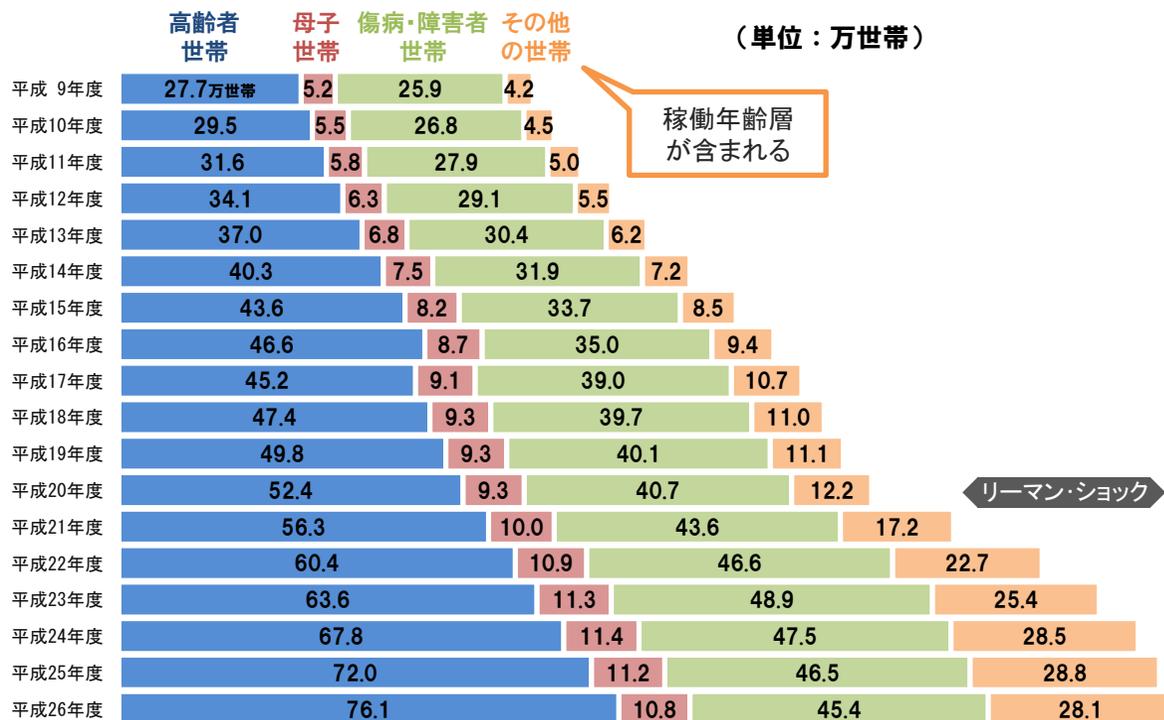


資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

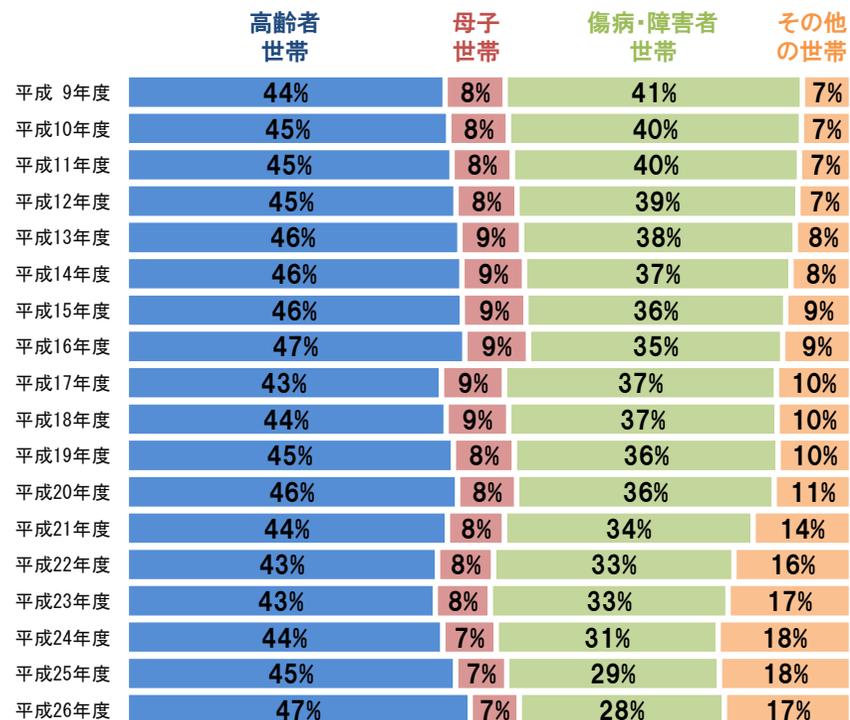
# 世帯類型別の生活保護受給世帯数と構成割合の推移

リーマン・ショック後、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加した。近年、景気回復等の影響により「その他の世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」のみ増加傾向にある。

## ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



## ■ 世帯類型別の構成割合の推移



【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成26年度は速報値)

注:世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

### 世帯類型の定義

- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯

### 参考

その他の世帯のうち年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

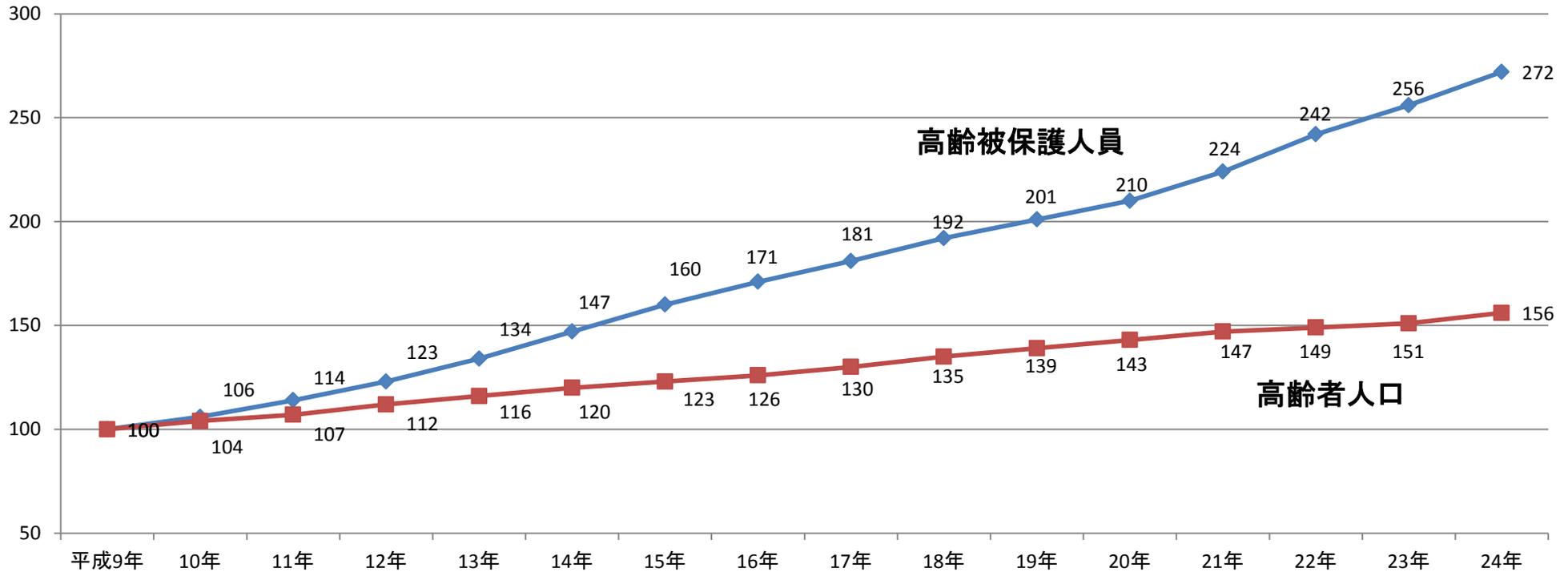
- ・ 20~29歳 : 5.4%
- ・ 50歳以上 : 54.0%

(平成25年)

# 65歳以上人口の伸びに関する比較（被保護人員と総人口）

- 高齢者人口の伸びに対し、高齢被保護人員数の伸びの方が大きい。
- 具体的には、高齢者人口と高齢被保護人員者について、平成9年を100とした場合、平成24年で被保護人員は272に対し、総人口は156となっている。

(指数)



	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
被保護人員(人)	306,547	325,316	348,157	377,122	411,830	449,320	489,843	525,131	555,096	587,252	616,963	642,829	687,662	740,978	783,404	832,511
(指数)	100	106	114	123	134	147	160	171	181	192	201	210	224	242	256	272
総人口(千人)	19,758	20,508	21,186	22,041	22,869	23,628	24,311	24,876	25,761	26,604	27,464	28,216	29,005	29,484	29,752	30,793
(指数)	100	104	107	112	116	120	123	126	130	135	139	143	147	149	151	156

資料)厚生労働省「被保護者調査年次調査(平成23年までは被保護者全国一斉調査)」、総務省「人口推計」  
 総人口は、各年10月1日現在推計人口。また、被保護人員は、各年7月31日現在(平成22年までは7月1日現在)

## 2 生活困窮者自立支援法 について

# 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年度）

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件となっている。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は、約5.6万件となっている。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながっている。

【参考】27年度における国の目安値

- ①新規相談受付件数：人口10万人あたり20件/月
- ②プラン作成件数：人口10万人あたり10件/月
- ③就労支援対象者数：人口10万人あたり6件/月
- ④就労・増収率：40% (件数、人)

平成27年4月～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	143,772	14.5	27,748	2.8	17,458	1.8	13,859	5,174
指定都市	54,333	16.6	21,450	6.6	7,087	2.2	4,982	909
中核市	28,306	12.9	6,372	2.9	3,662	1.7	2,624	863
合計	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

月別	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		
4月分	23,919	18.6	2,911	2.3	1,842	1.4	1,021	327
5月分	19,701	15.3	3,275	2.5	2,077	1.6	1,364	400
6月分	21,054	16.4	4,431	3.4	2,589	2.0	1,808	554
7月分	20,523	16.0	6,807	5.3	2,473	1.9	1,938	631
8月分	17,995	14.0	4,739	3.7	2,345	1.8	1,754	631
9月分	18,294	14.2	4,574	3.6	2,274	1.8	1,861	598
10月分	18,201	14.2	5,030	3.9	2,610	2.0	2,015	695
11月分	17,048	13.3	4,743	3.7	2,429	1.9	2,026	647
12月分	15,126	11.8	4,504	3.5	2,311	1.8	1,828	630
1月分	17,017	13.2	4,532	3.5	2,291	1.8	1,798	636
2月分	18,006	14.0	4,736	3.7	2,409	1.9	1,919	576
3月分	19,527	15.2	5,288	4.1	2,557	2.0	2,133	621
合計	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

# 調査対象自治体における支援実績（抜粋）について

## 調査の概要

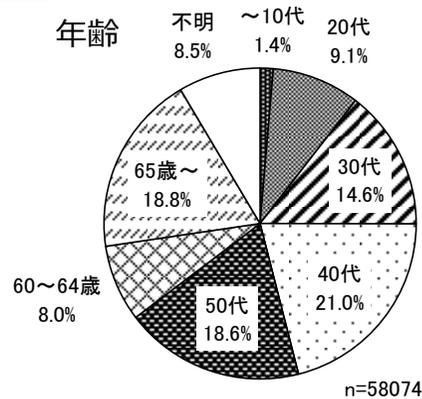
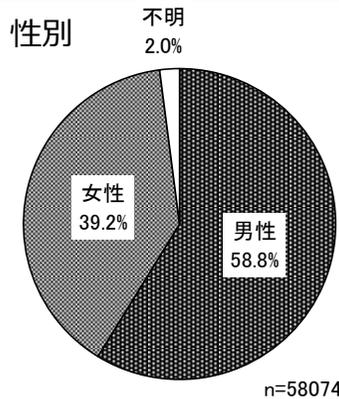
○平成27年度社会福祉推進事業において、自立相談支援機関における支援実績について把握するため、平成26年度よりモデル事業を実施していた調査対象自治体（121箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成27年4月～平成28年3月新規受付ケース

【回収状況】 119自治体から新規相談受付58,074ケース、支援決定14,746ケース  
※一時生活支援事業のみ利用が主となっている拠点のデータは除く

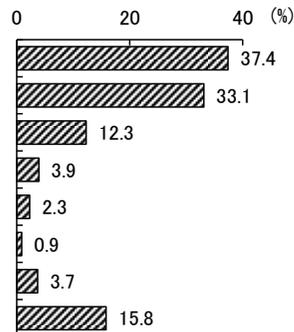
## 1 新規相談受付



### 相談経路（複数回答）

n=58074

本人自ら連絡（来所）	37.4
関係機関・関係者からの紹介	33.1
本人自ら連絡（電話・メール）	12.3
家族・知人から連絡（来所）	3.9
家族・知人から連絡（電話・メール）	2.3
自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた	0.9
その他	3.7
不明	15.8



## 2 スクリーニング

＜自立相談支援機関の利用申込みの際の情報共有について同意なしを含めた場合＞

n=52534

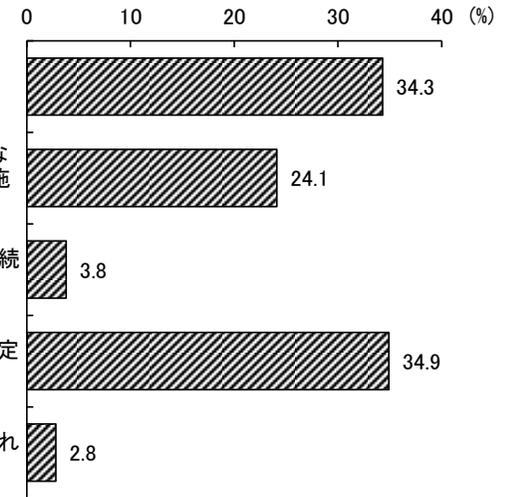
情報提供や相談対応のみで終了

他の制度や専門機関で対応が可能でありつながら（必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする）

現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む

自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する

スクリーニング判断前に中断・終了（連絡がとれない/転居等）

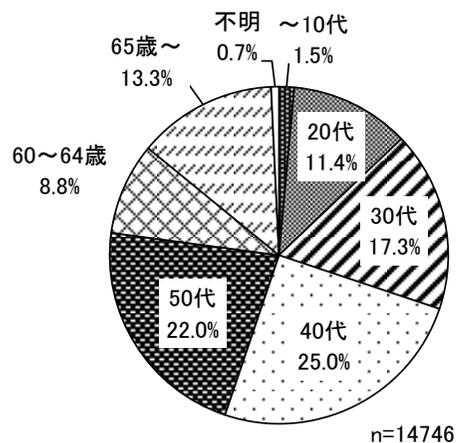


※新規相談受付の58,074件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施52,534件についての内訳。

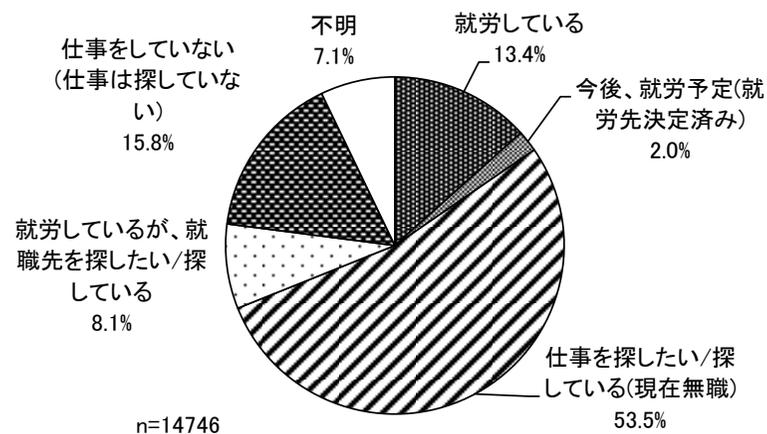
### 3 支援決定の状況

支援決定（初回プラン）ケースの状態像

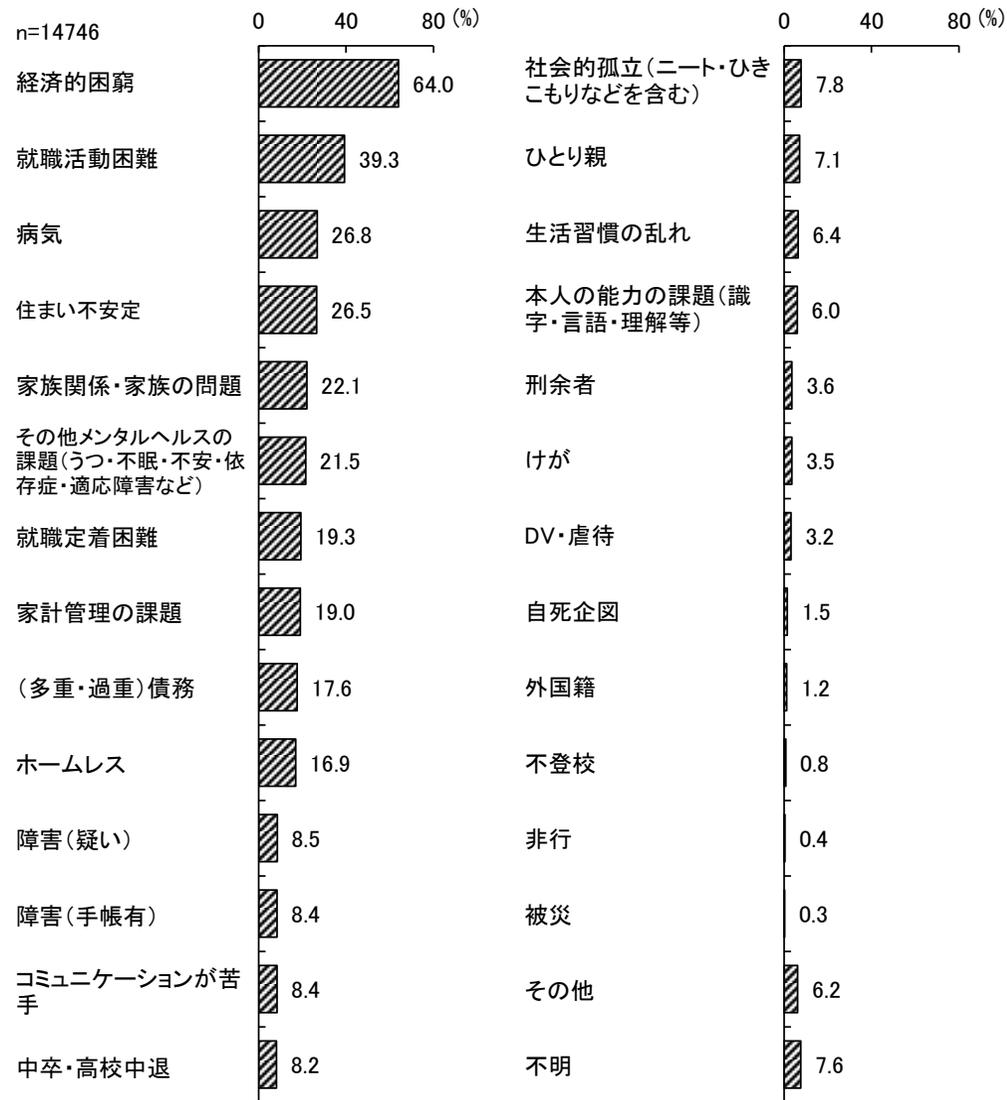
年齢



就労状況

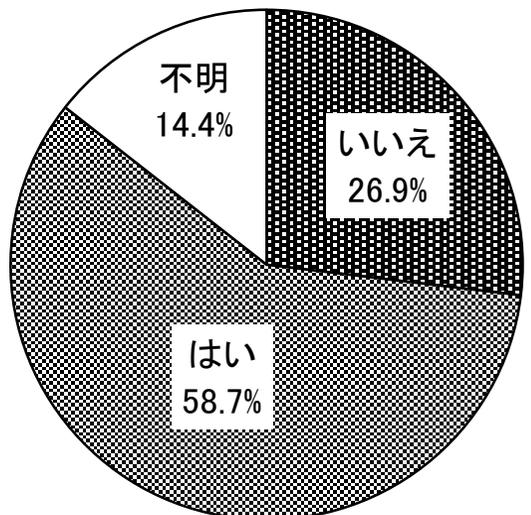


本人の状況（複数回答）



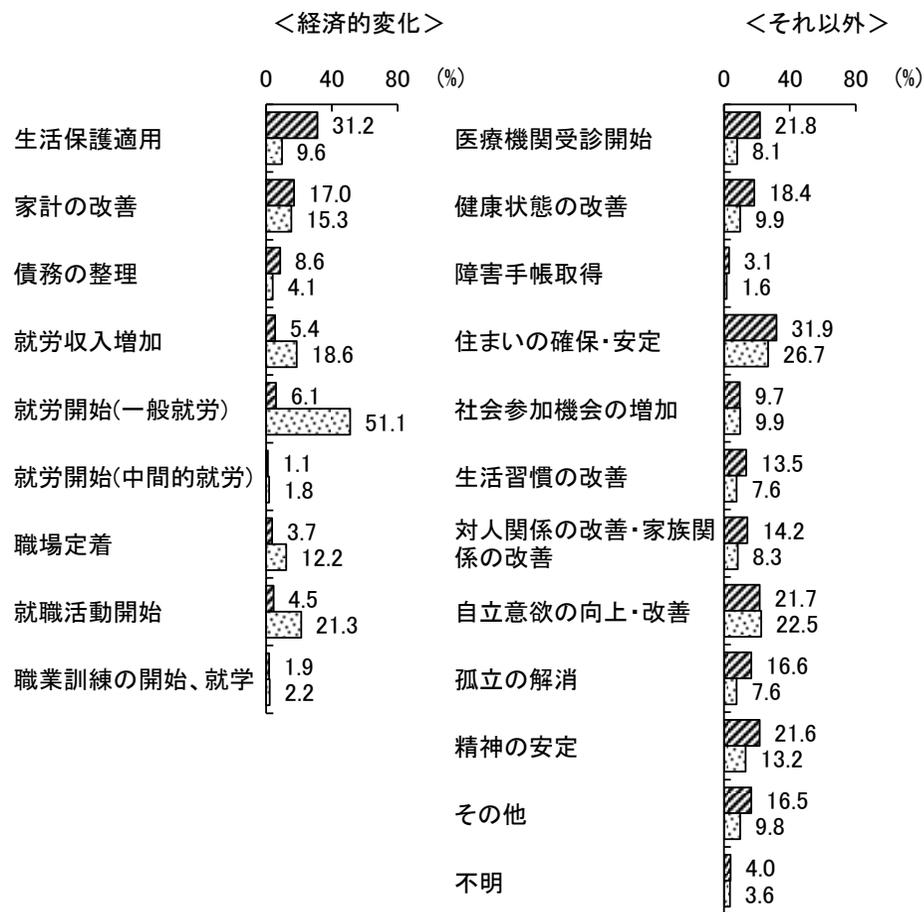
# 4 プランの内容

プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



n=14746

プラン期間内での一般就労の目標と変化の内容

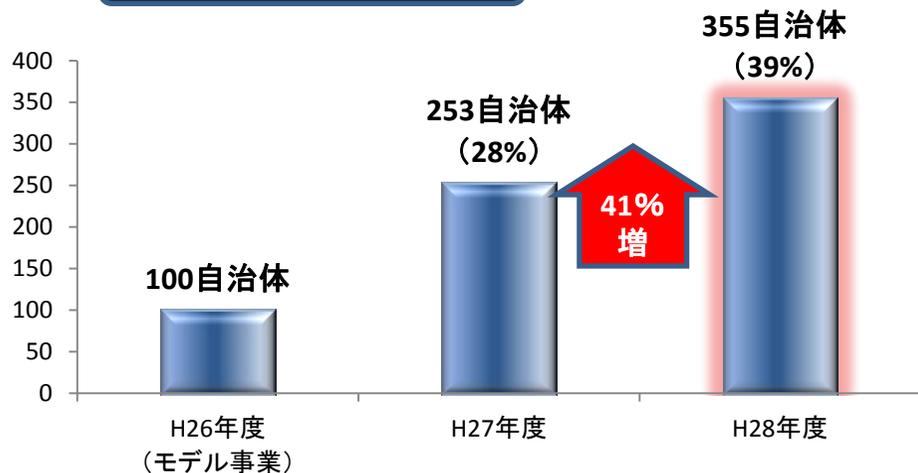


■ 一般就労達成を目標にしている n=5482  
 □ 一般就労達成を目標にしている n=2507

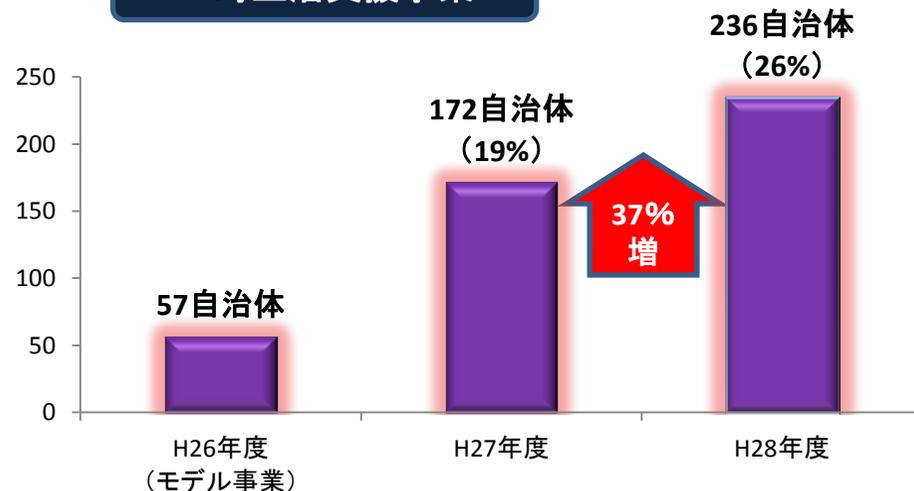
# 1 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

- 平成28年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加している。  
（自治体別の状況は別添のとおり）

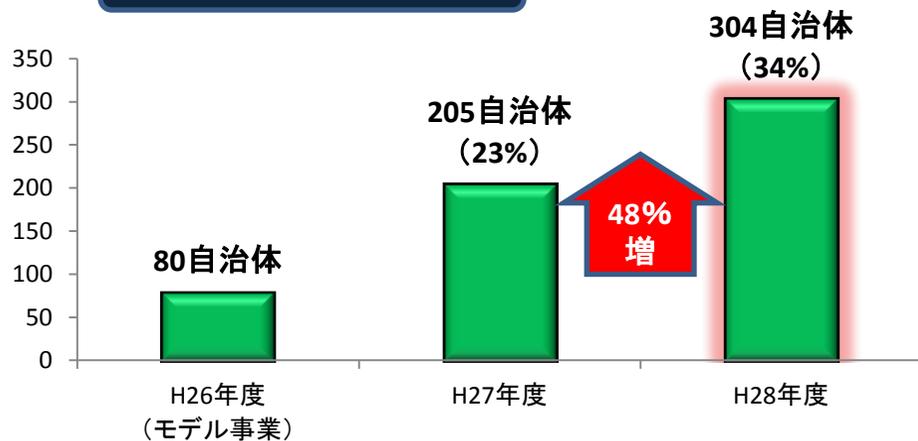
## 就労準備支援事業



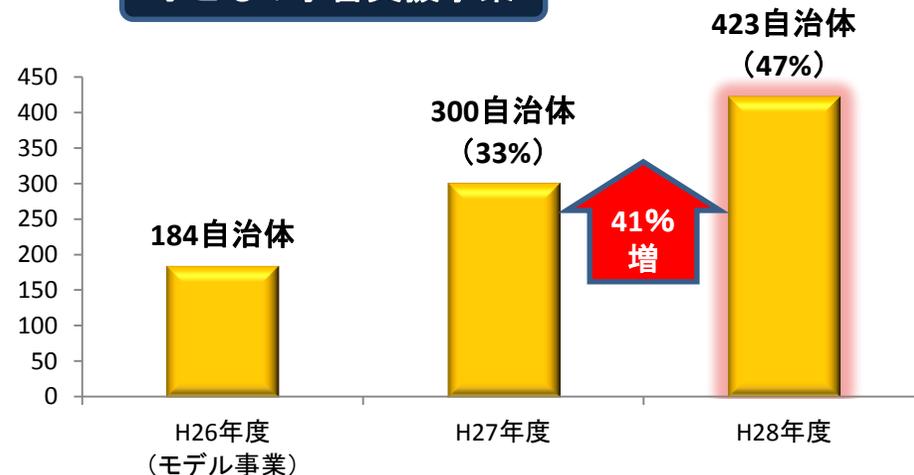
## 一時生活支援事業



## 家計相談支援事業



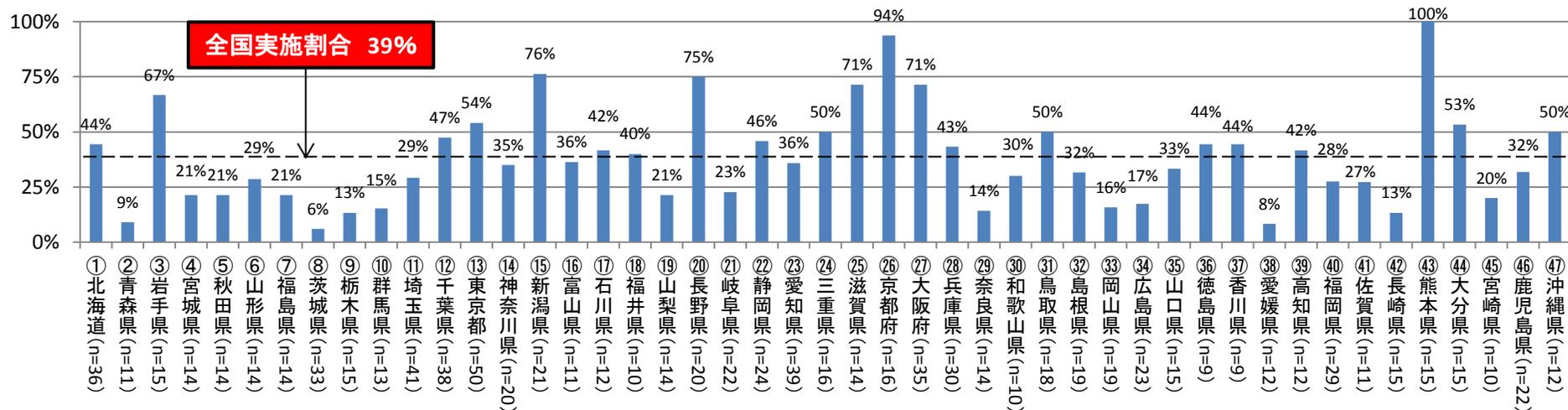
## 子どもの学習支援事業



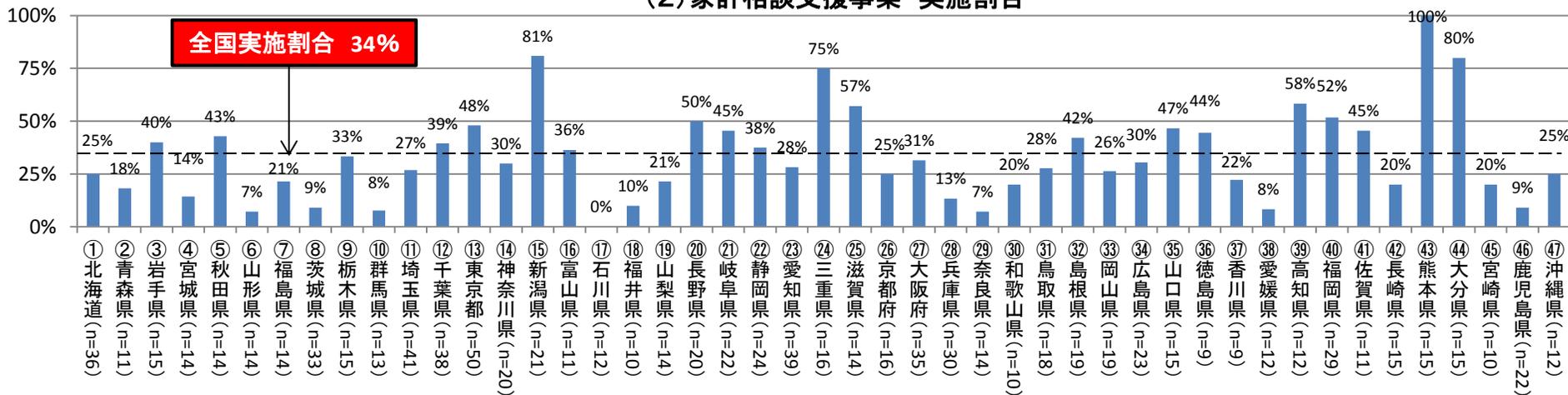
# 1-2 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

平成28年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は39%、家計相談支援事業は34%、一時生活支援事業は26%、子どもの学習支援事業は47%となっているが、都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。

### (1) 就労準備支援事業 実施割合

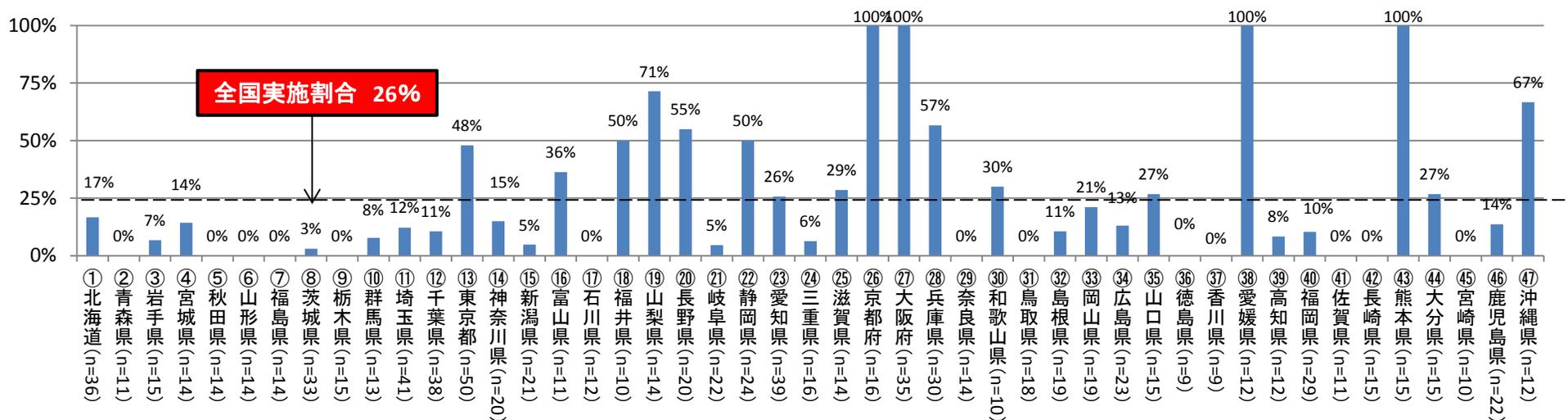


### (2) 家計相談支援事業 実施割合

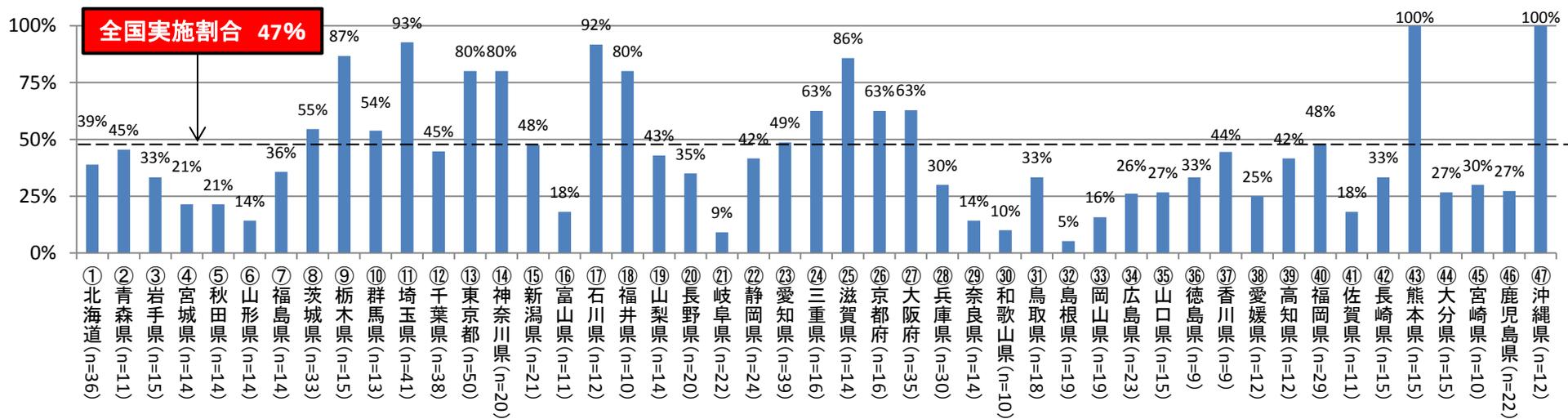


# 1-2 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

## (3) 一時生活支援 実施割合

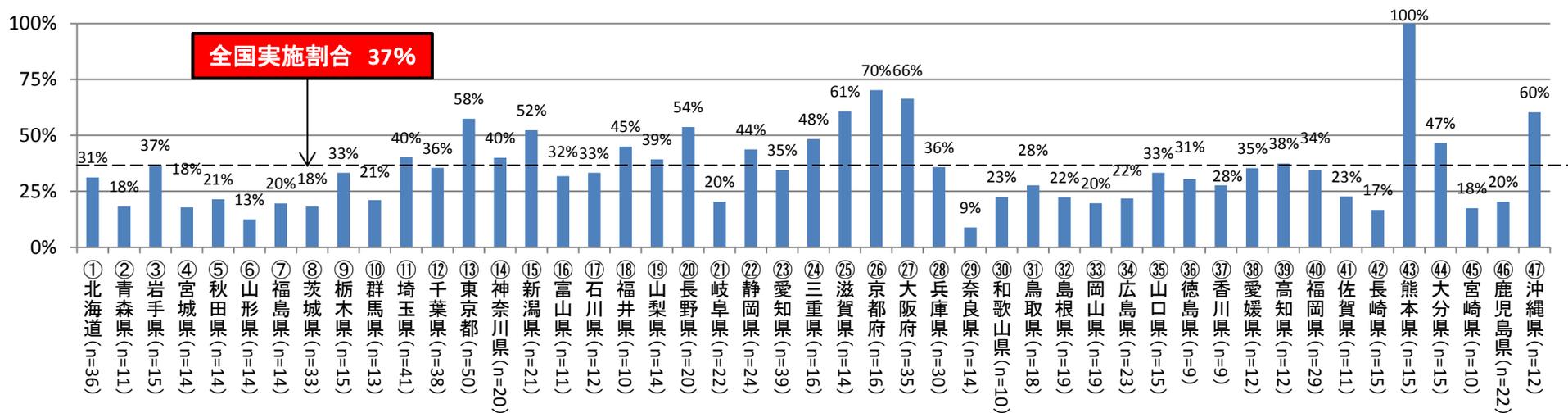


## (4) 子どもの学習支援事業 実施割合



# 1-2 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

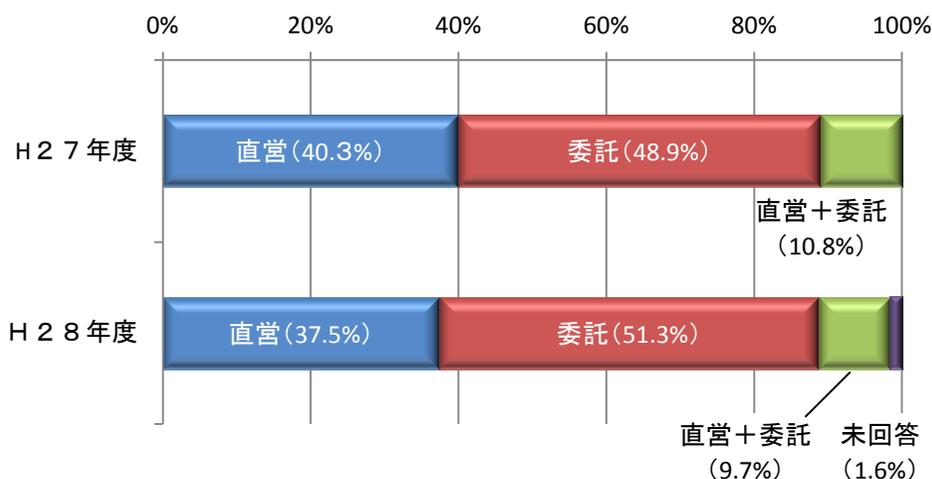
## (5) 4事業合計 実施割合



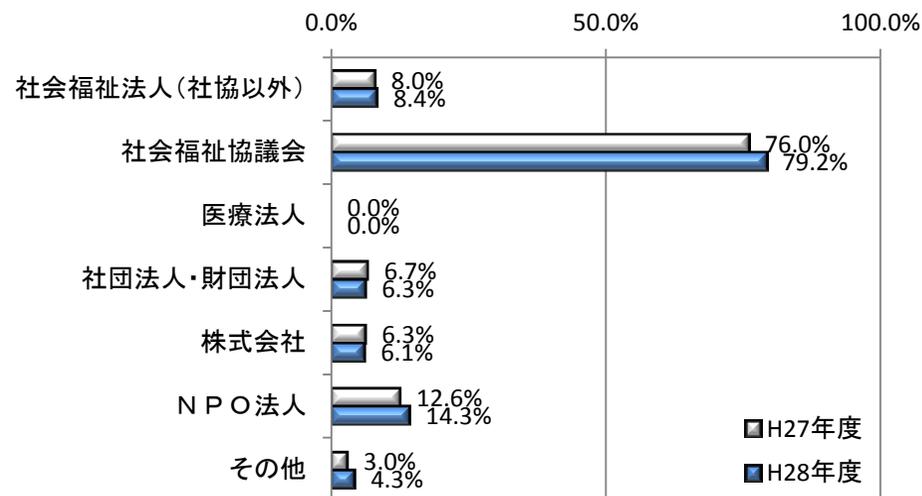
## 2-1 各事業の実施状況【自立相談支援事業】

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて61%の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会が79.2%と最も多く、次いでNPO法人（14.3%）や社会福祉法人（社協以外）（8.4%）となっている。
- 事業の実施場所については役所・役場内が56.2%、委託先施設内が37.4%となっている。
- 約半数（47.7%）の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施している。

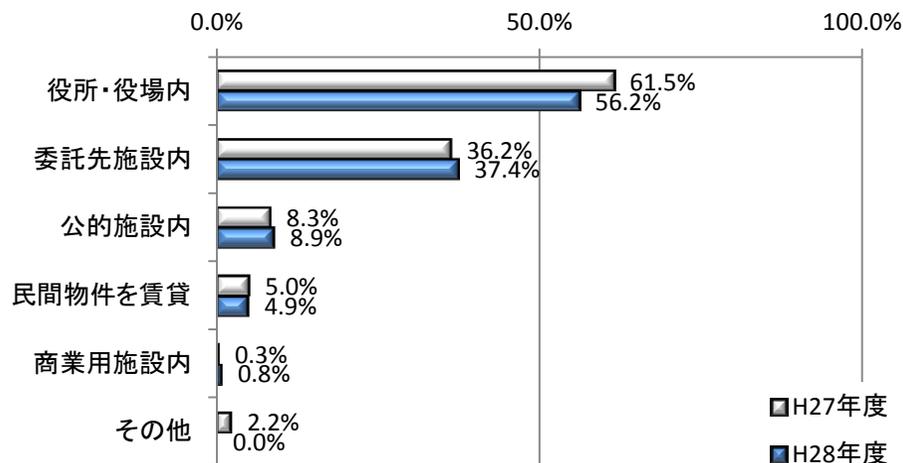
(1) 運営方法 n = 901



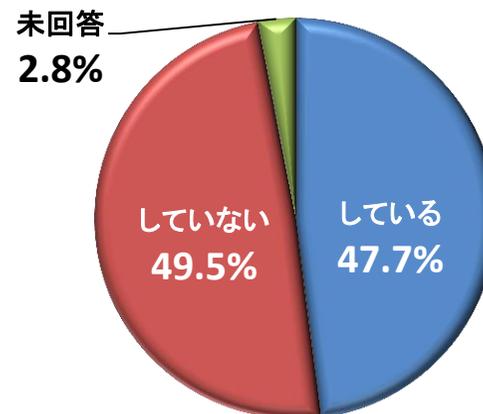
(2) 委託先（複数回答） n = 558



(3) 実施場所（複数回答） n = 901



(4) 被保護者就労支援事業との一体的実施 n = 901

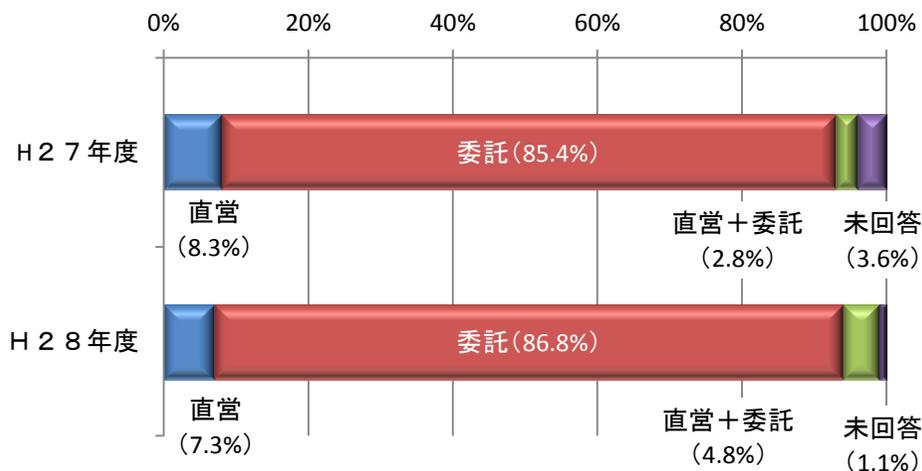


※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す

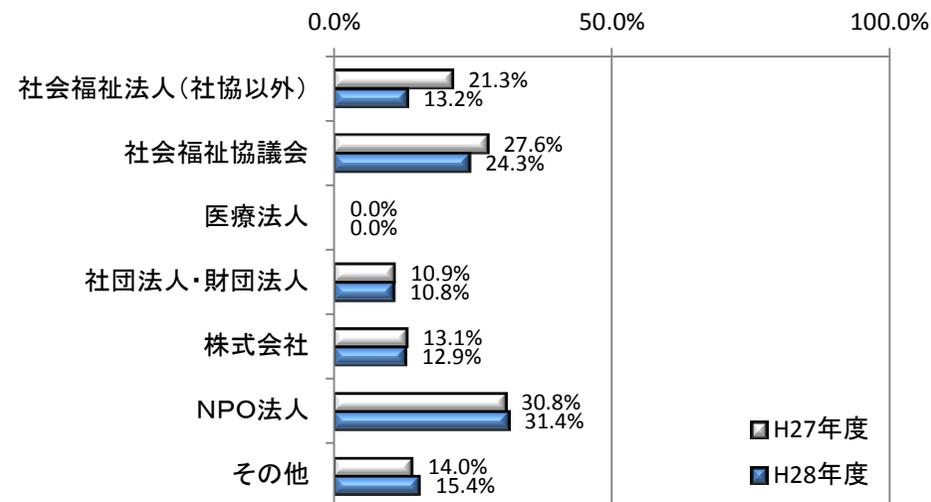
## 2-2 各事業の実施状況【就労準備支援事業】

- 就労準備支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて91.6%の自治体が委託により実施している。
- 委託先はNPO法人（31.4%）が最も多く、次いで社会福祉協議会（24.3%）となっている。
- 事業の実施場所については委託先施設内が約6割（57.2%）となっている。

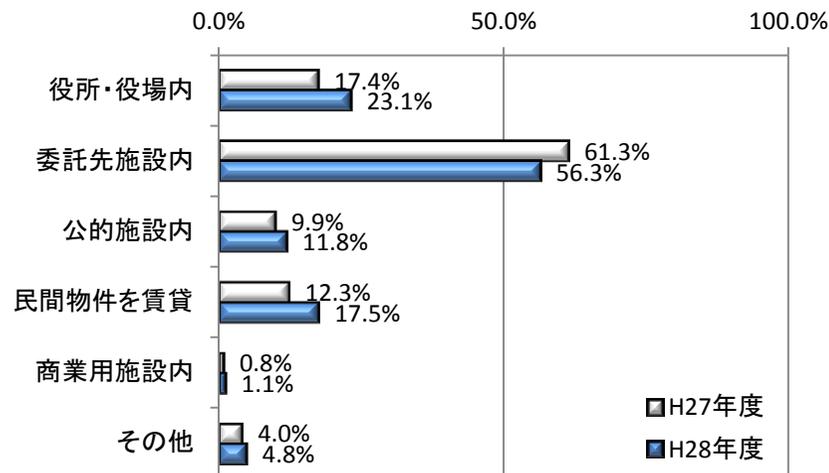
(1) 運営方法 n = 355



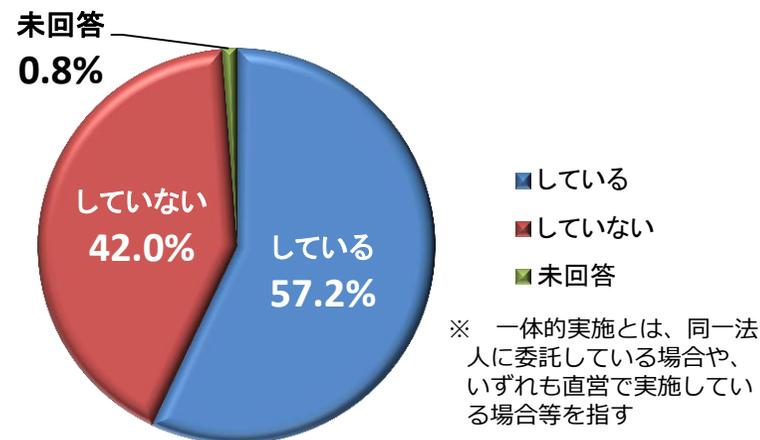
(2) 委託先（複数回答） n = 325



(3) 実施場所（複数回答） n = 355



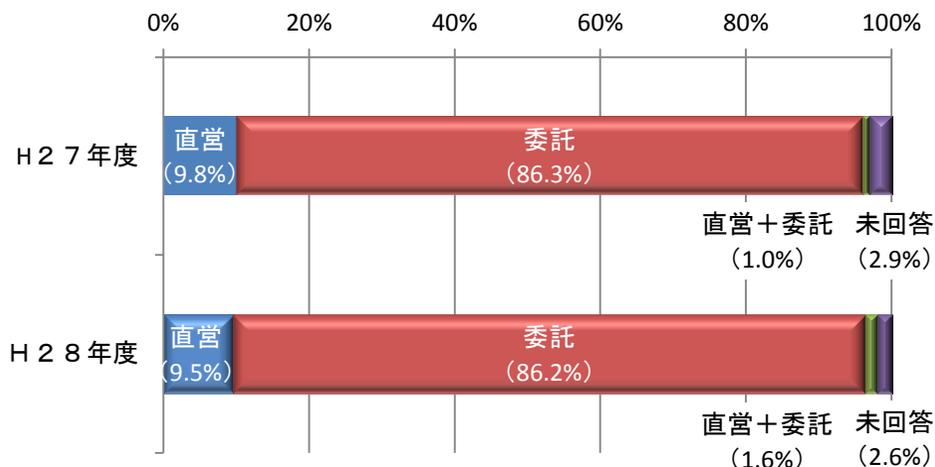
(4) 被保護者就労準備支援事業との一体的実施



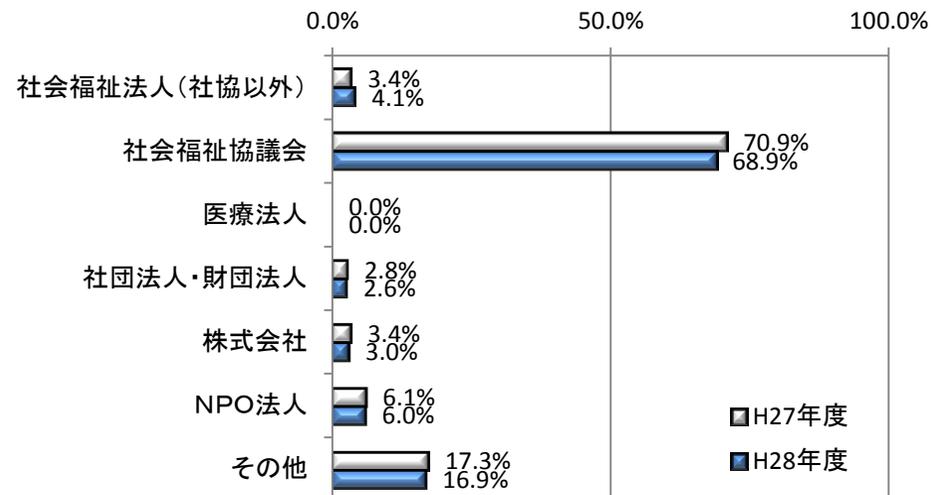
## 2-3 各事業の実施状況【家計相談支援事業】

- 家計相談支援事業の運営方法は、直営方式との併用を含めて87.8%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会が68.9%と最も多い。
- 事業の実施場所については委託先施設内（51.0%）が最も多く、次いで役所・役場内（28.0%）となっている。

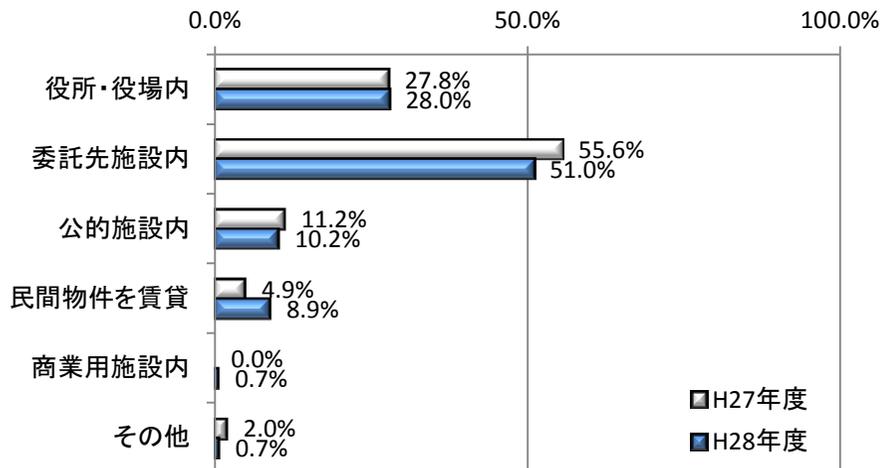
(1) 運営方法 n = 304



(2) 委託先（複数回答） n = 267



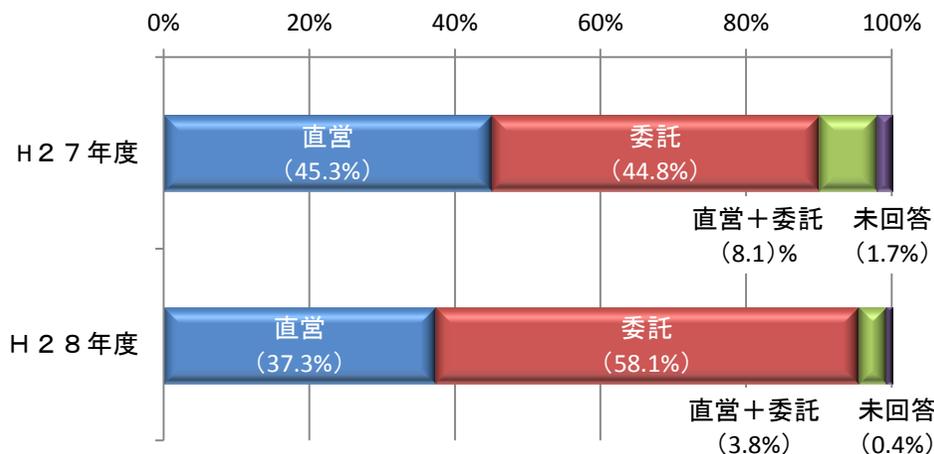
(3) 実施場所（複数回答） n = 304



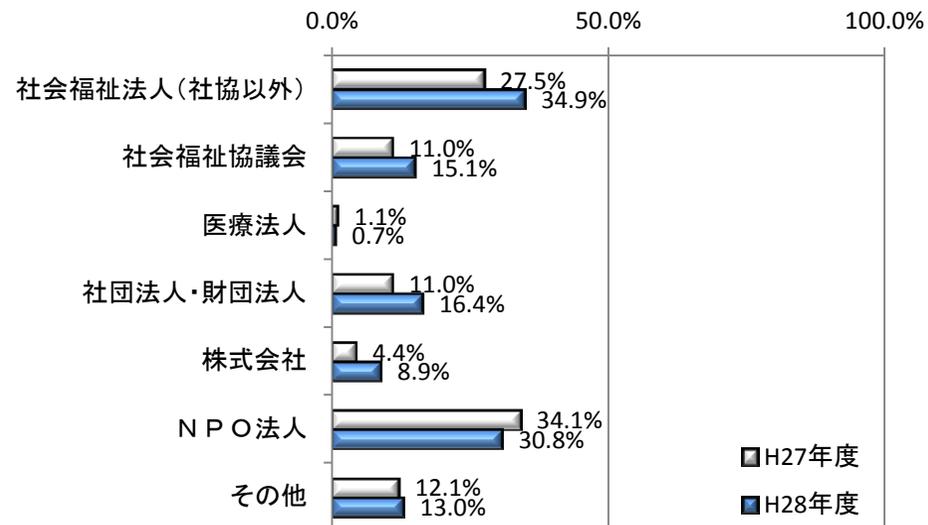
## 2-4 各事業の実施状況【一時生活支援事業】

- 一時生活支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せると61.9%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉法人（社協以外）（34.9%）が最も多く、次いでNPO法人（30.8%）となっている。
- 事業の実施場所については民間物件に賃貸（30.9%）が最も多く、次いで委託先施設内（30.1%）となっている。

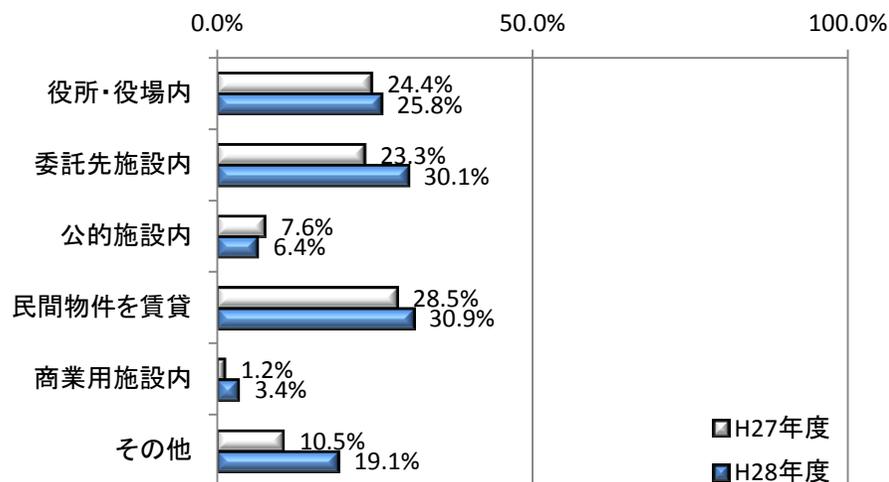
(1) 運営方法 n = 236



(2) 委託先（複数回答） n = 146



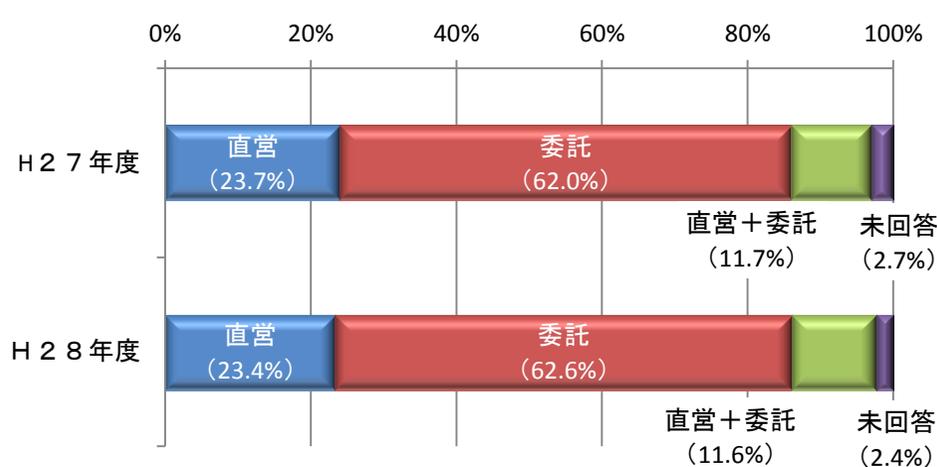
(3) 実施場所（複数回答） n = 236



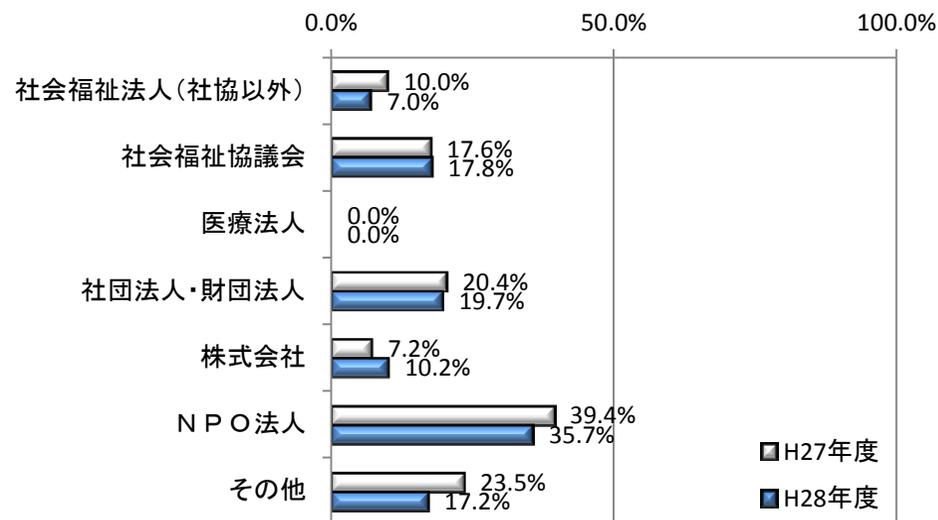
## 2-5 各事業の実施状況【子どもの学習支援事業】

- 子どもの学習支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せると74.2%の自治体が委託により実施している。
- 事業内容については、学習支援の他、居場所の提供型（75.2%）と進路相談支援型（69.3%）が主となっている。
- 支援対象世帯は生活保護世帯（91.7%）が最も多く、次いで就学援助受給世帯とひとり親世帯が約6割となっている。

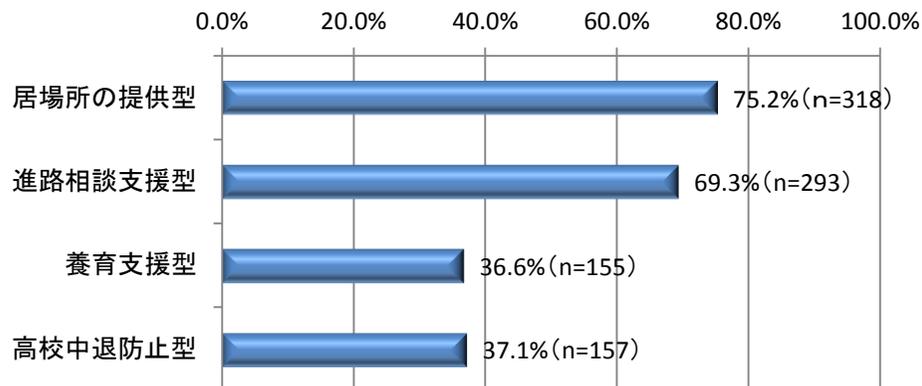
(1) 運営方法 n = 423



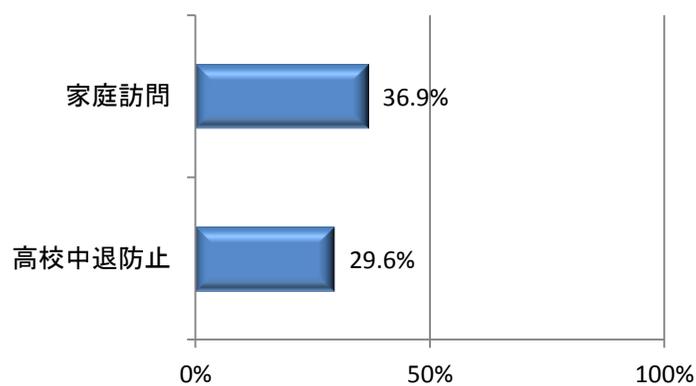
(2) 委託先（複数回答） n = 314

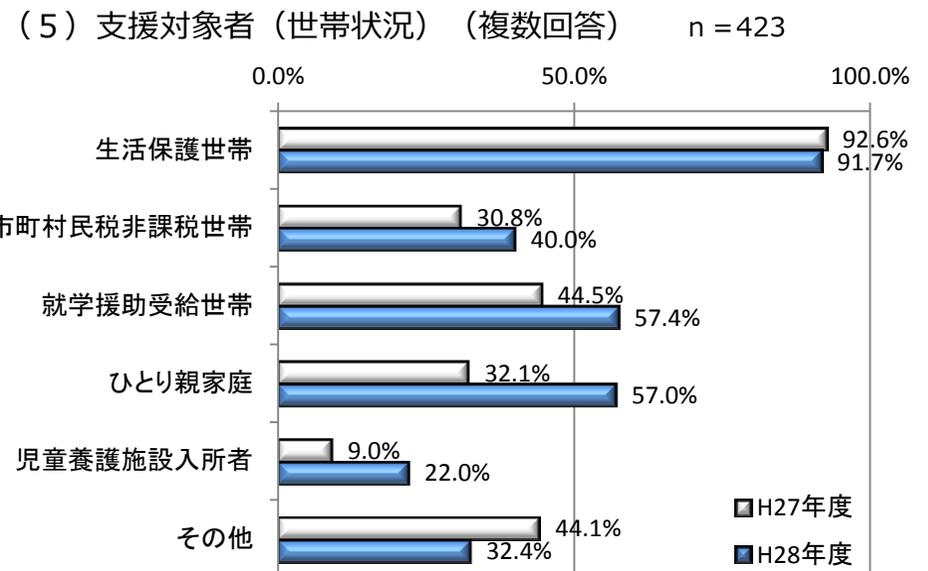
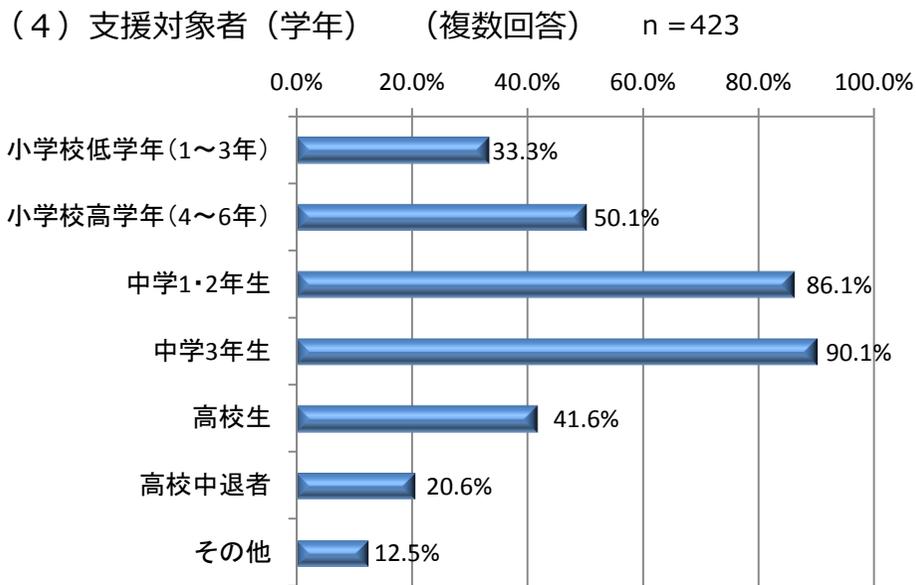


(3) 事業内容ごとの実施状況（複数回答） n = 423

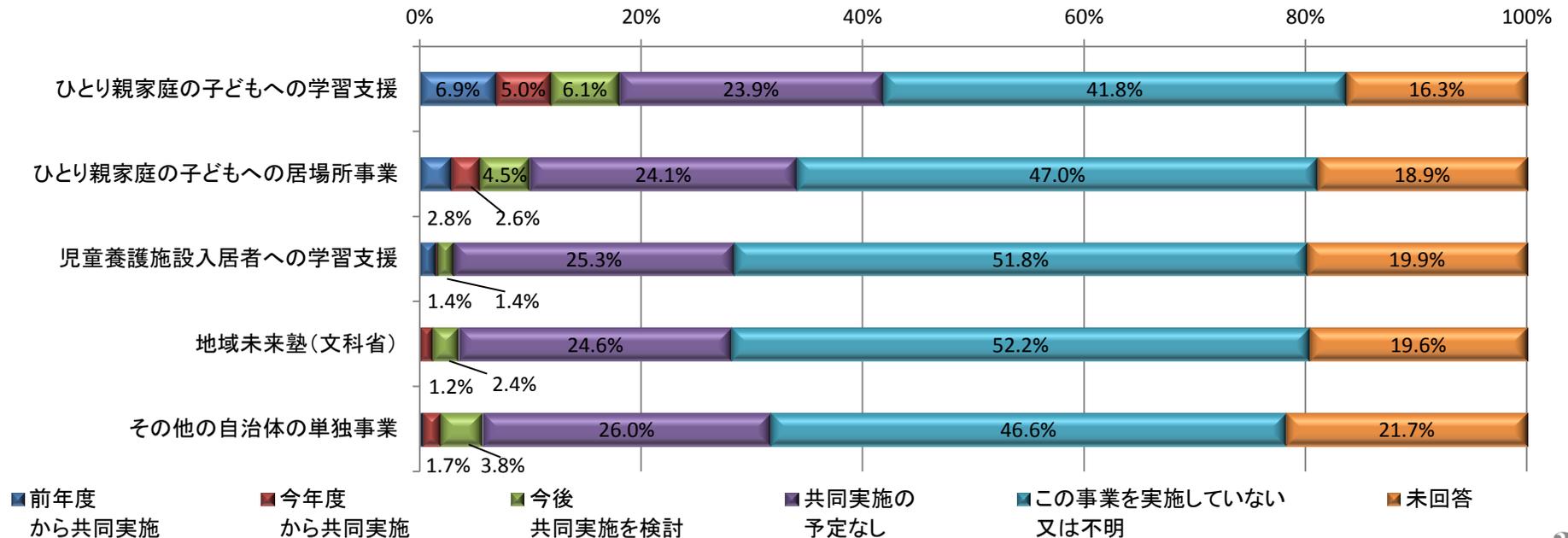


(4) 事業強化策の取り組み状況（複数回答） n = 423





(6) 他の学習支援等の事業の実施状況・関係



### 3-1 支援員の配置状況【自立相談支援事業】

- 自立相談支援事業における支援員は、実人数で約4,400人となっている。
- 職種別では、相談支援員が約2,600人と最も多い。
- 兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合（45.6%）が最も高い。各種任意事業の中では、被保護者就労支援事業と兼務している割合（22.2%）が高い。
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格については、3職種とも社会福祉士・社会福祉主事の割合が高い。また、就労支援員は他職種に比べて、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーの割合が高い。

#### (1) 事業従事者数（実人数）

従事者数	4,426人 (うち、支援員の実人数は4,273人)
------	-------------------------------

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている

#### (2) 職種別支援員数（兼務あり）

	H27年度					H28年度				
	配置数(※1)					配置数(※1)				
	小計	うち専任		うち兼務(※2)		小計	うち専任		うち兼務(※2)	
		(割合)		(割合)			(割合)		(割合)	
主任相談支援員	1,257	649	51.6%	608	48.4%	1,276	449	35.2%	827	64.8%
相談支援員	2,284	1,005	44.0%	1,279	56.0%	2,582	724	28.0%	1,858	72.0%
就労支援員	1,698	388	22.9%	1,310	77.1%	1,733	290	16.7%	1,443	83.3%
その他の職種(事務員等)	(※3)	(※3)	—	(※3)	—	437	71	16.2%	366	83.8%

※1. 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている

※2. 自立相談支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む

※3. H27年度について、「その他の職種（事務員等）」の人数は把握していない

#### (3) 他事業との兼務状況（複数回答）（実人数のうち他事業を兼務している1,882人につき集計）

n = 1,882

	被保護者就労支援事業	就労準備支援事業	家計相談支援事業	一時生活支援事業	被保護者就労準備支援事業	子どもの学習支援事業	その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業	左記以外の事業
割合 (H27年度)	28.6%	11.9%	13.6%	14.7%	3.4%	9.2%	10.6%	45.6%
割合 (H28年度)	22.2%	16.5%	18.6%	11.2%	6.4%	10.4%	12.0%	45.6%

(4) 支援員の体制（人口規模別・1自治体当たり平均支援員数）

<ホームレス対策分除く>

	H27年度				H28年度			
	全支援員数 (実人数)	職種別の状況			全支援員数 (実人数)	職種別の状況		
		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数
5万人未満	2.43	1.01	1.25	1.16	2.43	1.01	1.35	1.20
5万人以上10万人未満	2.89	1.06	1.48	1.28	2.94	1.07	1.58	1.35
10万人以上30万人未満	4.74	1.44	2.54	2.07	4.97	1.43	2.81	2.18
30万人以上50万人未満	7.56	1.69	4.56	2.93	8.18	1.63	5.33	2.67
50万人以上100万人未満	10.08	2.00	6.12	3.35	10.16	2.00	6.44	3.84
100万人以上	41.08	7.92	17.08	18.67	36.00	7.33	19.42	13.42
全体	4.24	1.30	2.22	1.84	4.28	1.29	2.44	1.83

<ホームレス対策分>

	H27年度				H28年度			
	全支援員数 (実人数)	職種別の状況			全支援員数 (実人数)	職種別の状況		
		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数		主任相談 支援員数	相談支援 員数	就労支援 員数
5万人未満	0.01	0.00	0.01	0.00	0.05	0.02	0.03	0.01
5万人以上10万人未満	0.05	0.01	0.03	0.01	0.23	0.05	0.18	0.01
10万人以上30万人未満	0.16	0.05	0.07	0.03	0.68	0.16	0.46	0.07
30万人以上50万人未満	0.51	0.14	0.29	0.08	0.88	0.17	0.62	0.17
50万人以上100万人未満	1.85	0.31	1.46	0.15	1.56	0.32	1.24	0.08
100万人以上	21.83	4.25	16.92	1.33	14.08	3.33	12.50	3.92
全体	0.44	0.09	0.32	0.04	0.55	0.13	0.42	0.09

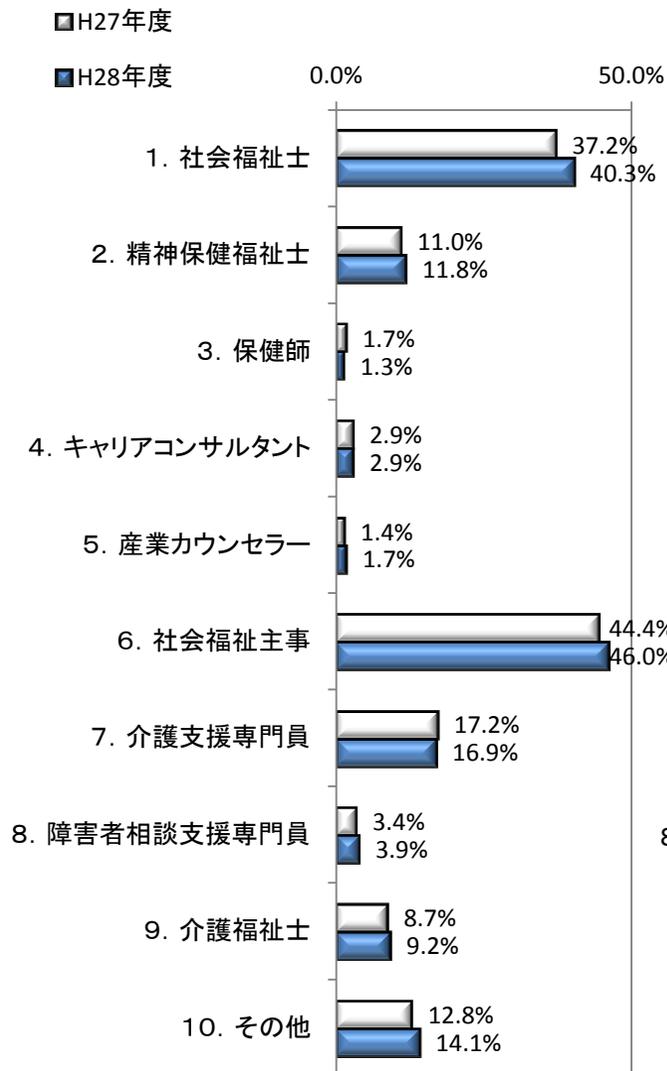
※ 「職種別の状況」欄は同一の者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしているため、その合計は「全支援員数（実人数）」とは一致しない。

※ <ホームレス対策分除く>と<ホームレス対策分>は、それぞれ兼務している場合も有り得る。

## (5) 支援員の保有資格

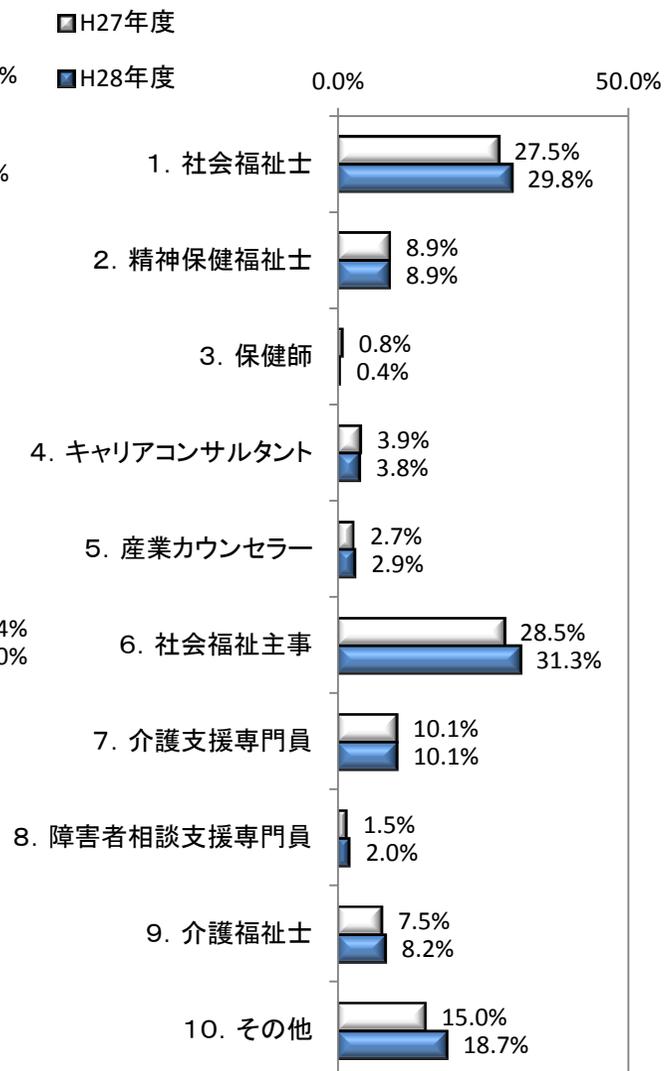
### 主任相談支援員

(n = 1,276)



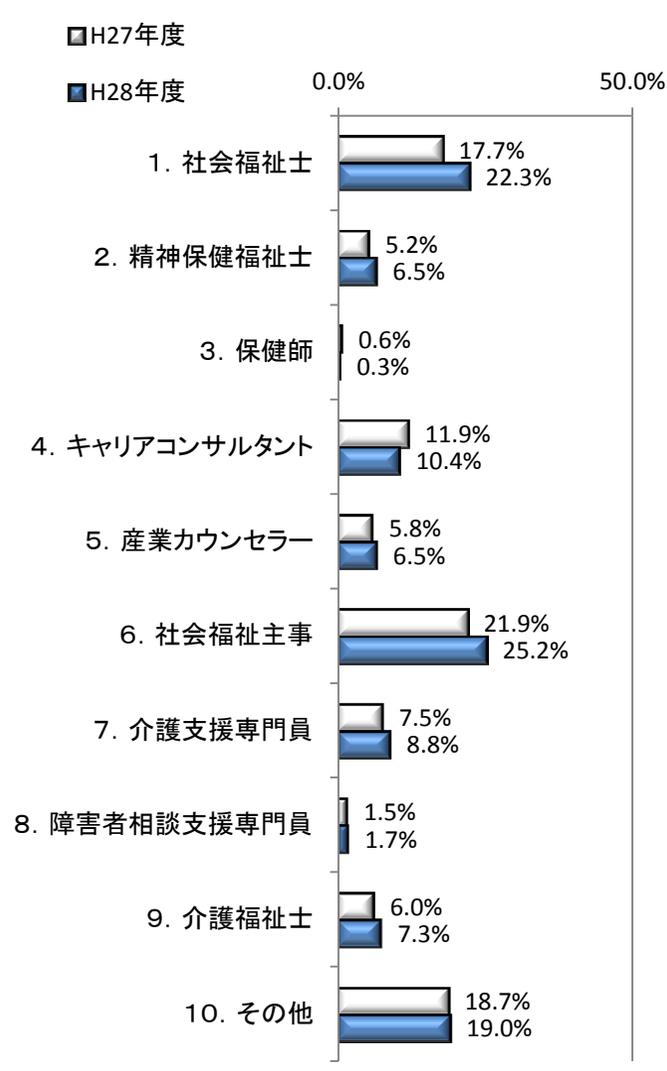
### 相談支援員

(n = 2,582)



### 就労支援員

(n = 1,733)



## 3-2 支援員の配置状況【就労準備支援事業】

- 就労準備支援事業における支援員は、実人数で約1,000人となっている。
- 就労準備支援担当者のうち、専任は28.6%となっている。
- 兼務の状況では、被保護者就労準備支援事業を兼務している割合（42.2%）が最も高く、次いで、「左記以外の事業（33.5%）」「自立相談支援事業」（31.8%）となっている。
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、就労準備支援担当者では「キャリアコンサルタント」「社会福祉士」の保有割合が高い一方で、その他職種（事務員等）では「介護福祉士」「保健師」「産業カウンセラー」の保有割合が高くなっている。

### (1) 事業従事者数（実人数）

従事者数	1,006人 (内、支援担当者の実人数は923人)
------	------------------------------

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている

### (2) 職種別の配置状況（兼務あり）

	H28年度				
	配置数(※1)				
	小計	うち専任		うち兼務(※2)	
		(割合)	(割合)		
就労準備支援担当者	923	264	28.6%	660	71.5%
その他の職種(事務員等)	223	11	4.9%	212	95.1%

※1. 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている

※2. 就労準備支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む

### (3) 他事業との兼務状況（複数回答）（従事者数のうち、他事業を兼務している720人につき集計）

n = 720

	自立相談支援事業	被保護者就労支援事業	家計相談支援事業	一時生活支援事業	被保護者就労準備支援事業	子どもの学習支援事業	その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業	左記以外の事業
割合 (H28年度)	31.8%	17.4%	13.6%	4.9%	42.2%	9.6%	6.3%	33.5%

(4) 支援員の体制（人口規模別・1自治体当たり平均支援員数）

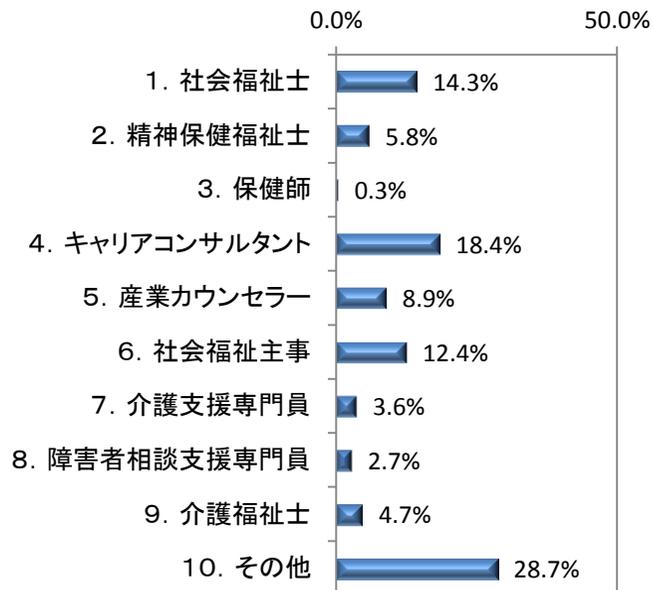
	H28年度		
	全支援員数 (実人数)	職種別の状況	
		就労準備 支援担当者	その他の 職種
5万人未満	2.01	1.85	0.73
5万人以上10万人未満	2.92	2.76	0.65
10万人以上30万人未満	3.29	2.90	0.80
30万人以上50万人未満	4.24	3.91	0.74
50万人以上100万人未満	5.15	4.70	0.95
100万人以上	5.90	5.70	0.60
全体	3.20	2.93	0.74

※「職種別の状況」欄は同一の者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしているため、その合計は「全支援員数（実人数）」とは一致しない。

(5) 支援員の保有資格

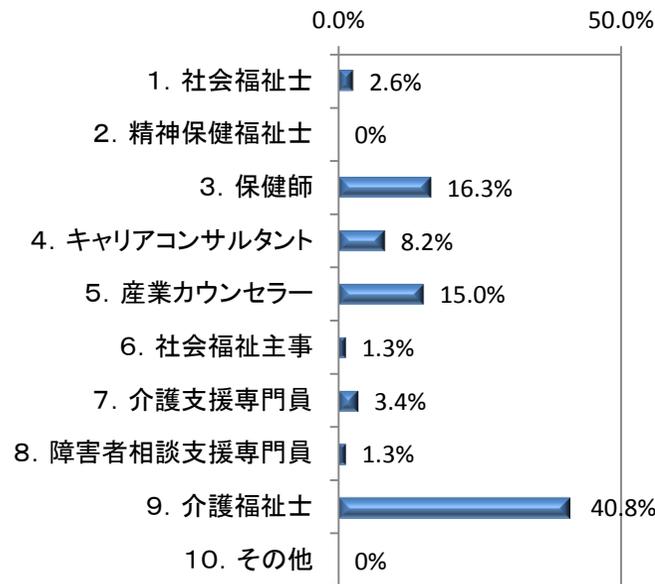
**就労準備支援担当者**

(n = 923)



**その他の職種**

(n = 233)



### 3-3 支援員の配置状況【家計相談支援事業】

- 家計相談支援事業における支援員は、実人数で約630人となっている。
- 家計相談支援員のうち、専任は25.8%となっている。
- 兼務の状況では、自立相談支援事業と兼務している割合（80.8%）が最も高く、次いで、「左記以外の事業（43.0%）」「就労準備支援事業（26.0%）」となっている。
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、家計相談支援員では「社会福祉士」「社会福祉主事」「ファイナンシャルプランナー」の保有割合が高い一方で、その他職種（事務員等）では「ファイナンシャルプランナー」「社会保険労務士」「産業カウンセラー」の保有割合が高くなっている。

#### (1) 事業従事者数（実人数）

従事者数	632人 (うち、支援員の実人数は596人)
------	---------------------------

※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている。

#### (2) 職種別の配置状況（兼務あり）

	H28年度				
	配置数(※1)				
	小計	うち専任		うち兼務(※2)	
		(割合)	(割合)		
家計相談支援員	596	154	25.8%	442	74.2%
その他の職種(事務員等)	138	4	2.9%	134	97.1%

※1. 同一者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしている

※2. 家計相談支援事業における他の職種との兼務だけでなく、他事業との兼務も含む

#### (3) 他事業との兼務状況（複数回答）（従事者数のうち、他事業を兼務している381人につき集計）

n = 381

	自立相談支援事業	被保護者就労支援事業	就労準備支援事業	一時生活支援事業	被保護者就労準備支援事業	子どもの学習支援事業	その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業	左記以外の事業
割合 (H28年度)	80.8%	8.9%	26.0%	3.9%	6.6%	14.4%	11.5%	43.0%

(4) 支援員の体制（人口規模別・1自治体当たり平均支援員数）

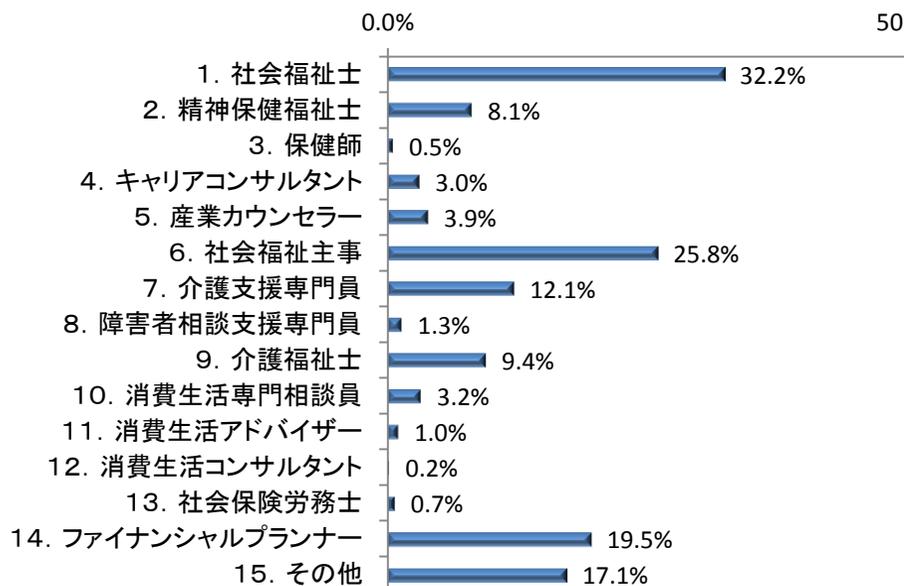
	H28年度		
	全支援員数 (実人数)	職種別の状況	
		家計相談 支援員	その他の 職種
5万人未満	3.64	3.41	1.03
5万人以上10万人未満	3.94	3.61	0.87
10万人以上30万人未満	4.38	4.28	0.75
30万人以上50万人未満	3.15	3.00	1.10
50万人以上100万人未満	4.73	4.67	0.87
100万人以上	5.40	5.00	0.60
全体	4.05	3.85	0.89

※「職種別の状況」欄は同一の者が各職種を兼務している場合はそれぞれにカウントしているため、その合計は「全支援員数（実人数）」とは一致しない。

(5) 支援員の保有資格

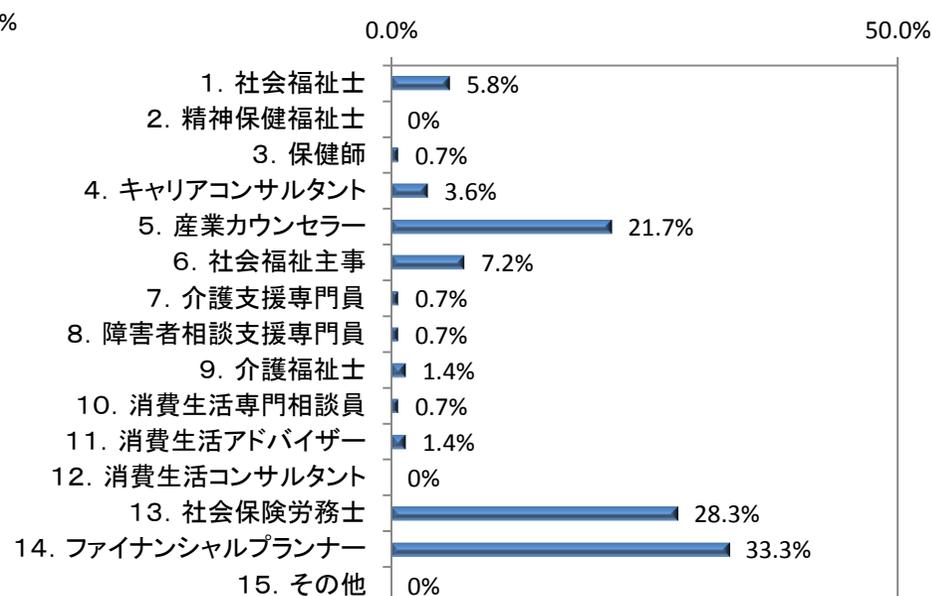
家計相談支援員

(n = 596)



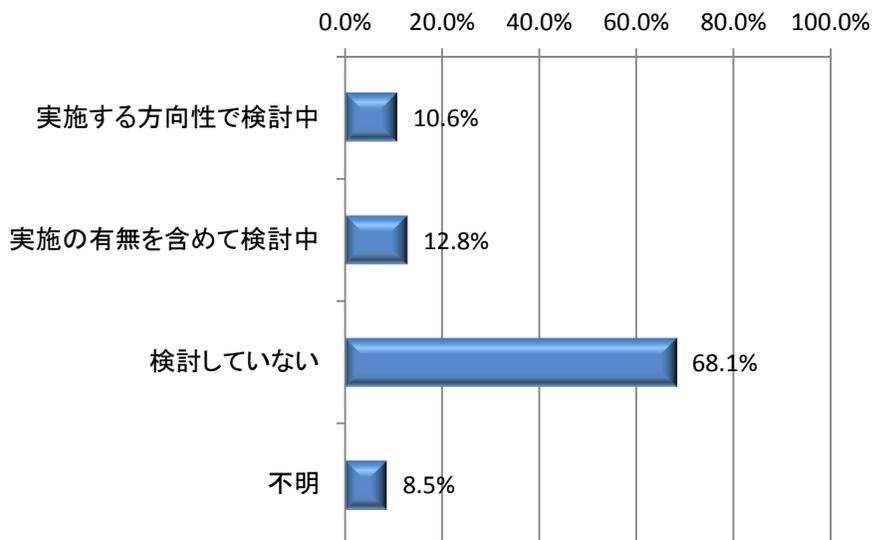
その他の職種

(n = 138)

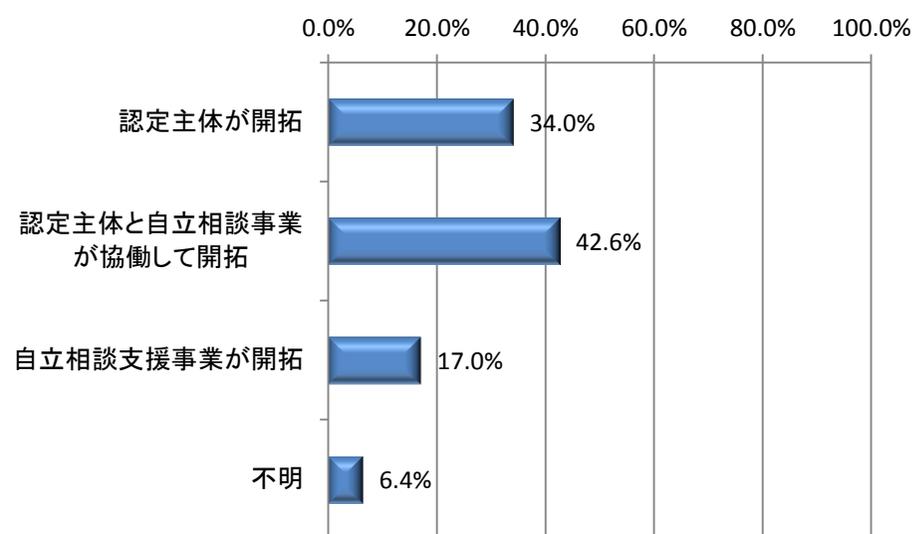


## 4 都道府県の取り組み状況

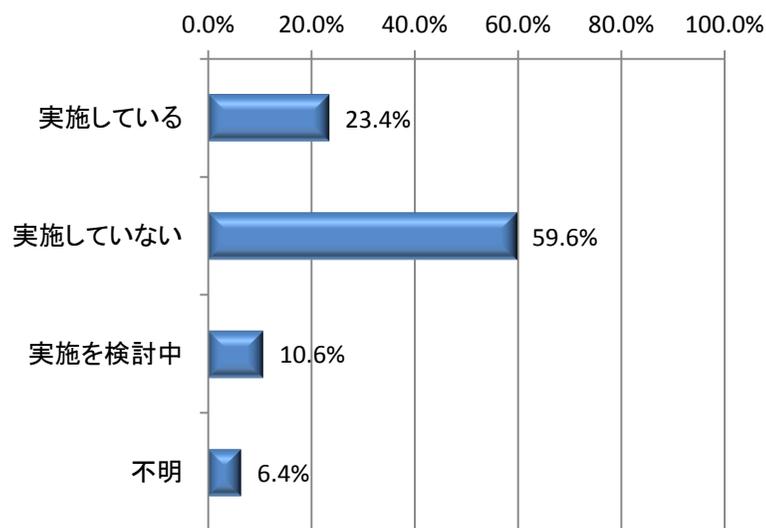
### 地方版の就労支援協議会の開催予定



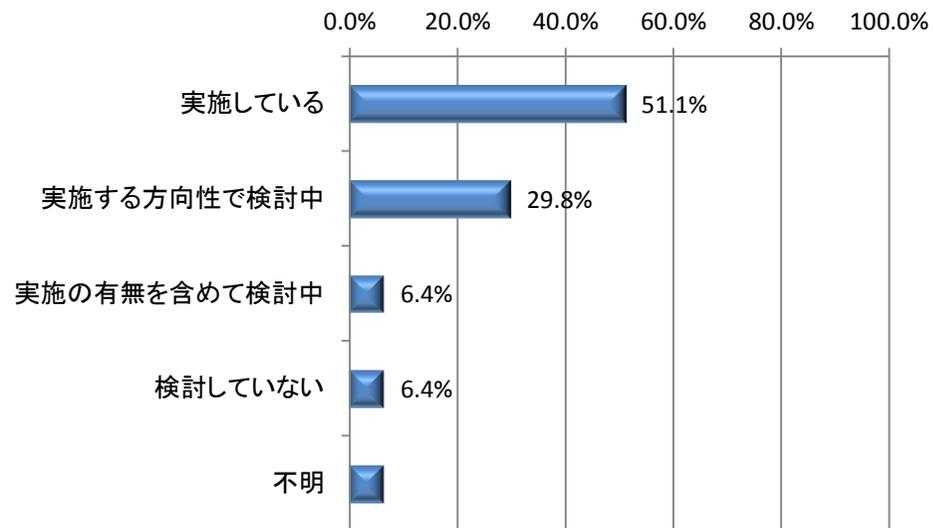
### 認定就労訓練事業所の認定促進



### 事業の広域実施



### 都道府県研修(伝達研修)



# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3／4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2／3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1／2**

施行期日

平成27年4月1日

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)。
2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。  
※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、
  - ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
  - ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。
3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。  
相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。  
また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

#### 〈対個人〉

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

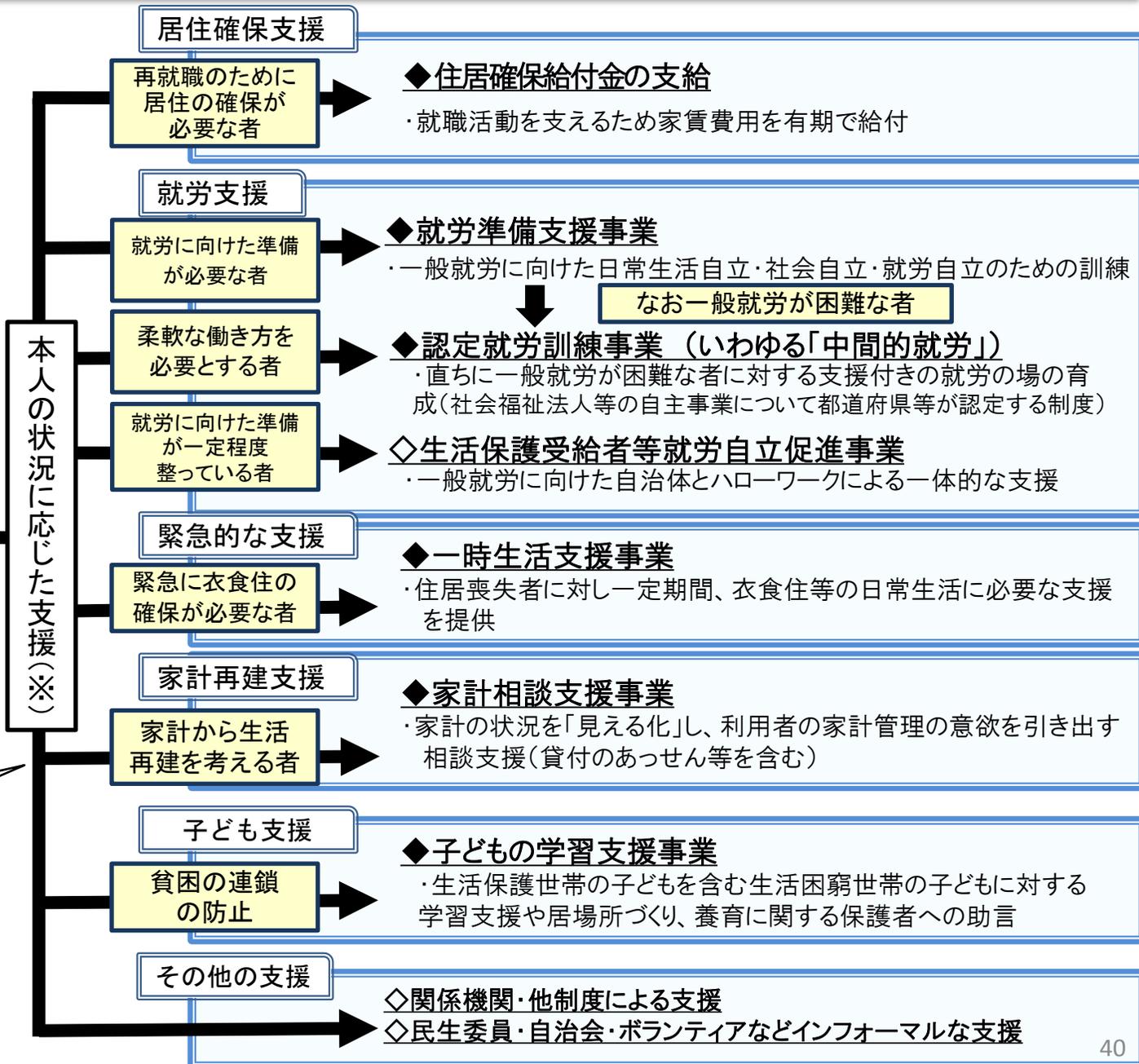
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

#### 〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 住居確保給付金について

## 目的

○ 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）の制度化を図る。

## 住居確保給付金の概要

### ➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

### ➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。  
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：20.0万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。  
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

### ➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

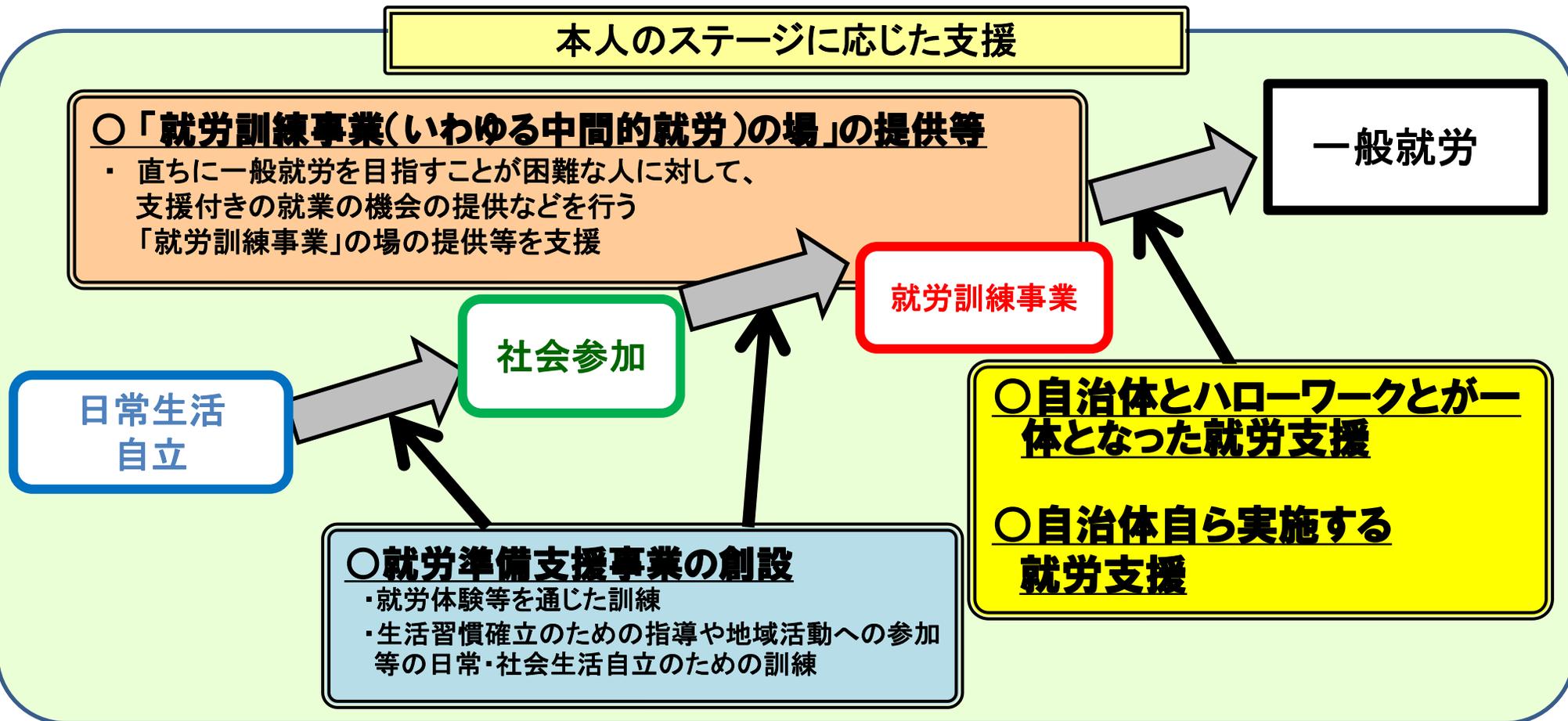
➤ 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

## 期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

# 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊感情や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

# 生活困窮者の状態に応じた就労支援

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等  (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者	就労訓練事業（中間的就労）	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

# 生活困窮者自立支援制度における就労支援

生活困窮者の多くは、多様で複合的な課題を抱え、自尊感情や自己有用感を喪失している。

このため、本制度における就労支援は、常に本人を起点とし、

- ・ 就労の意義への理解の支援から、生活面や福祉面での支援までも含めた、包括的な支援の一環として展開する。
- ・ 本人の状態に合わせ、必要に応じてステップアップも意識しながら支援する。

⇒ 就労支援員自身も、自分の強みを理解し、弱みを補うためにノウハウを学び、考え、実践する。

“きちんと”

## 丁寧な相談支援

- ・ 包括的な相談受付、アセスメント、プラン作成
- ・ 信頼関係の構築と自尊感情、自己有用感の回復に向けた支援
- ・ ストレングスに着目した支援
- ・ 就労意欲の喚起

“みんなで”

## チームによる支援

- ・ 主任相談支援員、相談支援員との協働
- ・ 就労準備支援事業等の活用
- ・ ハローワークその他の関係機関・者との協働

“ずっと”

## 切れ目のない支援

- ・ アウトリーチによる発見・支援
- ・ 多様なプログラムの用意
- ・ 個別のニーズに応じた職業紹介
- ・ 定着支援と企業支援

“つながる・つくる”

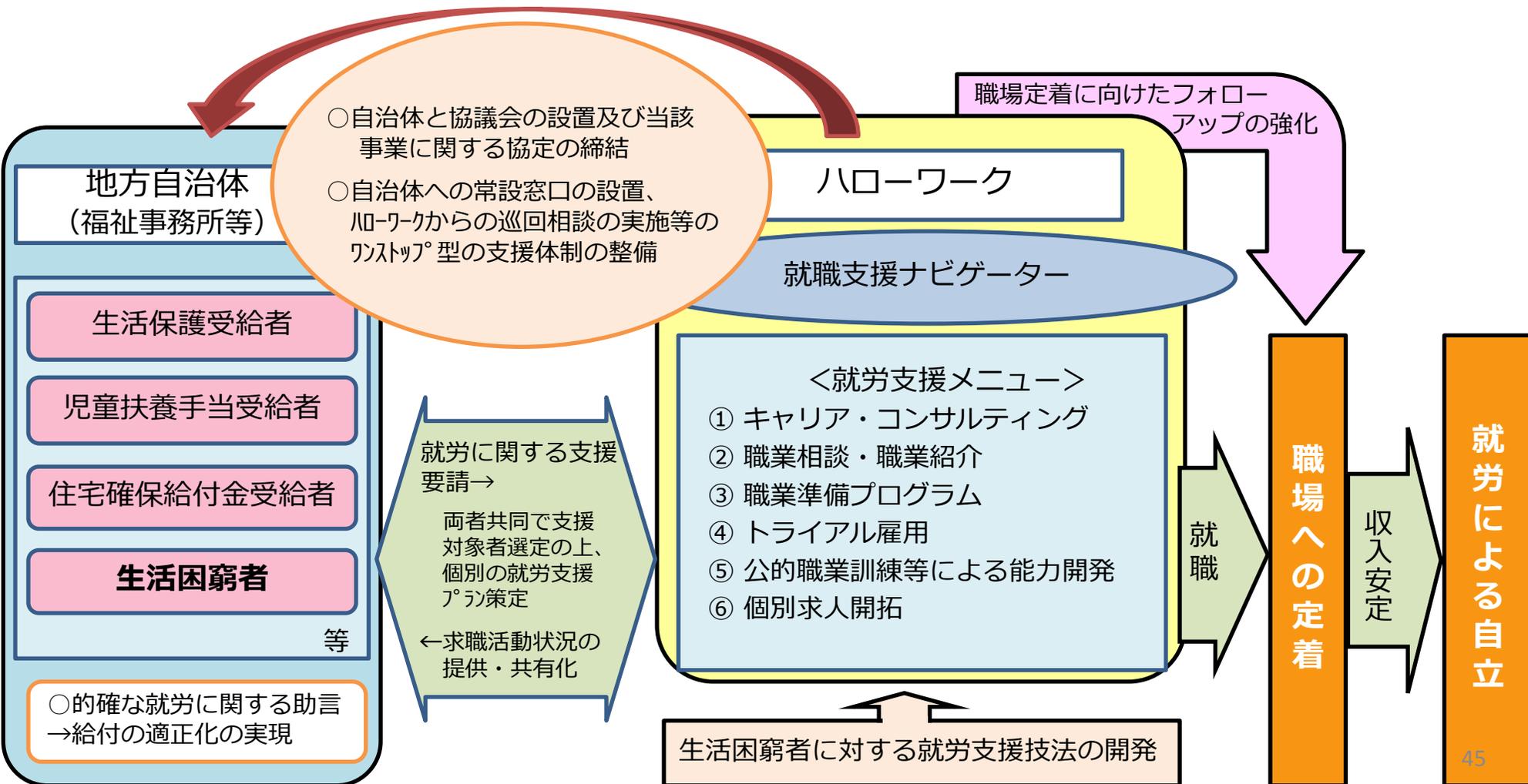
## 社会資源の活用と開発

- ・ 関係機関・者のネットワークの構築
- ・ 企業との関係づくり
- ・ 中間的就労や実習場所等の開拓
- ・ 居場所づくり
- ・ 町おこし、地域づくり

# 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度から新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を実施。

さらに、平成27年度は、生活困窮者自立支援法が施行されることから、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



# 就労準備支援事業について

## 事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

## 支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

### 対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

### 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



## 期待される効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

# 就労準備支援事業の対象者

## 1 状態像

最長で一年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、複合的課題を抱え、

○決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**である、

○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**である、

○**自尊感情や自己有用感を喪失**している

○**就労の意思が希薄**である又は**就労に関する能力が低い**

等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練(公共職業訓練及び求職者支援訓練)等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者。

## 2 資産・収入要件 ※申請日に65歳未満であることに加えて

収入要件は生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産保有を認めている。

(施行規則第4条第1号)

○申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)

+住宅扶助基準に基づく額以下であること

○世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること ※上限額はなし

### ◎ただし、2の資産・収入要件は必須ではない

(施行規則第4条第2号)

○前号に該当する者に準ずる者として福祉事務所設置自治体が当該事業による支援が必要と認める者であること

### →想定される具体例

地域に利用可能な他の社会資源がないが、ひきこもりやニートなど世帯全体としては1号要件を満たさないケース

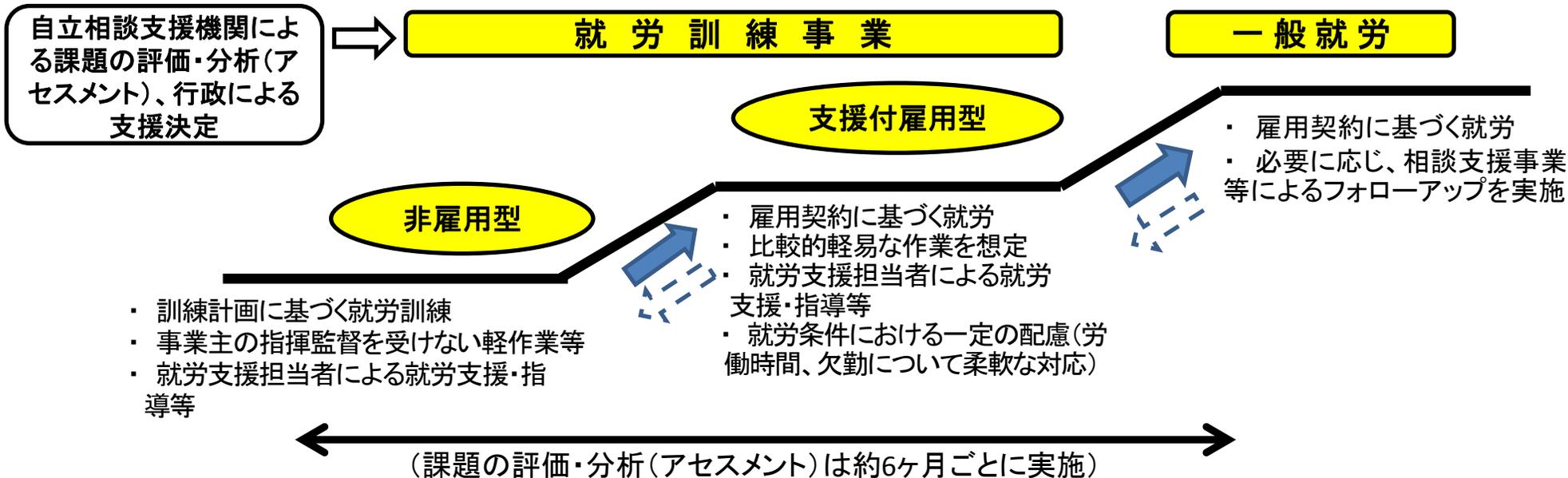
サポステ等で本人のみを支援するのではなく、家庭全体として困窮者法の枠組みで支援する方が自立支援に資するケース

# 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

## 事業の概要

- 社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた就労の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組み。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇、優先発注、研修によるノウハウの提供等を総合的に実施。

## 支援のイメージ



## 期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

# 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の 実施に関するガイドラインの概要

## 1 趣旨

- 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は、一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。
- 就労訓練事業における就労形態は、①雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する段階（非雇用型）と②雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（雇用型）の二つを想定。
- 本ガイドラインは、認定基準を補足するものとして、生活困窮者自立支援法に基づく認定を受けた就労訓練事業者が遵守すべき事項を定める。なお、認定就労訓練事業において生活保護受給者を受け入れる場合も、本ガイドラインに沿った事業運営を行い、その適切な実施を確保する必要がある。

## 2 対象者像

- 自立相談支援機関のアセスメントにおいて、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方を**必要があると判断され、福祉事務所設置自治体による支援決定を受けた者が対象。**  
(例) いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあった者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等

## 3 事業の実施体制

- ① ②に掲げる措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置。
- ② 就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを実施。
  - ア 支援に関する計画（就労支援プログラム）を策定すること。
  - イ 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
  - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
  - エ 以上に掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。

## 4 就労内容

- 就労訓練事業においては、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態等に応じた作業を割り当てることが適当。
- また、就労形態についても、毎日の就労を求めないなど、個別の状況に応じたものとする必要がある。
- 就労支援プログラムについては、概ね3～6か月程度の期間を設定し、対象者との面談を経た上で見直し・更新。

## 5 対象者の就労条件

- **事業の利用を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者や事業者の意向等を勘案しつつ、アセスメントに基づき自立相談支援機関が判断し、福祉事務所設置自治体による支援決定を経て確定。**
  - ※ 非雇用型として就労訓練事業の利用を開始した場合であっても、定期的にあセスメントを行い、能力の上達度合い等に応じて、雇用型に移行。また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援事業におけるアセスメントによる確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行う必要がある。
- 雇用型の対象者については、賃金支払い、安全衛生、労働保険の取り扱い等については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用がある。
- 一方、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。**非雇用型についても、就労開始前に、対象者本人の自発的意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化することが必要。**
  - ※ 非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労者と明確に区分することが必要。
- また、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型の対象者についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行う必要がある。
- さらに、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

# 認定就労訓練事業者に対する支援について

- 認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

## 1. 税制上の措置について

- 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、政府・与党内で議論を行った結果、今般、平成27年度税制改正の大綱が以下のとおり取りまとめられた。

税目	平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)(抄)
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、今後、法令改正に向け検討されるが、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等は対象となる見込み。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

## 2. 立ち上げ支援、優先発注について

- 法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。
- 地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等を地方自治法施行令に追加。

## 3. その他

- 「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)事例集」を作成。
- 就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成。

# 就労準備支援事業と就労訓練事業(中間的就労)の違い

## ◎一般就労困難な者が「働いてみる」という実際の場合



就労準備支援事業の中の職場体験と、  
中間的就労(特に非雇用型)が混同されがち。  
しかしながら…、

### (大切なポイント)

○就労準備支援事業の利用対象者像と、中間的就労の対象者像は異なること。

**日常生活自立、社会生活自立等がままならない者が就労準備支援事業の対象。**

(こうした者が受け入れ側の積極的支援により中間的就労で受け入れられている実態はあるが)制度上は、配慮があれば参加・就労が可能な者を、中間的就労の対象者として想定。

○就労準備支援事業における支援と、中間的就労における支援は異なること。

**日常生活自立・社会生活自立・就労自立の3つの要素を含む集中的な支援を行うことが就労準備支援事業には求められ、中間的就労で想定する支援よりも手厚い。**

○一方で、民間事業所を職場体験の場として開拓する場合は、中間的就労(認定就労訓練事業所)の開拓と併せて行うことが効率的・効果的。

# 自立相談支援事業と就労支援

## (大切なポイント)

○まずは、**本人の状態像に最適な就労支援は何か**を考えてみること

- \* 「本人の状態像」は、意欲や能力の有無だけでなく、生活歴や健康状況、家族関係等の観点から捉えることが大切。また、現在の生活状況にも配慮が必要（特に就労準備支援事業の利用時）。
- \* 例えば、就労準備支援事業の対象となるような状態像の者に認定就労訓練事業を利用させると、本人にとって最適な自立支援とならず、自立が滞るおそれがあるほか、認定事業所に過度の負担がかかり、中間的就労が拡がらない。

○制度の理念である「生活困窮者が自立と尊厳を確保すること」に照らして考え、支援すること

- \* 就労自立だけが目的ではない。一方で、就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず社会参加や自己実現等の機会であり、就労が可能な者は**可能な限り就労による自立を目指すことが重要**。
- \* 例えば就労準備支援事業の利用中であっても、本人の事業利用状況や状態像の変化につき、就労準備支援事業の担当者との情報交換や本人との面談等を通じて、**継続的によりよい支援について考え**、必要に応じてプランの見直し等をしていくことが必要。また、就労準備支援事業の利用後の就労支援は就労支援員が担うこととしているが、本人と就労準備支援担当者との関係性から就労準備支援担当者が継続的に関わる方が望ましい場合もあり、杓子定規でなく本人にとって最善の支援を心がけることが大切。

○自立相談支援事業の重要な役割である「**社会資源の開発・連携**」

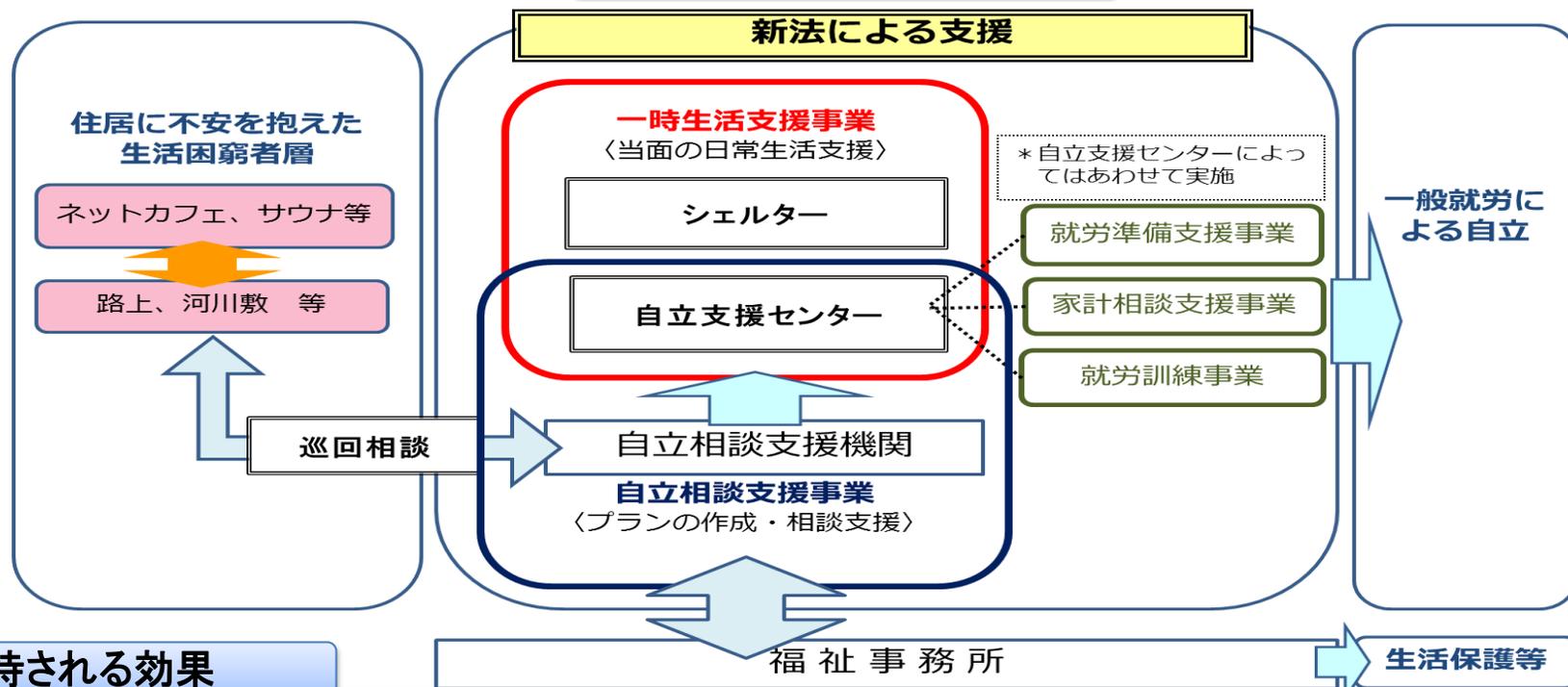
- \* 委託の場合であっても、自治体と連携し就労支援に協力してもらえる地域の事業所開拓が必要。
  - 就労準備支援事業における就労体験の協力事業所として（就労準備支援事業者とも連携）
  - 認定就労訓練事業所として
  - 一般就労の場として

# 一時生活支援事業について

## 事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。

## 新法施行後のホームレス支援フロー



## 期待される効果

自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、これまで以上の効果的な支援を行う。

- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

# 家計相談支援事業における支援の視点と支援効果

- 家計相談支援では、家計表やキャッシュフロー表等のツールを活用して、「家計」に特化した視点から相談者の課題と現状を明らかにしていく。
- 自立相談支援機関だけでなく家計相談支援機関と一体的に支援を行うことにより、相談者の状況をより一層複眼的に把握することができ、相談者の抱える複合的な課題に対して、早期に適切な支援の方向性を見出すことができる。
- 結果として、再び困窮状態になることへの予防や税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。

## 家計相談と自立相談との連携による複眼的な課題の把握

- 家計相談は、家計表等を活用して相談者の主訴と実際の収支バランスの不均衡を明らかにしたり、
- キャッシュフロー表を活用することで「世帯単位」「家族単位」で相談者の状況を把握する独自の視点を有する。

自立相談支援事業だけでなく家計相談支援事業を組み合わせることで支援を行うことにより、本人の語りだけでは見えにくい家族や生活全般等の潜在化されやすい課題を、早期に明らかにすることができる。

## 家計相談の支援効果

家計の状況に対する気づきと理解

家計再生に向けた意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援計画の作成

- ・相談者が自ら家計を管理できるようになる
- ・家計以外の課題についても気づきを得る
- ・家計が安定化する

再び困窮状態になることへの予防

就職活動の円滑化

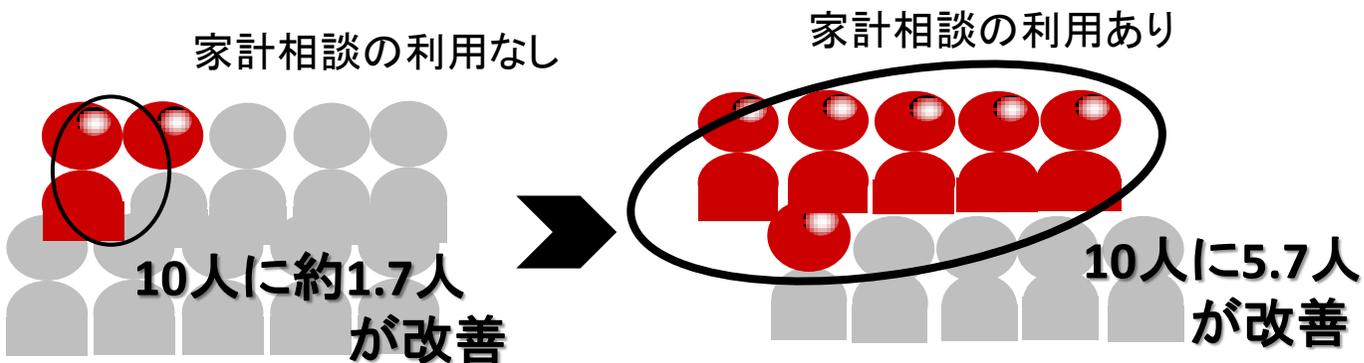
税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

# 家計相談支援事業の利用の有無別に見た効果について（平成26年度モデル事業実績より）

- 家計相談支援事業を利用した場合、利用しない場合に比べ家計改善に関しては約3.3倍、債務整理に関しては約5倍の効果がある。
- こうした家計改善に関する効果だけでなく、家計相談を利用している方が就労収入の増加割合が2倍以上高い。
- また、家計相談支援事業の利用により、対人関係・家族関係の改善や住まいの確保・安定、生活習慣の改善、自立意欲の向上・改善といった、心理社会的側面や生活の質の向上等にも寄与する。

## 【家計が改善した人】



## 「家計相談の利用あり」におけるその他の効果

### 【債務の整理】

- 約5倍の支援効果

### 【対人・家族関係の改善】

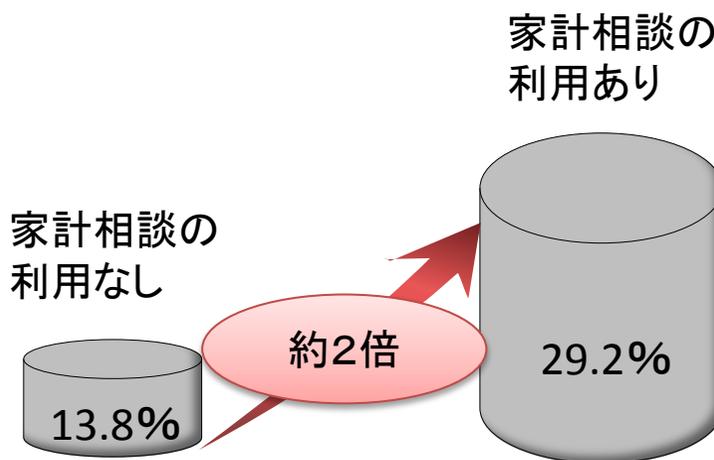
- 約1.8倍の支援効果

### 【住まいの確保安定】

- 約2倍の支援効果

「家計相談の利用なし」と比べると

## 【増収者の割合】



## ※ 家計相談が増収に効果をもたらす背景

生活困窮者にとって、7～8万円の収入を新たに得ることは、ときとしてハードルが高い場合もある。このような場合、家計相談を利用すると・・・

⇒ 家計表を作成することで、家計再生に必要な収支改善が例えば6万円であると明確化され、更に3万円の節約が可能であることが明らかになれば、結果的に家計再生に必要な収入増は3万円であることがはっきりする。

⇒ 3万円の増収であれば、就労時間や日数を見直すことで、それほど難しくなく収入を増やせる可能性がある。

また、増収に向けて新たに職を見つける必要がある場合でも、就労先の選択肢が増えることから円滑に就職活動を行うことができる。

### 3 平成28年度に向けた取組のポイント

# 平成28年度に向けた取組のポイント等について

## 1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて示してきた「入口」の整備から「出口」の充実までのポイントを参考に次年度においても取組を着実に進めることが重要。
  - 「入口」の整備：自らSOSを発することが難しい生活困窮者に対して、より広く支援を届ける工夫をすること
  - 「出口」の充実：任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実

具体的には、

### 広報の充実

- 広報紙や新聞等、多くの人目に触れる媒体の活用
- 行政から個人あての各種通知への案内同封等の個別的手法

### 支援内容の充実と わかりやすい情報発信

- 受けられる支援内容が具体的に示されていることが相談者の「呼び水」に
- 任意事業、就労支援内容等の「支援の充実」と、わかりやすい情報発信を

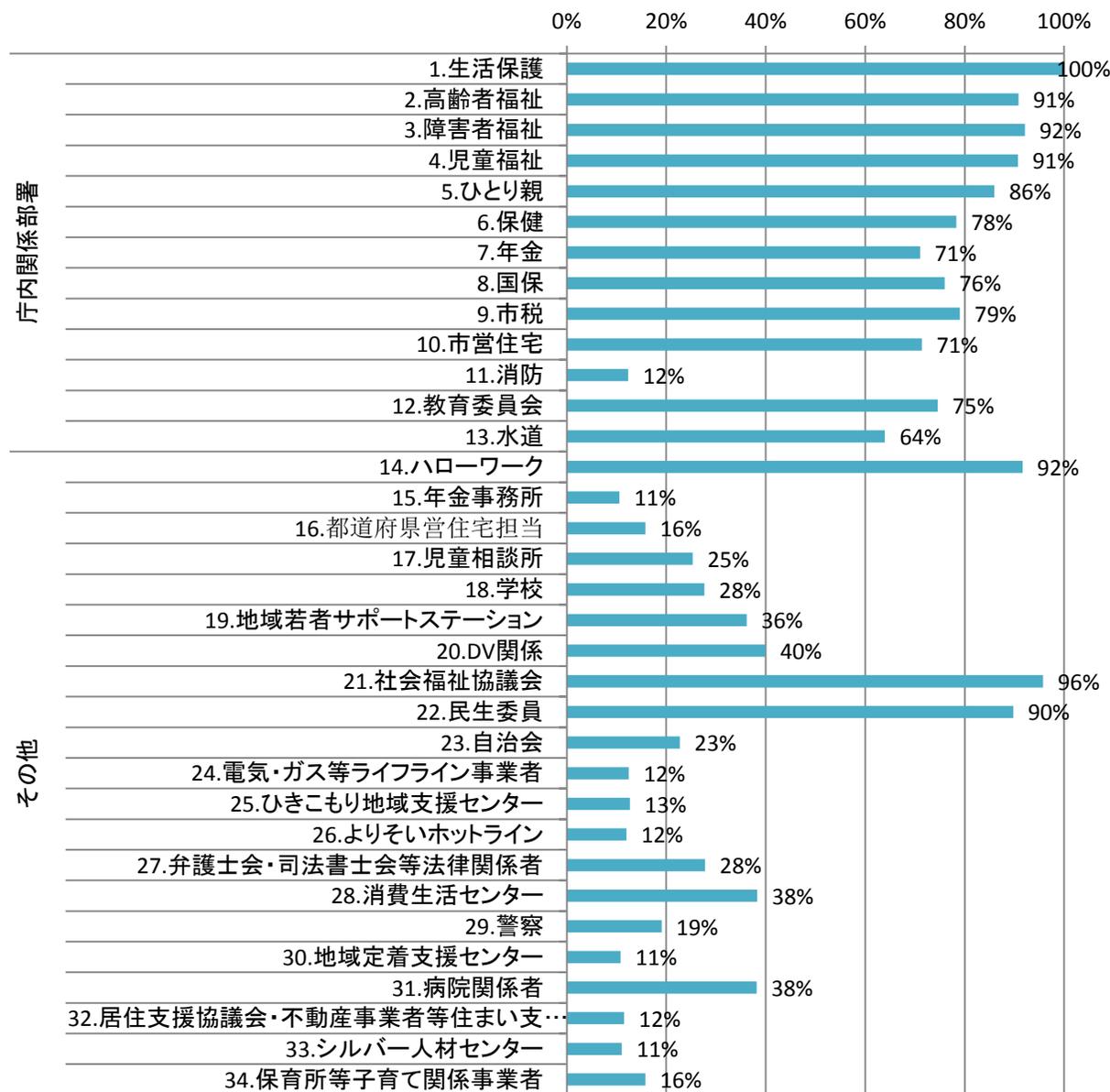
### 庁内外の関係機関 との連携【参考1】

- まずは制度概要の共有等から着手して、一機関でも多く「顔の見える関係づくり」を

### 就労・参加の場の 確保【参考2】

- 相談者の自立を意識した就労・参加の場の確保が重要
- 時間や人手を要する取組であり、実施体制見直し等、行政部門での検討が必要

## 1. 生活困窮者自立支援法の制度概要を関係各機関と共有している自治体割合



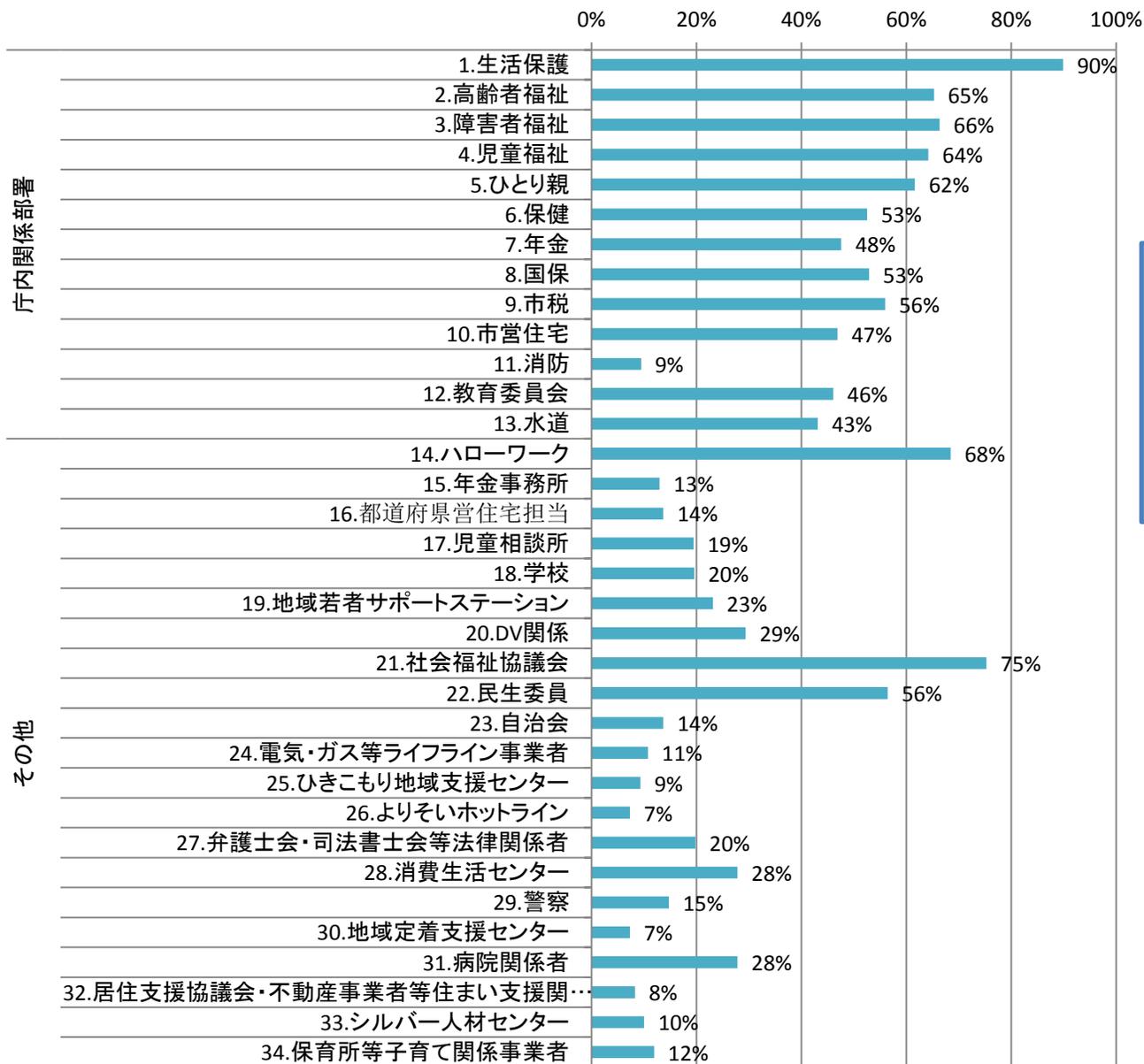
□ 制度概要の共有は、庁内外の福祉部門・関係者、ハローワークとの間で進んでいる。

□ 庁内においても、国保や市営住宅、年金、教育委員会、水道等、これから連携に取り組むべき部署がまだある。

□ 庁外については、社協や民生委員等、地域との間で取組が進んでいるが、都道府県の機関、民間の事業者・支援機関等との取組は低調な状況。比較的取組が進んでいるのは消費生活センター、病院関係者、法律関係者。

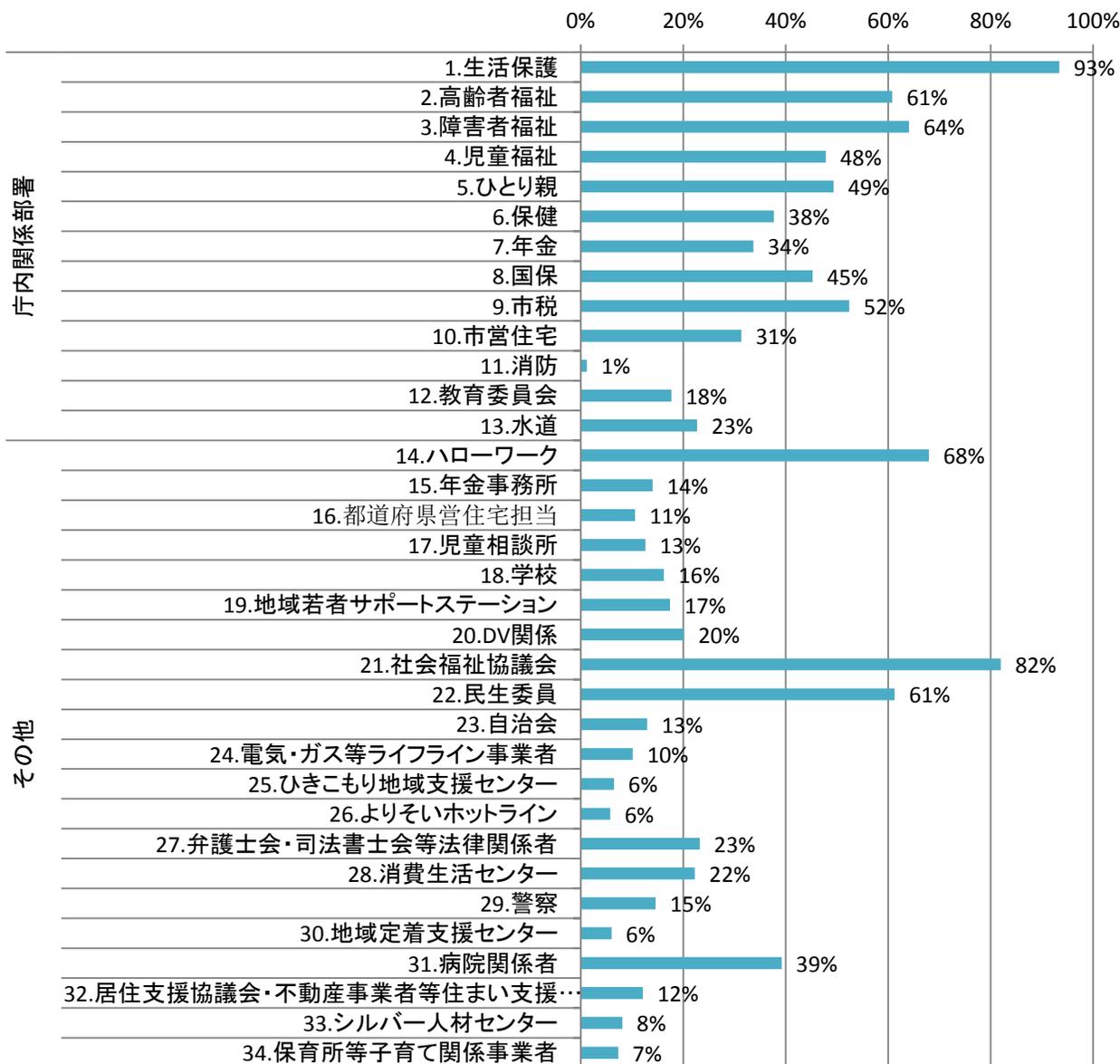
(出典)「自立相談支援機関の連携状況に関するアンケート」(平成27年12月1日実施、平成28年1月14日時点の集計結果(回収率94.2%)により資料化。

## 2. 当該機関から生活困窮者自立支援制度へつなぐ対象者像を明確化している自治体割合



□ 制度概要の共有よりも、全体として取組が低調。（水準を比較すると制度概要の共有の実施率の7割程度）

### 3. 当該機関から生活困窮者自立支援制度へ実際につながった実績がある自治体割合



□ 庁内外の福祉部門・関係者、ハローワークだけでなく、様々な機関から対象者がつながっている実態がみられる。

□ 2. の「つなぐ対象者を明確化している自治体割合」より、つながった実績のある自治体割合の方が高い項目がある（生活保護、社会福祉協議会、民生委員、法律関係者、病院関係者、住まい支援関係者）。実際の支援を通じて対象者像の明確化を図り、つながりやすくしていくことが重要。

□ 教育委員会については、制度概要の共有・対象者像の明確化と比較して、つながっている実績が低調となっている。

# 切迫した生活困窮者を相談につなぐ連携体制の構築 —A市の事件から見える課題—

- 昨年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- これを制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制が構築されていれば、未然に防ぐことができた事案と考えられる。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

## A市で発生した事件の概要（報道より。以下同じ。）

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

## 経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

## 【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度を独りで積極的に調整することは容易でなかったとも推察。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

## 必要な取組

### ① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

※本件では、県と市との連携も重要であったことに留意

### ② 相談窓口における適切な支援の提供

- ・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。  
このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えべき。

# 生活困窮者制度ニューズレター(平成28年3月30日号)より

皆さんこんにちは。生活困窮者自立支援室長の本後です。

平成27年度も残すところわずかとなりました。生活困窮者自立支援法の施行初年度、全国津々浦々で始まった支援の取り組みが、一つ一つ実を結び始めているのではないかと考えています。

この一年を振り返り、次の一年に向けてお伝えしたいことを1月の部局長会議、3月の主管課長会議で申し上げていますが、改めてここで一つだけ取り上げ、新年度を迎えるに当たっての私のご挨拶したいと思います。

それは、「生活困窮者自立支援制度が新たな一つの縦割り制度になってしまっていないか」ということです。

生活困窮という状態を捉え、複合的な課題に対して包括的に支援するためには、既存の制度や事業を始め、取りうるすべての支援をコーディネートするのだという心持が肝心です。私が申し上げるまでもなく、相談者を前にして、支援に関わるお一人お一人が日々考えてくださっていることです。

さて、その中で、実は最も難しいのが生活保護との関係ではないでしょうか。

生活保護受給に至らない人の取りこぼしがないように窓口を一本化している自治体、両窓口が別の場所にあるつつもお互いに対象者をつなぎ合っている自治体など、一体的な運用ができています。データ面でも、定点調査にご協力いただいている自治体においては、相談者が生活保護受給となるケースも一定程度現れています。自立相談支援事業において把握した緊急を要する生活困窮者を迅速に生活保護につなぐことも大きな役割ですが、一方では、生活保護の窓口で受給に至らず自立相談支援機関を訪れた人を「要保護状態にあるから生活保護窓口に行くように」として帰したり、生活保護の窓口から自立相談支援機関になかなかつながらないといった例も、残念ながら耳にします。

生活保護の窓口で受給に至らず自立相談支援機関を訪れた人であっても、自立相談支援機関において要保護となる可能性があると考えられる場合は、生活保護担当へ本人の相談歴を照会する、本人とともに再度窓口へ行ってみたいといった対応が必要です。「受給に至らず」の背景には、明らかに受給要件を満たさないようなケースであるのか、本人に申請の意思がないのか、生活保護に抵抗を感じて制度概要を単に聞いて終わっただけになっていないか等、その人ごとに様々な事情があります。まずはそれを一緒にときほぐし、生活保護がその人にとって自立支援のツールとしてあり得るのかどうか、自立相談支援機関の目線で考え、福祉事務所ともよく連携しながら行動してみることが大切です。生活保護につなぐ場合でも、ただ本人に案内するだけでなくきちんと「つなぎ」を行うとともに結果のフォローをすることで、生活保護窓口と自立相談支援機関を連続的にすることができると考えられます。それでもなお、生活保護受給は難しいという場合ももちろんあります。

一般的には、最後のセーフティネットは生活保護ですが、生活保護制度が給付の仕組みである以上、その要件に該当しない場合があり得、そのときは、生活困窮者自立支援制度がその人にとっての最後のセーフティネットになるのだということを、常に心に留めていただきたいと思います。

こうした生活保護制度との連携についての考え方としては、制度施行前の連携通知においてお示してきたことに尽きますが、福祉事務所においても自立相談支援機関に対して協力的な対応が必要であるため、改めて保護課とも相談の上、本稿としました。

平成28年度も当室は、本制度の定着に向け職員一丸となって全力を尽くしますので、支援に関わる皆さんからのお取組のご報告、ご意見やご提案をお待ちしています。

## 参考2-①：相談者を受け止める包括的な支援体制を

- 施行1年目は、支援を広く届けるための入口の体制整備や任意事業の実施促進に重点を置いてきたところ。
- 施行2年目は、これらに加え、相談者の自立の実現を意識し、社会資源の把握や地域における就労の場の確保等の支援メニューの充実を図っていくことが重要である。
- こうした取組は、それらの利用を希望する機関から紹介が増えるなど、支援を広く届けることにもつながる。

### 自治体や支援員からのご意見



労働行政に携わった経験がなく、企業開拓や就労の場づくりと言われても、イメージが湧かず必要性が分かりません。

→ (参考2：Aさんへの支援事例②のスライド参照)

どのように企業開拓や地域づくりを進めれば良いか分かりません。

→ (参考2：出口の充実に向けたポイント③のスライド参照)

人手不足で、就労・参加の場づくりをする時間がありません。日々の相談業務で精一杯です。

→ (参考2：出口の充実に向けた各地の取組④のスライド参照)

相談件数が少なく、新たに社会資源の開拓を行わなくても支援が来ています。

→ (参考2：Aさんへの支援事例②、出口の充実に向けたポイント③のスライド参照)

# 参考2-②：Aさんへの支援事例－出口の充実がステップアップを支える－

Aさんは、13歳から10年間に亘りひきこもっていた。

これまで、毎月、自宅に投函される自立相談支援機関が発行するイベントのチラシを、家族に隠れてこっそり読んでいた。ある日、ついに「このままの生活ではいけない。」と決心し、勇気を出して自立相談支援機関に電話をした。



## 自立相談支援機関による支援開始

直営

### ステップ1 イベントへの参加

本人の希望により相談支援員が本人の自宅を訪問。イベント内容を説明し、Aさんの参加が決まる。  
イベントは、庁内の他課が開催する研修会の作業を手伝うもの。

参加の場や活動の場は、至るところに存在する。

### ステップ2 社会的経験を積む

本人は、イベントへの参加をきっかけに前向になったが、社会経験が乏しい点について不安を抱いている。  
⇒ 就労準備支援事業の利用を開始。

本人の状態像に応じた多様な参加の場を整備していたため、直ぐに本人のニーズに対応できた。

### ステップ3 就職活動の開始

就労準備支援事業の利用を通じて、就職活動への意欲が高まる。

自立相談支援機関が日頃から協力企業や事業所のリストを作成しており、それらのデータを活用して就職活動を開始。

### ステップ4 定着支援

民間企業で就労を開始する。支援員は、定期的に企業を訪問しフォローアップを行った。

フォローアップは、本人の不安軽減のためだけでなく、企業との良好な関係性を形成することにも寄与。

本人の状態に合わせた自立へ



- 多様な出口を準備していたことによって、本人の状態に応じたステップアップが可能となった。
- 出口が充実しているほど、有効な手立てを講じることができ、円滑に支援を展開できる。

### ①地域の社会資源の把握を

日頃から地域に出て行き、事業所のリストアップを行ったり、関係機関とのハブの役割を果たす人を把握するなど地域資源の把握を行う。

### ②不足する資源を把握するために、話し合いの場を

支援調整会議等を通じて、関係者が地域課題や不足する資源を共有することが重要。そのうえで、既存の社会資源と繋がったり、新たに作ることを検討していく。

### ③定着支援を通じた、企業との関係構築を

本人への定着支援は、受入機関に本制度の考え方や自立相談支援機関の役割を理解してもらう機会となる。また、信頼関係を構築し、受け入れ枠を拡大する等の副次的効果も期待できる。

## Aさんの事例からの示唆

- ひきこもり支援においては、アウトリーチを通じた働きかけ等の、本人との信頼関係を構築するための支援も重要であるが、同様に、出口を充実させ本人の思いを受け止める場所を整えることも、ステップアップを図る上で重要である。
- また、出口を充実することにより、「働きたい」「外に出たい」といった相談者の思いに応え、本人主体の支援が提供できる。
- なお、多様な支援メニューが用意されていることによって、それらの利用を目的とする関係機関からの紹介が増えるなど、支援の「呼び水」ともなる。

## 参考2 - ④ : 出口の充実に向けた各地の取組

- 就労・参加の場づくりは、地域の社会資源を把握したり、事業所を個別に訪問をするなど、時間や人手を要するもの。このため、人員配置や事業構成を見直すなどの取組みが重要となる。
- 福祉分野において就労支援は十分にノウハウの蓄積ができていない領域でもあることから、地域の実情に応じて、庁内体制を再構築したり、他事業と組み合わせた事業構成を検討するなど、体制を見直すことも大切。

### 事業構成の見直し

	取組内容	自治体
	<b>商工労政課及び各種機関と協働した生活困窮者への就労支援</b> 既存の各種支援機関や商工労政課内に設置の無料職業紹介所による地元企業等への働きかけなどにより、企業開拓、職場見学、体験実習、ボランティア活動等を実施。	滋賀県 東近江市
	<b>地方創生事業を活用した就労支援</b> 地方創生事業を活用し、各種就労支援の統合・強化と市内の農業分野における就労の場を就労支援の施策・事業と結びつけ事業化を図った。	青森県 弘前市
	<b>生活保護と生活困窮者支援の担当課の体制構築</b> 保護担当課を所管する室内に、独立した困窮者担当課を新設し、室長が課長を兼務することで、困窮者支援の推進を図っている。また、無料職業紹介所を共同で設置し、協力事業所等の資源を両課で共有するなど、一体的な就労支援体制を構築した。	兵庫県 伊丹市

### 効果・成果

他課と連携したり、他事業を活用して、働く場や参加する場を充実。

生活困窮者支援における就労支援を室全体で促進する体制を構築。

### 人員配置の見直し

	取組内容	自治体
	<b>就労支援強化に向けた委託先の検討</b> 就労支援のノウハウを持つ事業所に、就労支援員業務を委託。主任・相談支援員は、直営または社協に委託して一体的に実施。	東京都 豊島区
	<b>出口の充実に向けて任意事業の見直し</b> 生活困窮者支援の体制を見直し、年度途中から就労準備支援事業と家計相談支援事業、一時生活支援事業を開始し支援員を増員した。	千葉県 市川市

企業支援や社会資源の把握、企業開拓の促進に寄与。

## ワーク

Q. 100万円を寄付したいという人が現れました。皆さんなら、そのお金をどのように使いますか。



考えてみましょう。

# 平成28年度に向けた取組のポイント等について②

## 2. 都道府県の役割

- 都道府県においては広域自治体の役割として、特に以下4点について、積極的な取組をお願いしたい。
  - ① 管内自治体における任意事業の実施が低調な都道府県においては、ニーズ把握がきちんとなされているか、広域実施等による工夫の余地がないか等について、基礎自治体の取組をサポートすること。
  - ② 産業雇用部門のノウハウや、都道府県単位の各種団体のネットワークを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップすること。例えば、本年1月に厚生労働省において開催した「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」を参考に、都道府県レベルで取組の推進を図ること等が考えられる。
  - ③ 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図ること。
  - ④ 都道府県が福祉事務所設置自治体となっている圏域について、支援を必要とする方々に対して、効果的・効率的に支援を提供すること。

## 3. 事業評価指標の見直し

- 生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして効果的に機能することが求められており、施行状況を的確に見える化しつつ、PDCAサイクルを回していくことが必要。
- 施行2年目である平成28年度は、より本制度の効果が見える化できる新たな評価指標により施行状況を把握していくので、ご協力をお願いしたい。指標設定に当たっては、その把握が支援現場に過度な負担とならないよう留意しつつ、方向性をとりまとめた。
- 詳細については、今年度末に事務連絡等によりお知らせする予定であるが、平成28年5月新規相談受付分から運用することを念頭に置いているので、全ての自立相談支援機関に確実に伝達されるよう、各自治体においてよろしくお取り計らい願いたい。特に、都道府県におかれては、管内自治体に対して確実な周知をお願いしたい。

# 生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標について

## (趣旨・目的)

- 平成27年度に施行された生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして効果的に機能することが求められており、施行状況を的確に見える化しつつ、PDCAサイクルを回していくことが必要。
- この観点から、施行初年度は4つの目安値をお示しし、毎月の支援状況調査によって把握してきたが、制度施行に携わる自治体、有識者等からは、この目安値について、
  - ・ 一般就労が実現することを重視しすぎているのではないか  
(就労準備段階のステップアップや、意欲の向上、孤立の解消といった非経済的な観点の評価されない)、
  - ・ 他機関・制度へのつながりも本制度の特長であり、支援現場でも力を割いているが、プラン作成に注目した目安値では、この点が評価されない、  
といったご意見を頂いてきた。
- こうしたご意見を踏まえ、施行2年目である平成28年度は、より本制度の効果が見える化できる新たな評価指標により施行状況を把握していくこととし、指標設定に当たっては、その把握が支援現場に過度な負担とならないよう留意しつつ、次ページ以降のとおり、方向性をとりまとめた。
- この新たな評価指標は後述のとおり、平成28年5月新規相談受付分から運用することとしており、詳細については、平成28年3月31日付事務連絡「新たな評価指標の運用について」及び同年4月8日付事務連絡「新たな評価指標による調査の報告要領について」によりお知らせしたところである。

# ①基本的な考え方

## 1. 生活困窮者自立支援制度の特長とは

相談の入口：生活困窮者の複合的な課題を解きほぐす  
(スクリーニング後)



(1)支援プラン作成による、継続的な寄り添い支援  
→自己有用感の回復や  
経済的自立に向け、  
ステップアップを目指す



(2)解きほぐした本人の  
課題を元に、適切に  
他の制度・機関へつなぐ  
＝必要な支援を見極め、  
支援につながるサポートをする



※(1)には、スクリーニング時の「現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む」を含む。

こうした特長を適切に見える化するために、

対象者一人ひとりの経過を追い、期  
間を区切って(例えば〇ヶ月ごと)ス  
テップアップの状況を見る。(まとめ  
方は、ステップアップした者の出現率  
などを想定)

プランを作成しつつ他制度・機関に  
つないで自立相談支援機関が継続  
的に支援するものは(1)として取り扱  
うが、つないで支援が終了するもの  
について、件数を把握する。

# ①基本的な考え方(続き)

## 2. 生活困窮者自立支援制度の特長を「見える化」するために必要な視点

### (1) 継続的な寄り添い支援の評価

- 期間を区切って対象者の経過を追っていく(Aさん・Bさんがどう変化していくか)
- ステップアップ全体を捉える(「就労できた」「増収できた」だけではない)
- 様々な支援が組み合わさった「結果」を捉える(一つ一つの支援を切り分けない)

②へ

#### ★現行の帳票に基づく評価との関係

- ・ 評価は、プランに基づく支援が適切に実施され、その成果がみられて目標が達成されたか、支援を終結させてよいか、再プランを策定して支援を継続すべきかを判断する行為を指し、プラン期間の終了時に行うこととなっている。
- ・ プラン期間が個々人により異なることから、この評価によって、一定期間を区切ったステップアップの状況を見ていくことはできない。

#### ★現行の目安値との関係

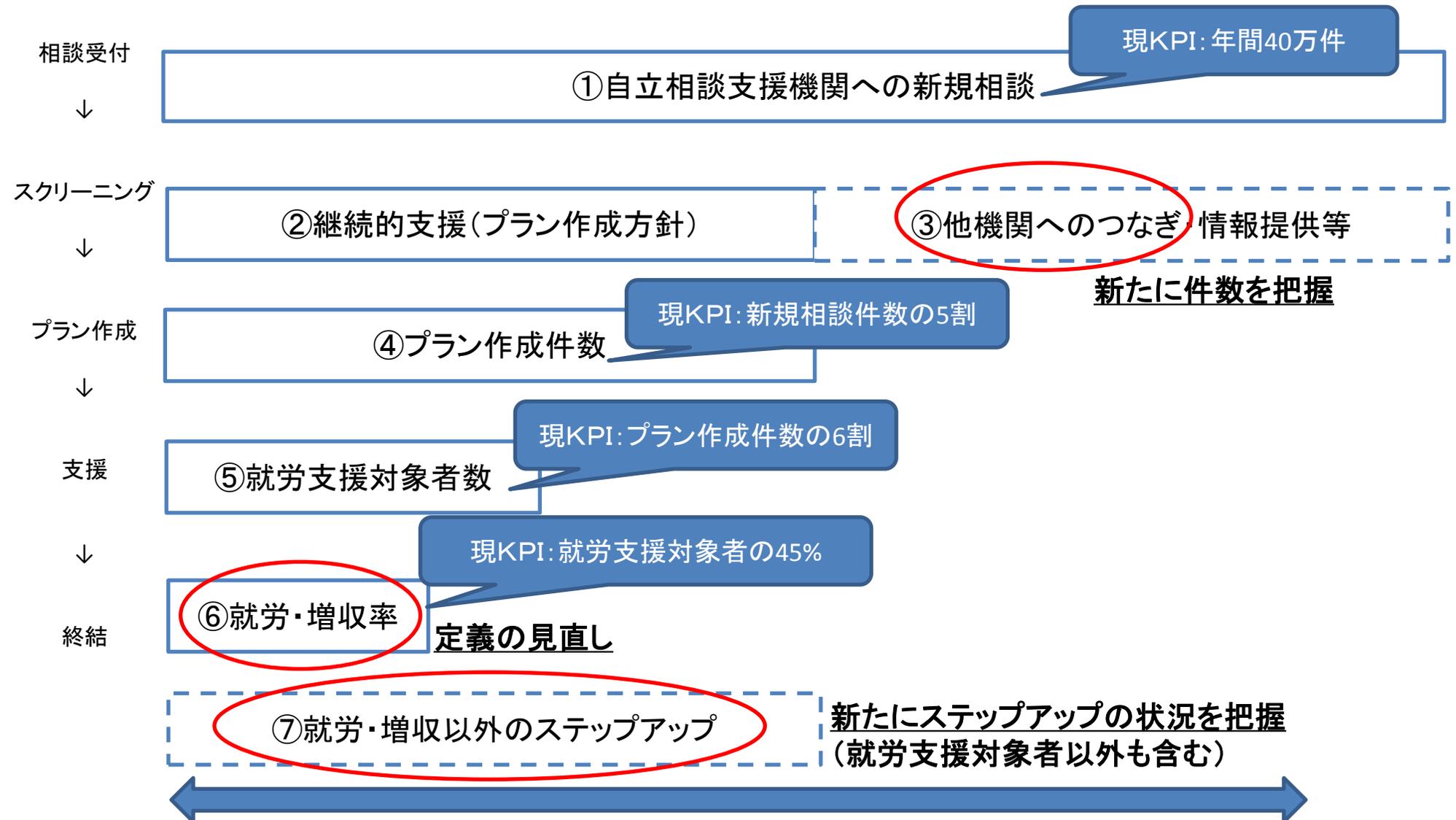
- ・ 「就労・増収率40%」については、一般就労から遠い状態像の者も分母に含んでいるが、一定のステップアップを経た者についての就労・増収率を把握することにより、就労支援の効果を的確に把握することができる。

### (2) 他の制度・機関へのつなぎの評価

- つなぎ機能の大きさを捉える

③へ

# 生活困窮者自立支援制度における 新たな評価指標の着眼点



生活困窮者自立支援法で捉えている相談者への対応状況について、的確に把握

## ②継続的な寄り添い支援の評価

### 1. 見える化の方向性

- 期間を区切って経過を追っていく
- ステップアップ全体を捉える
- 様々な支援が組み合わさった「結果」を捉える



スクリーニングの結果プラン作成方針となった者について、自立相談支援機関において、定期的にステップアップをチェック。

### 2. 枠組み

対象とする者	901自治体の平成28年5月の新規相談受付分、同11月の新規相談受付分。 →新規相談件数のすべての経過を追っていくことは、支援現場にとっての業務負担が大きすぎることから、1年に2グループの対象を設定。
チェックの方法	自立相談支援機関において、概ね4か月ごとに1年間、上記対象者のステップアップをチェック。チェックシート様式に記録して集計。 (チェック時点の例：平成28年5月新規相談受付分の場合) <p>5/1 5/31 6/30 7/29 9/1 9/30 10/31 1/1 1/31 2/28 5/1 5/31 6/30</p> <p>新規相談受付 初回チェック 結果集約 第2回 結果集約 第3回 結果集約 第4回 結果集約</p> →集計方法とまとめ方については、平成28年4月8日付け当室事務連絡の報告要領のとおり。
チェック項目	①意欲・関係性等の面に関するステップアップ ②家計面に関するステップアップ ③就労・参加面に関するステップアップ  →チェックシート(A4・1枚程度)を使用

市区町村名		自立相談支援機関名		相談者ID	-	性別		年齢	歳
-------	--	-----------	--	-------	---	----	--	----	---

平成28年6月末までに、

自立相談支援機関における継続的支援の対象としている

→Aへ

他の制度・機関へつなぎ、自立相談支援機関としての関わりをいったん終了

→Bへ

A 継続的支援対象者のチェック

記入日:

初回(～6月末)	月	日	第2回(～9月末)	月	日	第3回(～平成29年1月末)	月	日	第4回(～5月末)	月	日
----------	---	---	-----------	---	---	----------------	---	---	-----------	---	---

プランの内容:

プラン作成日	月	日	就労支援対象者への該当
--------	---	---	-------------

任意事業等の利用状況:  就労準備  一時生活  家計相談  生保受給者等就労自立促進  認定就労訓練( )

① 意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げることができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

③ 就労に関する状況

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回

# ③他の制度・機関へのつながりの評価

## 1. 見える化の方向性

- つなぎ機能の大きさを捉える



スクリーニングの結果、他制度・機関へつないで終了する(プラン作成しない)者について、件数をカウント。

※帳票の運用においては、「つなぐ」とは、インターク・アセスメントシートの「他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ」(必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする)に該当するものを指す。本人に対して単に他制度・機関を情報提供しただけのものは、「つなぐ」に該当しない。

## 2. 枠組み

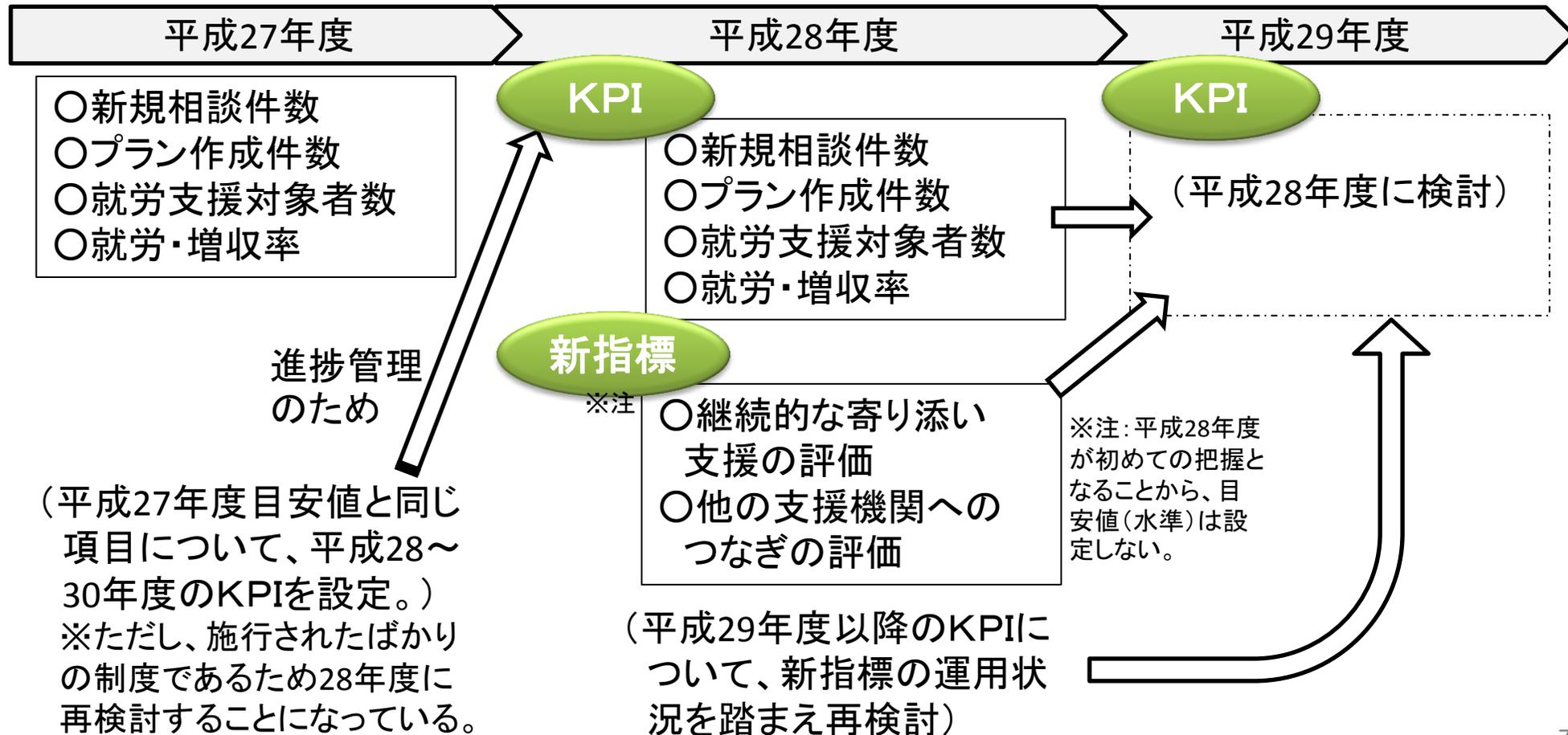
対象とする者	901自治体の平成28年5月の新規相談受付分、同11月の新規相談受付分。 →新規相談件数のすべての経過を追っていくことは、支援現場にとっての業務負担が大きすぎることから、1年に2グループの対象を設定。
カウント方法	つなぎ先集計シート(制度・機関ごと)に件数を入力・集計。翌月末までにつないだ者をカウント。

B 他機関・制度へのつなぎの状況（あてはまるものすべてにチェックしてください）

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 福祉事務所(生活保護担当部署)               | <input type="checkbox"/> 22. 地域子育て支援センター・その他子育て支援機関         |
| <input type="checkbox"/> 2. 家庭児童相談室(福祉事務所)                | <input type="checkbox"/> 23. 男女共同参画センター・婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター |
| <input type="checkbox"/> 3. 行政の子ども家庭担当部署                  | <input type="checkbox"/> 24. 家計相談支援機関                       |
| <input type="checkbox"/> 4. 行政の高齢担当部署                     | <input type="checkbox"/> 25. 小口貸付                           |
| <input type="checkbox"/> 5. 行政の障害担当部署                     | <input type="checkbox"/> 26. 権利擁護・成年後見                      |
| <input type="checkbox"/> 6. 行政の税担当部署                      | <input type="checkbox"/> 27. 社会福祉協議会(小口貸付、権利擁護以外)           |
| <input type="checkbox"/> 7. 行政の保険・年金担当部署                  | <input type="checkbox"/> 28. 法テラス・弁護士(会)・司法書士(会)            |
| <input type="checkbox"/> 8. その他行政の担当部署                    | <input type="checkbox"/> 29. 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口   |
| <input type="checkbox"/> 9. ハローワーク                        | <input type="checkbox"/> 30. 警察                             |
| <input type="checkbox"/> 10. 職業訓練機関                       | <input type="checkbox"/> 31. 更生保護施設・自立準備ホーム                 |
| <input type="checkbox"/> 11. 就労支援をしている各種の法人・団体(就労訓練事業を含む) | <input type="checkbox"/> 32. 地域生活定着支援センター                   |
| <input type="checkbox"/> 12. 医療機関                         | <input type="checkbox"/> 33. ホームレス支援機関                      |
| <input type="checkbox"/> 13. 地域包括支援センター                   | <input type="checkbox"/> 34. 一時保護施設                         |
| <input type="checkbox"/> 14. 居宅介護支援事業所・その他介護事業所           | <input type="checkbox"/> 35. 民生委員・児童委員                      |
| <input type="checkbox"/> 15. 保健所・保健センター・精神保健福祉センター        | <input type="checkbox"/> 36. NPO・ボランティア団体                   |
| <input type="checkbox"/> 16. 障害者就業・生活支援センター               | <input type="checkbox"/> 37. 商店街・商工会等経済団体                   |
| <input type="checkbox"/> 17. 障害者就労支援事業所                   | <input type="checkbox"/> 38. 農業者・農業団体                       |
| <input type="checkbox"/> 18. その他障害者支援機関・施設                | <input type="checkbox"/> 39. 生活協同組合                         |
| <input type="checkbox"/> 19. 児童相談所・児童家庭支援センター             | <input type="checkbox"/> 40. 一般企業                           |
| <input type="checkbox"/> 20. 学校・教育機関                      | <input type="checkbox"/> 41. 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民              |
| <input type="checkbox"/> 21. 地域若者サポートステーション               | <input type="checkbox"/> 42. その他( )                         |

# ④平成27年度目安値との関係について

- 平成27年度目安値4項目については、経済・財政再生計画改革工程表のKPIとしても設定していることから、平成28年度も引き続き支援状況調査により実態を把握する。  
※平成29年度以降については、28年度に実施するKPIの再検討の結果を踏まえて検討。
- 特に「就労・増収率」の把握のため、就労支援対象者に占める就労・増収者を新たに把握することとしているので、引き続き支援状況調査へのご協力をよろしくお願いいたします。



# 平成28年度の目安値について

- 平成27年度目安値4項目については、経済・財政再生計画改革工程表のKPI(平成30年度までに達成)としても設定したことから、平成28年度については以下のとおり水準を見直すこととした。

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI (平成30年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月 当たり)	20件	22件	年間40万人 →人口10万人当たり・1ヶ月 当たりに換算すると26件
プラン作成件数(人 口10万人・1ヶ月当 たり)	10件 (新規相談件数の50%)	11件 (新規相談件数の50%)	新規相談件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月 当たり)	6件 (プラン作成件数の60%)	7件 (プラン作成件数の60%)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	45%

# 経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)

参考

- 生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の目安値として4項目を挙げ、経済・財政再生計画改革行程表においても同様の項目をKPIとして定めているところであるが、制度施行初年度であるため、施行状況を踏まえて2016年度に再検討を行うこととしている。
- そのため、施行状況を的確に把握するための事業評価指標を設定し、28年度からこの指標を活用することにより、KPI見直しに繋げていくこととしている。

《主な主体》

	2014・2015年度	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
生活保護等	<b>&lt;⑬生活困窮者自立支援制度の着実な推進&gt;</b>							
	生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す							
					平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			
						年間新規相談件数【2018年度までに40万件】 自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	

# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

## 連携通知<sup>(注)</sup>で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」  
(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用

- ・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援等

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保等

- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知等

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援等

**労働行政**  
(ハローワーク、地域若者サポートステーション等)

**生活保護**  
(福祉事務所)

**ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策**  
(福祉事務所、児童養護施設等)

**障害保健福祉施策**  
(障害者就業・生活支援センター等)

**地域福祉施策**  
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

**住宅施策**  
(居住支援協議会)

**生活困窮者自立支援制度**  
(自立相談支援機関)

**介護保険**  
(地域包括支援センター等)

**子ども・若者育成支援施策**  
(子ども・若者支援地域協議会等)

**国民年金保険料免除制度**

**多重債務者対策**  
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

**農林水産分野**

**矯正施設**  
(保護観察所等)

**教育施策**  
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

- ・農林水産分野における就労の場の確保

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供等

# 4 各地の生活困窮者自立支援 の取組事例

# 岩手県 宮古市

～「森・川・海」とひとが共生する  
安らぎのまち～



人口	5.5万人
面積	1,259km <sup>2</sup>
保護率	14.5‰

地図データ: Google

## 基本データ

自立相談支援機関：宮古市社会福祉協議会へ委託

(宮古市末広町のくらしネットみやこ相談室)

- 任意事業は就労準備・家計相談・一時生活・子どもの学習支援(社協へ委託)

平成27年度支援実績(人口10万人・1ヶ月当たり)

- 新規相談 25.5件
- プラン作成率 22%

実績数値からみた支援の特徴：

- 新規相談件数が多い
- プランでは、家計相談支援事業の利用比率が高い

(参考)プラン作成率＝  
プラン件数／新規相談件数

## ポイント①：ニーズをとらえた家計相談支援

- ◆ 生活困窮世帯の相談には、①収入があっても家計が回らない、②就労していない、の2つが多い。①には家計表の作成、貸付利用や債務整理を、②にはハローワークの就労支援ナビゲーターと連携した就労支援を実施。
- ◆ ①・②いずれの場合も、世帯が困窮状態から抜け出すには家計改善が必須(したがって家計相談支援事業の利用が多いのは必然)。
- ◆ 就職活動のためにはどのくらいの収入が必要なのか把握する必要があり、家計相談支援と連動。
- ◆ 家計表の作成により、支出をまかなうために「あといくら必要なのか＝増収すべき目標額」を立てることができる。目標を立てることで、本人は自立に向けた意欲を持つことができる。

## ポイント②：地域資源に応じた連携

- ◆ よりそいホットラインと業務提携を結び、時間外の相談対応を担ってもらっている。
  - ・相談室の留守番電話でよりそいホットラインの番号を案内。
  - ・緊急に対応すべき相談が寄せられた場合は、よりそいホットラインから自立相談支援機関あてに連絡が入るようになっている。
- ◆ NPO法人や生活協同組合から食糧支援の協力を得ている。
- ◆ 市内企業から軽作業を受注し、就労準備に活用している。就労支援に協力してもらえる事業所をさらに拡げていきたい考え。

# 山形県 酒田市

## ～湊酒田 粋な文化に出会うまち～



人口	10.6万人
面積	602.97km <sup>2</sup>
保護率	8.5%

地図データ: Google

### 基本データ

自立相談支援機関：酒田市社会福祉協議会へ委託  
(酒田市地域福祉センター内)

- 任意事業は未実施

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- 新規相談 27.4件
- プラン作成率 26%

実績数値からみた支援の特徴：

- 新規相談件数が多い
- プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

### ポイント①：庁内外との連携の積み重ね

- ◆先進地視察等により「市の関係課庁内調整が重要」と認識し、所管課（福祉課）が庁内関係16課に協力依頼。施行後は自立相談支援機関が改めて関係課や民生委員に協力依頼を実施。
- ◆この結果、関係課からの紹介や「地域からの情報でセンターを知った」という相談が多くなっている。
- ◆社協が長年培ってきた「36の学区・地区社協を母体とする地域福祉活動」を通じた周知も効果がある。
- ◆専用電話、メール相談などの工夫も実施。
- ◆生活福祉資金長期滞納者へのアプローチを実施。世帯員の死亡や離職などで支援開始となるケースも。
- ◆支援調整会議において、ひきこもりの人に対する支援に苦慮していることを関係課で共有したことをきっかけに、新たなひきこもり対策事業を共催

### ポイント②：就労支援のメニューづくり

- ◆「ハローワーク等の敷居が高い」と感じている人に同行支援することが多い。一人で就職活動して不採用が続くと意欲が減退するが、就労支援員が丁寧に相談に乗ることで本人の就労意欲が回復・向上し、就労につながっている。
- ◆関係者との情報交換により、様々な対象者に対応できるよう就労支援メニューを充実。
  - ・障害者就労相談事業者からの情報により、農家での野菜収穫作業を開拓。
  - ・商工行政から内職情報を得て企業訪問し、内職作業を開拓

# 千葉県 八街市

～ひと・まち・みどりが輝く  
ヒューマンフィールドやちまた～



人口	7.2万人
面積	74.8km <sup>2</sup>
保護率	13.0‰

## 基本データ

自立相談支援機関：共同事業体委託（八街市社会福祉協議会・社会福祉法人生活クラブ・社会福祉法人光明会）  
（八街市総合保健福祉センター内）

- 任意事業は未実施

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- 新規相談 27.8件
- プラン作成率 29%

実績数値からみた支援の特徴：

- 新規相談件数が多い
- プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

## ポイント①：共同事業体方式の良さを発揮

◆ 共同事業体方式でノウハウの異なる3法人が参画しているメリットを最大限に生かしている。

- 生活福祉資金の相談と相互に連携。自立相談支援機関の就労支援により就労決定→初回給与までの生活費を生活福祉資金で確保→就労開始・自立、という流れを作りやすい。
- 生活福祉資金の条件に合わないが返済意思・能力のある場合は、生活協同組合生活クラブの貸付を検討。
- ユニバーサル就労や障害者就業・生活支援センター事業のノウハウを生かした企業開拓により、制度への理解が企業にも浸透。相談員が毎週情報を更新して就労支援に当たっている（マッチングはハローワーク経由）。
- 社協の持つボランティア情報等も活用。

## ポイント②：充実した連携状況

- ◆ 関係機関への制度説明は電力会社、ガス協会、水道課、商工会議所、シニアクラブ、ケアマネ協議会、民生委員など。自治会などのチラシ回覧や出張相談、フェイスブック周知なども含め相談件数は日に日に増加。
- ◆ アセスメントにおいては、社協の臨床発達心理士（社協に別事業で関わっている臨床発達心理士）、医療機関のPSW、法テラスの担当者相談などから専門的アドバイスを受けている。
- ◆ 県営住宅管理部署とも連携し、多額の家賃滞納があるが収入申告をしておらず家賃が高額で滞納が増え続けている相談者に対して、生活再建を支援している。

# 千葉県 富津市 ～共に生きるまち～



地図データ: Google

人口	4.5万人
面積	205.53km <sup>2</sup>
保護率	8.9‰

## 基本データ

自立相談支援機関：富津市社会福祉協議会へ委託  
(富津市役所庁舎内)

- 任意事業は未実施

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- 新規相談 11.9件
- プラン作成率 96%

実績数値からみた支援の特徴：

- プラン作成率が高い
- プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

## ポイント①：高いプラン作成率の背景

◆「新規相談＝プラン策定」と位置づけ、何らかの形でプランまで関わり、同意を得ることを目指している。

◆相談者は、  
・市役所内に窓口があることから、生活保護や税などの相談からつながるケース（すぐにでも就労を目指すことが目標となる人が多い）、

い）、  
・社協の貸付相談からつながるケース、  
・地域包括支援センターが把握している世帯からつながるケース、

などがある。

◆独自の家計相談（家計表の作成までを行い、指導・助言をしている）も含めた就労支援を実施

## ポイント②：シルバー人材センターの活用

◆社協内にあるシルバー人材センターを効果的に活用。

・60歳以上ですぐにでも現金を必要としている人には早急に配分金を得ることができる単発作業を案内（貸付に頼る必要がない）。

・ハローワークの就労支援ナビゲーターによる就労支援につなぐまでの間、生活費の面や身体を慣れさせる就労準備的な役割として活用。

※ナビは相談者の希望に沿った職種をピンポイントで提案するので、就労できる確率が高い。

◆独自の家計相談と組み合わせ、高齢者に対しては効果的な支援となっている。無年金の単身者

# 東京都 東村山市 ～自然多きまち～



人口	15.0万人
面積	17.1km <sup>2</sup>
保護率	22.6%

## 基本データ

自立相談支援機関：中・高年事業団やまて企業組合へ委託  
(市役所市民センター内)

- 任意事業は就労準備と子どもの学習支援 (やまて企業組合へ委託)

平成27年度支援実績 (人口10万人・1ヶ月当たり)

- 新規相談 24.1件
- プラン作成率 52%

実績数値からみた支援の特徴：

- 新規相談件数が多く、プラン作成率も高い
- プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

## ポイント①：広く支援を届ける相談体制

- ◆所管課の枠を越え、市役所として「複合的な課題を抱えている人にはまず自立相談支援機関を案内する」ことが徹底されている。

→相談には、都営住宅の申込みや年金受給といった事務手続きのみの利用も多く見られる。

- ◆多様な相談経路で多くの相談がつながっている。

- ・知人や家族からつながるケースが多い (→広く市内に周知する必要性を感じている)
- ・地域包括支援センターからつながるケースが多い、
- ・納税課からつながるケースが増加している、
- ・子どもの学習支援事業の利用者の親がつながるケースもある (→子どもの学習だけでなく

## ポイント②：ニーズをとらえた就労支援

- ◆就労支援ニーズを持つ特徴的な相談としては、
  - ・国民年金だけで生活ができない、年金収入は多いが家計管理ができないといった高齢者の相談 (60代以上で全体の4割)
  - ・手持ち金が少ないが社協の貸付要件を満たさないため、日払いの仕事が必要とする相談、
  - ・住居を失っている相談者 (家賃滞納によるアパート退去や離職に伴う寮退去など)、  
などがある。
- ◆ハローワークが遠く交通費がかかることもあり、  
ニーズに対応できる「日払い・寮付き・65歳以上可」といった求人独自で開拓。  
→就労支援員が企業の採用担当者との情報交換

# 長野県 駒ケ根市

## ～アルプスがふたつ映えるまち～



人口	3.2万人
面積	165.86km <sup>2</sup>
保護率	2.5‰

地図データ: Google

### 基本データ

自立相談支援機関：直営（市役所庁舎（保健センター）内）

- ・ 任意事業は就労準備（ひきこもり支援の実績がある合同会社へ委託）と子どもの学習支援（直営）
- ・ 家計相談支援事業の実施を検討中

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- ・ 新規相談 27.2件
- ・ プラン作成率 38%

実績数値からみた支援の特徴：

- ・ 新規相談件数が多く、プラン作成率も高い
- ・ 任意事業もふんだんに活用されている

### ポイント①：充実した連携状況～入口～

◆市の幹部の理解をベースに、庁内連携が徹底されている。

- ・ 担当が生活保護の係と同じであり、保護に至らない者をもれなく支援につなげている。
- ・ 福祉・教育・地域包括支援センターが同じ場所にあり、日常的な情報共有を行ってきた土壌を生かし、相互に連携。教育委員会が学校現場からの情報の取り次ぎを積極的に実施。
- ・ 民生委員が地域の世帯にチラシを置いてくるだけでも効果がある（支援に入れていなかった世帯が自ら相談に訪れるきっかけに）

◆プラン作成率が高いのは、①本人からの相談が多い、②既に本人と関わりの深い保健師や民生委員が同行する、等により同意を得やすいことが背

### ポイント②：充実した連携状況～出口～

- ◆実際の支援に当たっては、
  - ・ 「福祉を考える企業の会」の所属企業や、
  - ・ ライオンズクラブの参加企業、
  - ・ 保護司会や協力事業主会、救護施設との連携、
  - ・ 市直営の授産所「福祉企業センター」、等、地域の資源と幅広く連携。
- ◆「市内まいさぽ連絡会（※）」を開催し、任意事業委託先事業所、社協、地域包括支援センター、児童福祉担当が集まって意見交換を実施（1ヶ月に1回程度）。お互いに知らない情報を共有できた。

※「まいさぽ」は長野県内の自治体の生活

困窮者自立支援窓口の共通愛称

# 三重県 鳥羽市

## ～海女と真珠のふるさと～



人口	2.0万人
面積	107.34km <sup>2</sup>
保護率	4.9‰

### 基本データ

自立相談支援機関：鳥羽市社会福祉協議会へ委託  
(鳥羽市保健福祉センター内)

- ・ 任意事業は就労準備と家計相談（社協が受託）
- ・ 子どもの学習支援事業の実施を検討中

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- ・ 新規相談 20.3件
- ・ プラン作成率 39%

実績数値からみた支援の特徴：

- ・ 新規相談件数が多い
- ・ 就労支援メニューを中心にプランが作成されている

### ポイント①：広く支援を届ける相談体制

- ◆ 相談件数が多い背景は大きく二つ。
  - ① 地域内での結びつきが強く支え合いによって生計を維持しているケースが多い土地柄。従来は生活保護への抵抗感もあったと思われるが、制度施行により相談のハードルが下がった。
  - ② 観光地のため他県から住み込みで観光サービス業に就労するケースが多く、仕事に行き詰まった単身者・地域とのつながりがいない人の相談が多い。
- ◆ 支援員に介護支援専門員の経験があり、プラン作成による支援に抵抗なく取り組んでいる。
- ◆ 定期的な広報を行ってきたが、今後さらに、老老介護、8050問題などを見込んで、介護サービス利用料の滞納情報を持っている介護事業所に制度周知やニーズ聞き取り調査を行う予定。

### ポイント②：観光業を活用した就労支援

- ◆ 短期間の支援を希望する人が多いため、その意思を尊重し、就労準備支援で時間をかけるのではなくすぐに一般就労につなげている。
- ◆ 地元の観光業を支える宿泊業では、「1時間・2時間でも来てもらえれば助かる」という仕事があり、結果的に就労体験、訓練のようになっている。ただし、繁閑の波があるため生計を安定させるための転職支援も重視している。
- ◆ 無料職業紹介事業の許可を既に取得しており、これを生かして主産業である観光業や水産業との連携を図り、求職者に合った就労先を開拓していく予定。

# 大阪府 柏原市 ～ぶどうのまち～

人口	7.1万人
面積	25.33km <sup>2</sup>
保護率	18.0‰



## 基本データ

自立相談支援機関：柏原市社会福祉協議会へ委託、就労支援員のみ直営（市役所庁舎内）

- ・ 任意事業は就労準備（直営）、一時生活（府内広域実施）
- ・ 子どもの学習支援事業の実施を検討中

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- ・ 新規相談 23.5件
- ・ プラン作成率 46%

実績数値からみた支援の特徴：

- ・ 新規相談件数が多く、プラン作成率も高い
- ・ 任意事業もふんだんに活用されている

## ポイント①：広く支援を届ける相談体制

- ◆ 相談件数が多いのは、①窓口が庁内にあることから福祉部局との連携がとりやすいこと、②地域で寄り添い支援を展開しているコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）との定期的な会議で地域からつながるケースがあること、が背景。
- ◆ 市の広報として町内会の回覧板等でひきこもり対応を行っている旨を積極的に広報しており、親からの相談も多い。
- ◆ 支援調整会議を3レベルで開催し、組織的な連携体制を確立。
  - ・ 臨時：支援員レベルで随時開催する打ち合わせ
  - ・ 定例：月1回、プラン評価等を行う
  - ・ 全体：年1回、関係部局幹部も集めて大きなテーマで議論を行う

## ポイント②：就労支援のメニューづくり

- ◆ ハローワークとの連携以外に、日雇いや住み込みなど多様なニーズに対応できる雇用先の独自開拓に努めている。
- ◆ 初任給までのつなぎ支援として、生活福祉資金のほか、地元の社協・社福法人・NPO法人が独自に実施する貸付や給付、フードバンク事業と連携。
- ◆ 就労準備支援事業の後の利用を想定し、地域での社会参加機会を開拓。開拓に当たっては、生活困窮者とはどのような人かを理解してもらうため、就労準備支援事業の実際の利用終了者が話をするなどの工夫をしている。

# 岡山県 総社市

## ～福祉先駆都市を目指すまち～



人口	6.8万人
面積	212km <sup>2</sup>
保護率	6.7‰

### 基本データ

自立相談支援機関：総社市社会福祉協議会へ委託（社協の建物内）

- ・ 任意事業は家計相談と子どもの学習支援（社協へ委託）

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- ・ 新規相談 10.5件
- ・ プラン作成率 41%

実績数値からみた支援の特徴：

- ・ プラン作成率が高い
- ・ プランでは、家計相談支援事業や自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

### ポイント①：高いプラン作成率の背景

- ◆ プラン作成率が高い背景は大きく3つ。
  - ① アセスメントからプランまで集中的に関わるようにしていること（週2～3回の頻度で訪問支援）、
  - ② 行政の各福祉部局が自立相談支援機関の機能を理解しており、支援の必要性を本人に十分伝えた後でつながって来ること、
  - ③ 社協の貸付相談に必ず同席し、家計状況を整理していく中で家計相談支援に結び付けやすいこと、
- ◆ 地区民生委員児童委員協議会の定例会で事例紹介を行い、つなぐ対象者のイメージづくりを実施。実際に、定例会終了後に相談につながっている。
- ◆ 税や国保、水道料金等滞納者がつながる仕組みや、学校との連携関係づくりを検討していく考え

### ポイント②：地元の大学との連携

- ◆ 岡山大学・岡山県立大学と連携して事業を運営。
  - ・ 相談者の約6割に少額の債務があるため、  
家計相談支援事業を通じた支援の中で法科大学院の弁護士研修センターから弁護士の派遣を受け（週1回）、債務整理などのアドバイスを受けている
  - ・ 岡山大では子どもの学習支援事業を大学の授業と位置付けることにより、大学生が通年で参加。
  - ・ 学習支援事業は、学習だけでなく大学生と交流する居場所としても機能。
  - ・ 制度運営方針などを審議する協議会にも

# 鳥取県 北栄町 ～風車とコナンのまち～

人口	1.4万人
面積	57km <sup>2</sup>
保護率	0.51%



## 基本データ

自立相談支援機関：直営

- ・ 任意事業は就労準備（NPO法人へ委託）、家計相談（社協へ委託）、子どもの学習支援（学習塾へ委託）

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- ・ 新規相談 22.3件
- ・ プラン作成率 74%

実績数値からみた支援の特徴：

- ・ 新規相談件数が多く、プラン作成率も高い
- ・ プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

## ポイント①：直営の良さを発揮

- ◆ 生活困窮者支援の枠にとどまらずまちづくりまで見据えた施策としていくために、直営方式を選択。
- ◆ 所管課が生活保護・障害者施策・要保護児童・民生児童委員等を担当しており、経験豊富な職員の相互連携が容易。業務上関わりのある既存の社会資源へのアプローチもしやすい。
- ◆ 副町長をトップとする庁内連絡会の中で具体的な連携を図っている。
  - ・ 庁内担当各課が持つ困窮者対策の横断的な情報共有の場を設置
  - ・ 個人情報提供の同意書を定め、スムーズに所管課への連携ができる仕掛けづくり

## ポイント②：農福連携による出口づくり

- ◆ 既存の社会資源と連携し、スピーディに支援の枠組みを構築。
  - ・ H27春：無料職業紹介事業の登録を行い、商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介できる体制を構築。
  - 障害福祉サービス事業所である社福法人からの申出を受け、就労訓練事業の検討開始。
  - ・ H27秋：県と連携した独自のモデル事業（補助事業）を補正予算計上。
  - ・ H27末：農作業をメインにした雇用型（最賃）
  - ・ 定員5名で県内初の認定。あっせんした4名が採用され、現金収入を得て自活。
- ◆ 農業のみならず、介護・子育てや独居高齢者の買物支援などの地域課題解決とも連携していく考

# 山口県 防府市 ～文化と産業のまち～

人口	11.6万人
面積	188.59km <sup>2</sup>
保護率	5.5%



## 基本データ

自立相談支援機関：防府市社会福祉協議会へ委託  
(防府市文化福祉会館内)

- 任意事業は家計相談・一時生活（社協へ委託）、子どもの学習支援（直営）

平成27年度支援実績（人口10万人・1ヶ月当たり）

- 新規相談 18.3件
- プラン作成率 39%

実績数値からみた支援の特徴：

- 新規相談件数が多く、プラン作成率が高い
- プランでは、自立相談支援機関の就労支援の利用比率が高い

## ポイント①：ハローワークとの連携

◆ 福祉事務所・ハローワークからの紹介により相談件数が多くなっている。

◆ 派遣の仕事が多く、派遣会社のアパートに住んで就労している人が、仕事を失うと住む場所も失うというパターンがある。

→住居を失うおそれのある相談者に対して、住居確保給付金を活用しながらハローワークとの連携を密にして就職活動を精力的に行ってもらい、就労につなげている。

※ハローワーク防府の求人情報は「フルタイム経験・資格不問」「運搬・清掃・包装など」「住み込み可能求人（県内）」などに分類されており利用しやすい。

## ポイント②：緊急的な支援の活用

◆ 住居確保が課題となる人に対しては、住居確保給付金の活用のほか、

- 一時生活支援事業として、その都度市内のホテル等で宿泊、食事の提供支援を実施。
- 保証人等がおらず、早期に民間の賃貸住宅への入居が困難な者に対しては、NPO法人が運営する無料低額宿泊所とも連携し対応。

◆ 社協の貸付相談から生活困窮相談へとつながる人も多く、派遣会社等から求人情報の提供を受ける等、就労するために必要な支援を実施した上で、就労後に最初の給料が支給される間の生活費として、緊急小口資金の貸付を速やかに実施している。

◆ 生活資金の乏しい人を支援するためのフードバンクの設置と早期に一般就労が困難な者に対して、就労準備支援としての事業先の開拓を検

# 5 新たな時代に対応した 福祉の提供ビジョン・地域共生社会

# 誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスの実現

## 現状と課題

- 家族・地域社会の変容等に伴い、ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進行。  
また、我が国は人口減少局面に入っており、福祉サービスの持続可能性が課題。
- これまで福祉サービスは、高齢、障害、児童その他対象者ごとに充実してきたところ、複合化するニーズに単独の機関によるアプローチでは、十分対応できないケースも存在。
- 人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくとともに、人材確保についても検討することが必要。
- 誰もが支え・支えられる社会の実現を目指しながら、地域の状況に照らして適切な福祉サービスの提供体制を構築することが必要。

## 検討方針

課題を解決するため、あらゆる地域で全世代・全対象型地域包括支援の実現を図るべく、以下の視点で検討していく。

- ① 対象者やその世帯への相談支援体制を分野横断的かつ包括的に確保するための方策を検討
- ② それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることを可能とし、複数分野の支援を総合的に提供する方法等を検討
- ③ 限られた人材による良質なサービス提供が可能となるよう、将来を見据えた福祉サービスの在り方を検討
- ④ 福祉人材が多様なキャリアステップを歩める環境の整備や、全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の在り方を検討

## 改革の方向性

左記を踏まえると、新たな福祉サービスを構築するため、以下のようなことが求められる。

### 【改革の方向性】

- ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み
- 生産性の向上
- 総合的な福祉人材の育成

### 【改革の方向性を踏まえた当面の取組例】

- ① 包括的な相談支援の実施  
複数のサービスをコーディネートする機能を強化するとともに、既に取り組んでいる事例を分析・検証し、全国展開
  - ② 地域の実情に合ったサービス提供体制の確立  
地域の実情に合わせたサービス提供を可能とするため、分野を問わず総合的にサービスを行うことも一つの在り方として提示し、これを阻害する基準緩和等
- 生産性の向上に向けた効率的・効果的なサービス提供体制を確立するため先駆的な取組を分析・検証し、全国展開
  - 試験科目免除等、複数資格取得を容易にする措置
  - 分野横断的に必要とされる基礎知識等の研修の確立

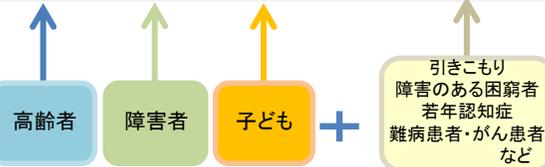
# ～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

## 4つの改革

### 新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

#### 1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 〕による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

#### 2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

### 背景・課題

#### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



#### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

### 新しい支援体制を支える環境の整備

#### 4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

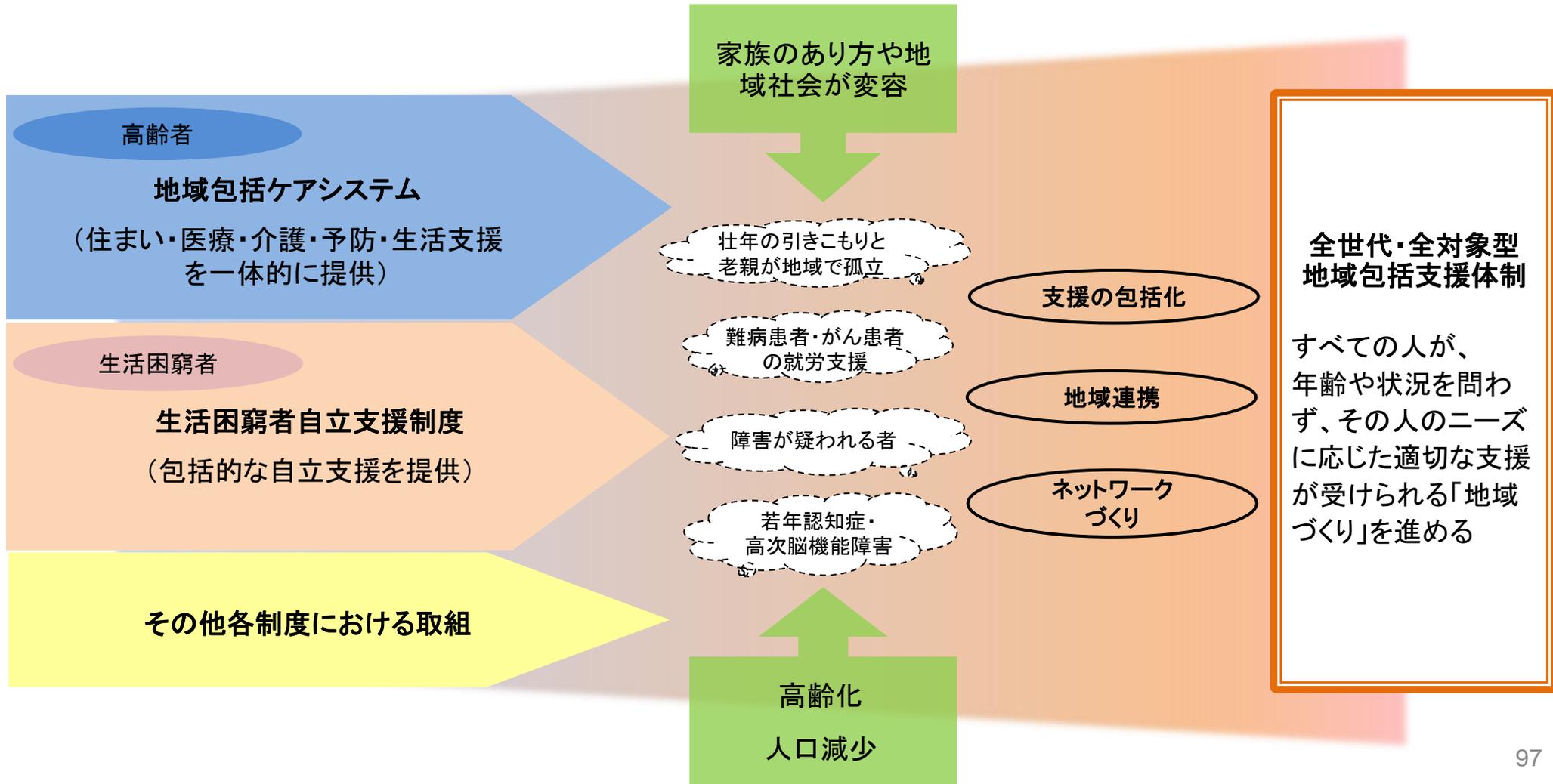
#### 3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

# 新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



# 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンの検討状況について

- 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化している。
- これらの課題を解決するため、厚生労働省の「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」において、昨年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめた。
- 本ビジョンでは、今後の福祉の方向性として、①新しい地域包括支援体制の構築、②効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上、③総合的な人材の育成・確保、の3つの事項を示している。
- 今後は、昨年度に取りまとめた工程表に基づき、順次取組を進める。

## (参考：新たな福祉サービスの提供システム等のあり方検討プロジェクトチーム構成員)

大臣官房長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長（主査）、障害保健福祉部長、老健局長、政策統括官（社会保障担当）、大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）、大臣官房審議官（健康・生活衛生担当）、大臣官房審議官（医療介護連携担当）、大臣官房審議官（年金担当）

## (参考：主な取組事項)

### 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。（平成28年度予算額：5億円）

### 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供

地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する。

昨年度は、現行制度の規制等について運用上可能な事項に係るガイドラインを策定。

今後は、各制度の人員基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れて、平成30年度まで

# 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

## ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消**

<総合的な福祉サービスの提供のイメージ>



## 明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせることで福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

<福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス(例)>

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

### ① 兼務可能な人員

- ・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

### ② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

- ・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

- ・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

### ③ 基準該当障害福祉サービス等<sup>(注)</sup>が活用可能であること

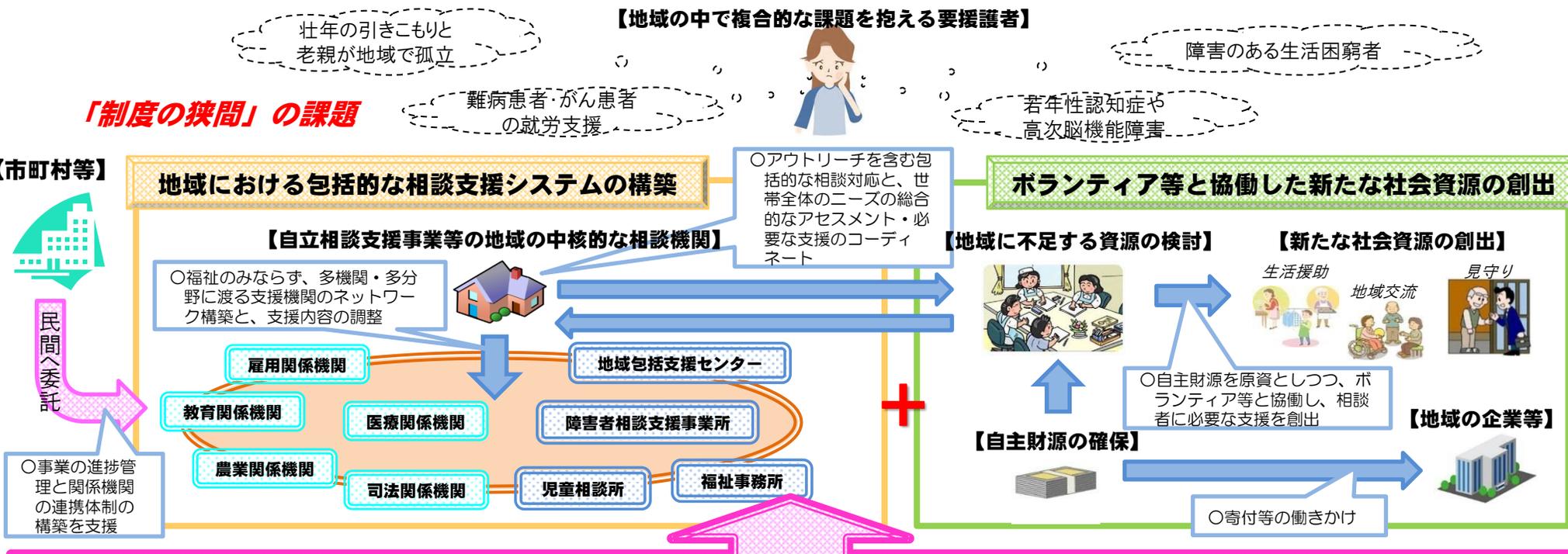
高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等: 指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者(児)を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要な社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

# 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」による支援対象者のイメージ

○ 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」においては、複合的かつ多様な課題を抱えているが故に必要な支援につなげていない、次のようなケースを主たる支援対象として事業を展開する。

- ① 相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース
- ② 相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース
- ③ 既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース
- ④ あるいはこれらが複合しているケース

## 【具体的な支援対象者のイメージ】

（要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもが同居）



- 包括的なアセスメントの実施
- 相談内容の共有
- 関係機関のネットワーク化
- それぞれの役割分担の整理

相談支援包括化推進員は、世帯全体の課題を受け止めるため、相談支援包括化推進会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進

（障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる人）



- 新たな社会資源の創出の働きかけ
- 支援内容のモニタリング

（医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居）



※ 生活困窮に起因するニーズがある場合には、自立相談支援機関を中心に対応。

（単独の機関で対応可能なニーズに留まる世帯）



⇒ この事業の対象とはならず、各機関で対応。 101

# 新・第3の矢② 生涯現役で自分らしく活躍する社会の実現

平成28年4月26日

一億総活躍国民会議塩崎大臣提出資料

□ 生涯健康で自立し、役割を持てる社会を、社会全体で実現する。

## 生涯にわたる健康づくり・予防対策の推進

- 保険者のリーダーシップの確立、データヘルスの全国展開
  - ⇒ ICT・ビッグデータ活用、保険者機能の強化・連携等によりデータヘルスを強力に推進
  - ⇒ 医療関係者やデータ分析を行う民間企業との連携強化により保険者機能を支援
  - ⇒ 保険者インセンティブ改革
- 医療のICT化の推進(生涯を通じた医療データ蓄積に向け基盤整備・次世代医療ICTプラットフォーム構築)
- 高齢期の疾病予防・介護予防等の推進(フレイル等の総合対策、認知症施策の総合的な推進等)

□ 相互に支え合い、子ども・高齢者・障害者などの多様な活躍の場のある社会を、社会全体で実現する。

## 暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」へのパラダイムシフト

- 「支え手」「受け手」に分かれた社会から、ともに創る「地域共生社会」へ
  - ⇒ あらゆる住民が、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成。  
福祉サービスと協働して子育てなどを支援。
- 「タテワリ」から「まるごと」へ
  - ⇒ 対象者ごとに整備されている福祉サービスの一体的な提供の推進。

### 【具体的な対応】

- 施設・人員基準や報酬体系の見直し、担い手の資格や養成課程の見直しを検討。
- 地域課題の把握や解決の支援体制(コーディネート機能など)を構築。
- 包括的な相談支援体制や地域における一体的なサービス提供を支援するための制度を創設。

目指すべき将来像

- 子どもから高齢者に至る生涯を通じた予防により、平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速。
- 医療・介護の保険者がその機能及び体制を強化し、国、自治体、民間とともに生涯現役社会の実現に向けて機能を発揮
- 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、いつまでも、その人らしく家庭・職場・地域で活躍し、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現

# 暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」

平成28年4月26日

一億総活躍国民会議塩崎大臣提出資料

## 【地域共生社会の好循環】

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、健全な成長に効果。

高齢者

子育て支援などで役割を持つことが、予防に効果。

障害者

活躍する場を持つことが、自立・自己実現に効果。

## 地域の実践例①：「富山型デイサービス」（富山県）

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント



## 地域の実践例②：「おじゃまる広場」など（三重県名張市）

- 名張市では、子ども・高齢者・障害者の誰もが活躍できる場を作り出し、好循環を生み出す仕組みを構築。
- 高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。（「おじゃまる広場」、「子ども支援センター」など）
- このほか、「まちの保健室」は、介護・生活・子育てなどワンストップの相談窓口、地域づくりと地域福祉の総合的拠点として機能。



「つづおじゃまる広場」の光景：高齢者がボランティアとして、子育て支援・親子の孤立防止に活躍

「子ども支援センターかかやき」では、高齢者や障害者が子育て家庭の支援で活躍

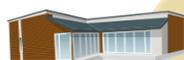


# 地域の実践例③：「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手創出事業」（北海道石狩郡当別町）

平成28年4月26日

一億総活躍国民会議塩崎大臣提出資料

## 共生型地域オープンサロン



- 障がい者の就労拠点（喫茶店）
- 高齢者の介護予防ボランティア
- 子どもたちの学び・遊ぶ場



### ◎障がい者就労

- 多様な障がい者就労の場
- 同時に、子どもたちの障がい者理解の場に



### ◎介護予防ボランティア

- 駄菓子屋で値札付けなどをしながら、子どもや障がい者と交流・見守り
- 高齢者に介護予防・生きがい創出



### ◎体験型学童保育

- 子どもたちによるお菓子作りやカフェ店員などの体験など

## 共生型地域福祉ターミナル



- 総合ボランティア拠点
- インフォーマルサービスのフレストップ拠点
- 地域の日常的な世代間交流スペース



### ◎特技を生かした社会貢献

- 高齢者と子どもが囲碁を通じて心を通わす
- 子どもも高齢者の生きがいを高めて活躍



### ◎子育て支援

- 育児支援を受けたい方と育児の手助けができる地域住民が会員組織を結成
- 地域互助で育児を支え合い



### ◎住民相互の生活支援

- 移動手段の確保など公的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- 独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う仕組みづくり

## 共生型コミュニティ農園



- 障がい者の就労拠点（レストラン）
- 高齢者の就労拠点（農園）
- 男性団塊世代など多世代交流拠点



### ◎障がい者就労

- 個々の障がい者の得意分野に応じた就労の取組
- 飲食業の監修によるレストラン経営（企業参画型）



### ◎認知症高齢者の活躍

- 要介護の認知症高齢者が農業経験を発揮
- 地元農家による監修（農福連携）



### ◎団塊世代の活躍

- 団塊世代の高齢者が若い世代を巻き込んだイベントを企画し、リタイア後の人生活力に
- 畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

# 地域包括ケアの深化に向けた新たな施策展開

平成28年5月11日  
経済財政諮問会議塩崎大臣提出資料

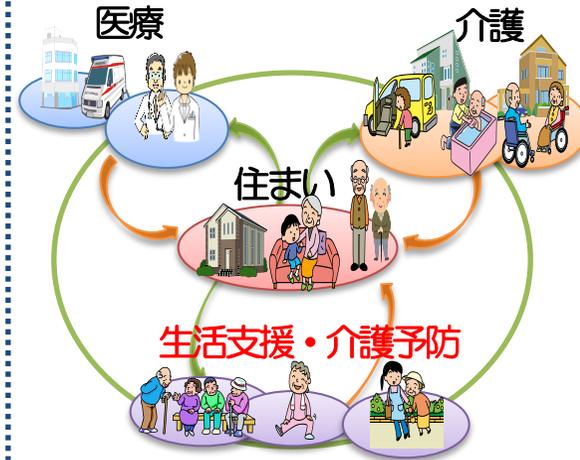
## 基本的な考え方

地域包括ケアシステムは、高齢者等の多様なニーズに応え、自立し充実した地域生活の実現を目指すもの。これまで、**地域医療介護総合確保法等に基づき高齢者施策を軸に推進**。

今後はさらに、地域の生活支援サービスの育成・支援を図る仕組みを整備しつつ、医療、介護等の公的サービスとの適切な組み合わせにより、**高齢者のみならず、地域で支援を必要とする方々の暮らしを支えられるよう、地域包括ケアを深化させていく**。具体的には、

- 医療・介護の**保険者機能を一層強化**し、そのリーダーシップの下で、**医療・介護の質の向上や予防等の取組を強力に推進**。
- 高齢者のみならず、地域住民の多様なニーズに応えるため、**地域コミュニティにおける「支え合い」の機能の充実**や**民間事業者による保険外サービス**の育成・活用を推進。対象者ごとに整備されている福祉サービスも、「タテワリ」から「まるごと」へと転換（「**地域共生社会**」の実現）。
- 医療分野等の**イノベーションを促進**する振興策を積極的に展開。また、**公的サービスを補完する民間の活力・資金を積極活用**（**ソーシャルインパクトボンドの活用等**）。

## 地域包括ケアシステム



## 新たな施策展開

### 保険者インセンティブ改革

- データヘルス・介護予防の横展開の加速化
- 保険者機能の強化

※第5回会議(4月4日)提出資料参照

### 「地域共生社会」の実現

- すべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会の実現
- 福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へ

※第6回会議(4月18日)提出資料参照

### イノベーション促進と 民間活力の積極活用 【公的サービスの産業化】

- ①介護ロボット等の**次世代型介護技術**を活用した**介護の質・生産性の向上**
- ②**医療系ベンチャー**の振興による**革新的創薬や治療法**等の創出
- ③**多様な保険外サービス**等の**ヘルスケア産業**の健全育成・利活用の推進
- ④**ソーシャルインパクトボンド**など**民間の活力・資金の活用**

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- 有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：  
保育士 約6割（2015年度・推計）  
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NP0との連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNP0などが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- 多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護と同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- 医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- 医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
地域課題の解決力の強化／福祉サービスの一体的提供／総合的な相談支援体制づくり	<small>福祉サービスの一体的な提供について運用上の対応が可能な事項のガイドラインを策定</small> <small>誰もが支え合う地域構築に向けた福祉サービスの実現（平成27年9月17日・厚生労働省）</small>	設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討	検討結果を踏まえた対応を実施	相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討									2020年～2025年を目途に： 地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開  2021年度： 新たな共通の基礎課程の実施
		各地域における体制の確立・充実											
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し	<small>介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討</small> <small>福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・保育士試験科目の一部免除について検討</small>	各資格の履修内容に関する研究	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論			新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施						2021年度： 新たな共通の基礎課程の実施	
		介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討	資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から履修期間短縮を実施			可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程創設後も、既取得者に適用							
		福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・保育士試験科目の一部免除について検討	単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から単位認定を実施			業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施							